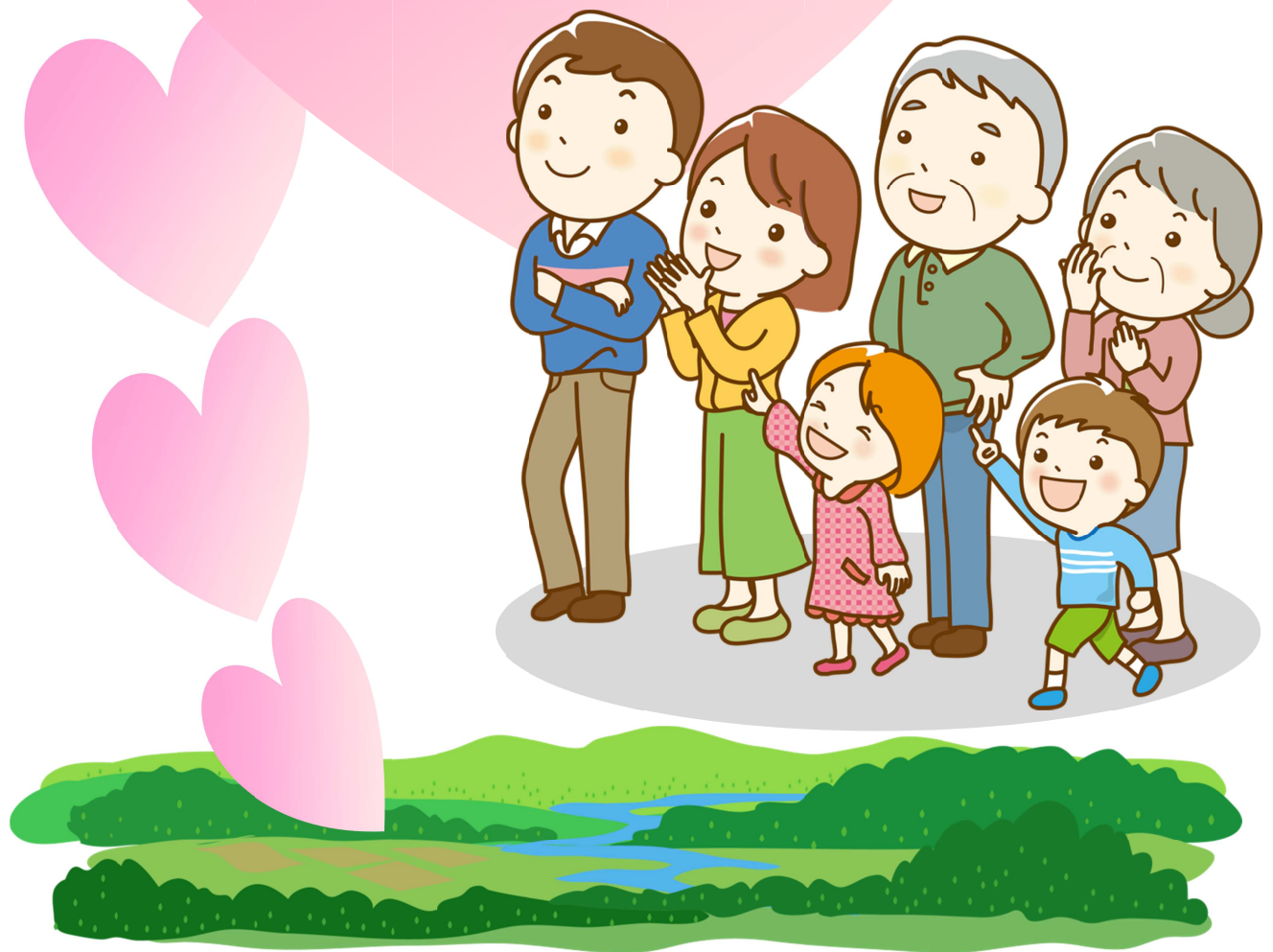


第2期 多良木町子ども・子育て支援事業計画

子どもの笑顔に魅せられて
もう一人産みたくなるまちづくり



令和2年3月
多良木町

□■町長あいさつ

現在、わが国では、人口減少と少子高齢化による核家族化の進行、就労形態の多様化、児童虐待の社会問題化等、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。

このような状況の中、国では、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」のもとで、教育・保育の量の確保と質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実等に取り組むとともに、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することを義務付けました。



これを受け、本町では平成27年3月に「多良木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、教育・保育の受け皿の計画的な整備と、様々な子育て支援策の実施を推進してまいりました。また、新たな取組として、給食費の半額助成、球磨人吉地域でもいち早い18歳までの医療費無償化の実施等、子育て支援のさらなる充実にも力を入れてまいりました。

この度、「多良木町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を満了することから、新たに令和2年度からの5年間の計画として「第2期多良木町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、「子どもの笑顔に魅せられてもう一人産みたくなるまちづくり」を基本理念とし、保護者が「多良木で生み育ててよかった」、「多良木町で子育てをしたい」と感じ、本町で育つ子どもたちにも「いつか多良木町で子育てをしたい」と思ってもらえるような、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指しております。今後、球磨人吉地域の人口減少、少子化がより一層進むことが予想されていることから、これを町の大きな課題として受け止め、本計画に基づき、子どもや子育て世代への支援のより一層の充実を推進いたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「多良木町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、本町の教育・保育、地域の子育て支援等の関連機関の皆様方、アンケート調査などにご協力をいただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。今後、本計画の実現とすべての子どもの健やかな成長に向け、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

多良木町長 吉瀬 浩一郎

目次

第1部 総論	2
第1章 序論	2
第1節 計画策定にあたって	2
第2章 本町の子育ての状況	6
第1節 次世代育成支援計画の評価	6
第2節 統計データから見る多良木町の状況	7
第3節 アンケート調査結果	18
第4節 事業者等ヒアリング調査	34
第5節 現行計画の評価	37
第6節 課題のまとめ	52
第3章 計画の将来像	60
第1節 計画の目指す姿	60
第2節 計画の全体目標	61
第3節 基本構想と基本計画の枠組	63
第2部 各論	66
第1章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進	66
第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像	66
第2節 教育・保育提供区域の設定	67
第3節 子どものための教育・保育給付	68
第4節 地域子ども・子育て支援事業	76
第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	82
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	82

第2章 多良木町の取組	83
第1節 多良木町に生まれてよかった.....	83
第2節 多良木町で育ってよかった.....	88
第3節 いつか多良木町で子育てしたい.....	97
第3章 目標事業量の設定	100
第4章 計画の推進体制	101
第1節 計画の推進に向けた役割	101
第2節 計画の推進に向けた3つの連携.....	102
第3節 計画進捗状況の管理	103
第3部 資料編	106

総論



第1部 総論

第1章 序論

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させています。このことが、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立感や、家庭や地域における子育て力の低下にも繋がっています。

子育て支援をめぐっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域など、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なります。

多良木町では、平成26年度に「多良木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本町においては、「多良木町子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2期多良木町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと関連計画との整合性

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

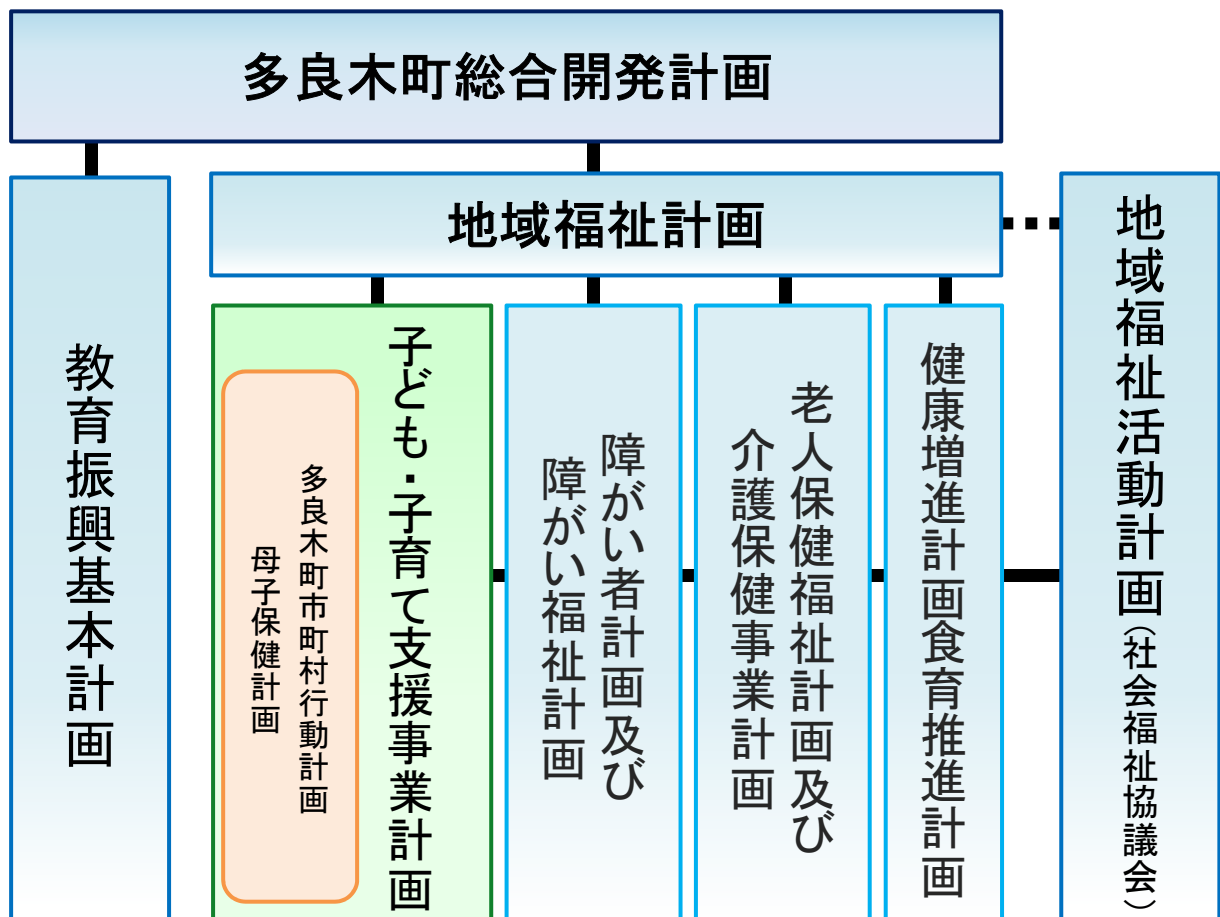
また、「多良木町総合開発計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、すべての子どもの「育ち」と子どもを養育する保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が「市町村行動計画」に包含されることから、この計画を「母子保健計画」としても位置付けることとします。

さらに、教育振興基本計画、健康増進計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画、地域福祉計画と整合を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものです。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



3 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しをおこなうものとしています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
子ども・子育て 支援事業計画		第1期計画					第2期計画（本計画）				
次世代育成支援 対策行動計画		市町村行動計画									
母子保健計画		母子保健計画					母子保健計画				



4 計画策定に向けた体制と取組について

(1) 多良木町子ども・子育て会議の位置づけ

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等に当たっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「多良木町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。

また、多良木町子ども・子育て会議設置条例第2条において定める町長の諮問機関です。

(2) 計画策定に向けた主な取組

本計画策定に向けた主な取組は以下のとおりです。

令和元年6月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和元年10月	第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議設置条例について説明 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みについて
令和2年1月27日	第2回子ども・子育て会議 ・第2期多良木町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2年3月	第3回会議中止に伴い郵送で資料送付・承認

第2章 本町の子育ての状況

第1節 次世代育成支援計画の評価

1 目標事業量設定事業の評価

次世代育成支援行動計画の評価は、12事業で目標を達成、または需要の把握を実施しましたが、1事業で目標が達成されませんでした。

今後は、特に未実施の事業について、保護者等のニーズを踏まえ、事業実現の可能性を検討するとともに、補助事業としての実現だけではなく、本町の規模に合致した自主事業としての実現についても検討します。

■特定12事業の実施状況について

(○：達成、×：未達成)

項目		目標 令和元年度	実績 令和元年度	評価
1	通常保育事業	420人	299人 ※待機児童無し	○
2	特定保育事業	需要の把握に努める	ニーズ調査にて実施 ニーズ無し	○
3	延長保育事業	5か所	5か所	○
4	夜間保育事業	需要の把握に努める	ニーズ調査にて実施	○
5	トワイライトステイ事業	需要の把握に努める	ニーズ調査にて実施 ニーズ無し	○
6	休日保育事業	需要の把握に努める	ニーズ調査にて実施	○
7	病児・病後児保育事業	1か所	1か所	○
8	放課後児童 健全育成事業	学童クラブ	4か所	○
		放課後 子ども教室	4か所 ※全校区に各1か所	○
9	地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)	3か所	3か所	○
10	一時預かり事業	3か所	5か所	○
11	ショートステイ事業	児童の環境を考えながら ニーズに応じて行きたい	ニーズ調査にて実施 ニーズ無し	○
12	ファミリー・サポート・ センター事業	1か所	0か所(休止)	×

第2節 統計データから見る多良木町の状況

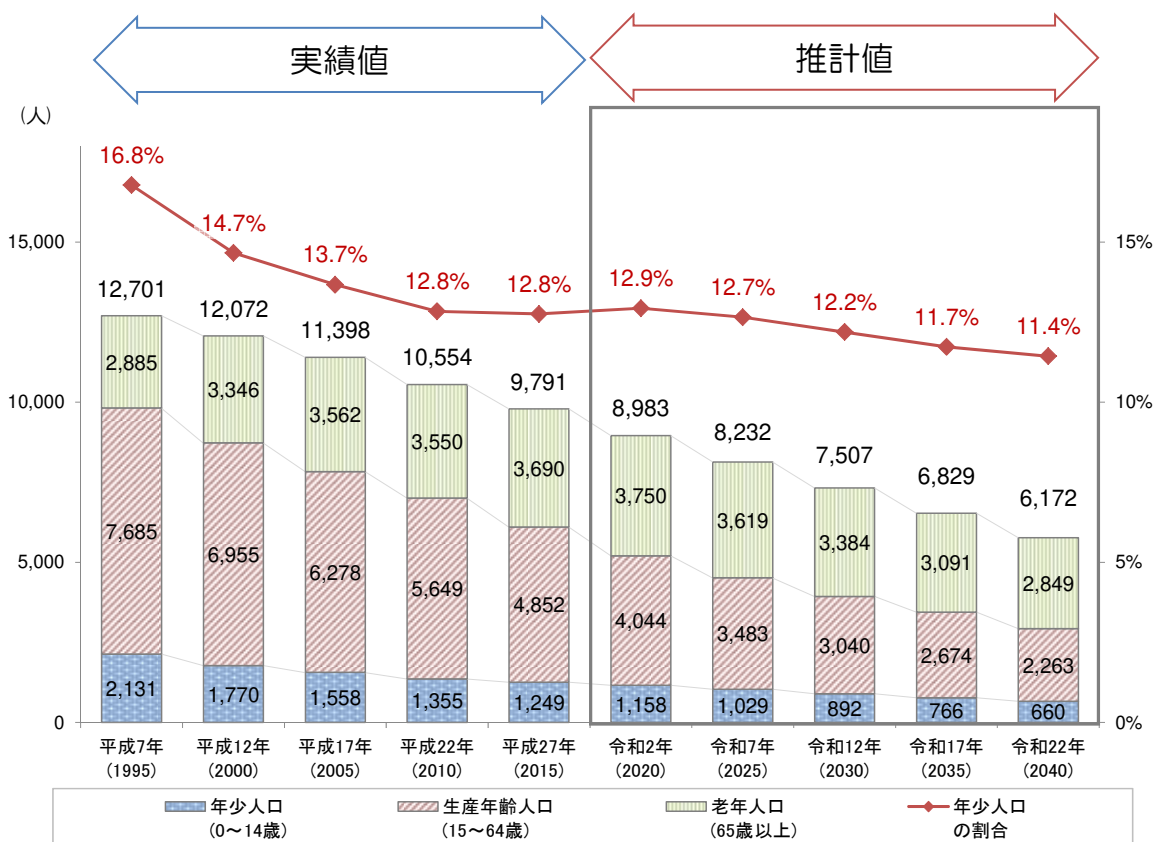
1 人口に関する状況

(1) 年齢3区分人口の推移

本町の人口は、一貫して減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口は減少すると予測されています。

年少人口の割合については、減少傾向で推移しており、今後も年少人口の割合はおおむね減少すると推計されています。



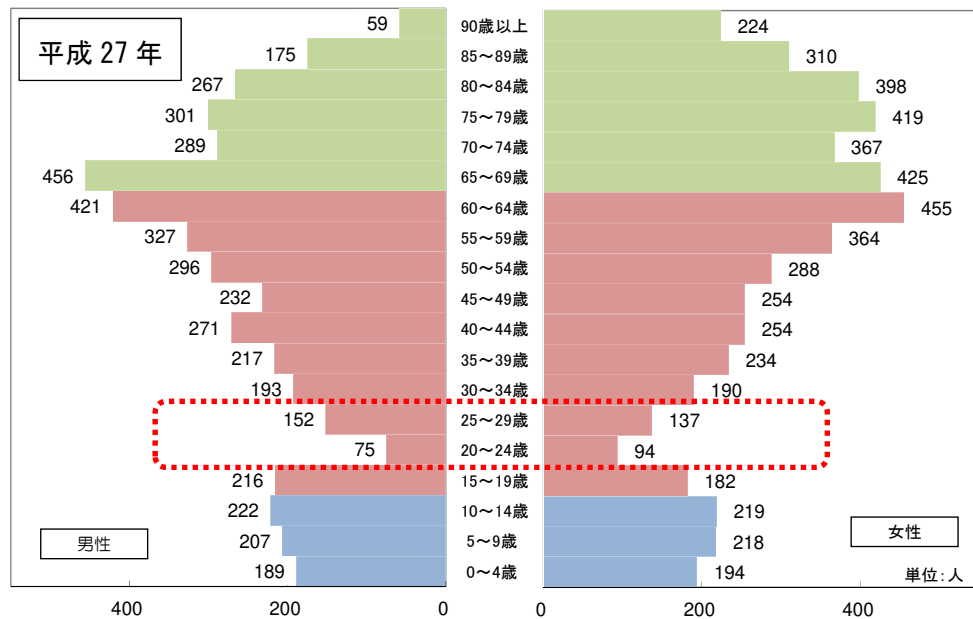
出典：平成7年～27年は「国勢調査」総務省

令和2年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口構成図

平成 27 年の本町の年齢別の人口構成は、男性は 65～69 歳の層が最も多く、次いで 60～64 歳となっており、女性は 60～64 歳の層が最も多く、次いで 65～69 歳となっています。このことから、近年高齢者が急増していることがうかがえます。

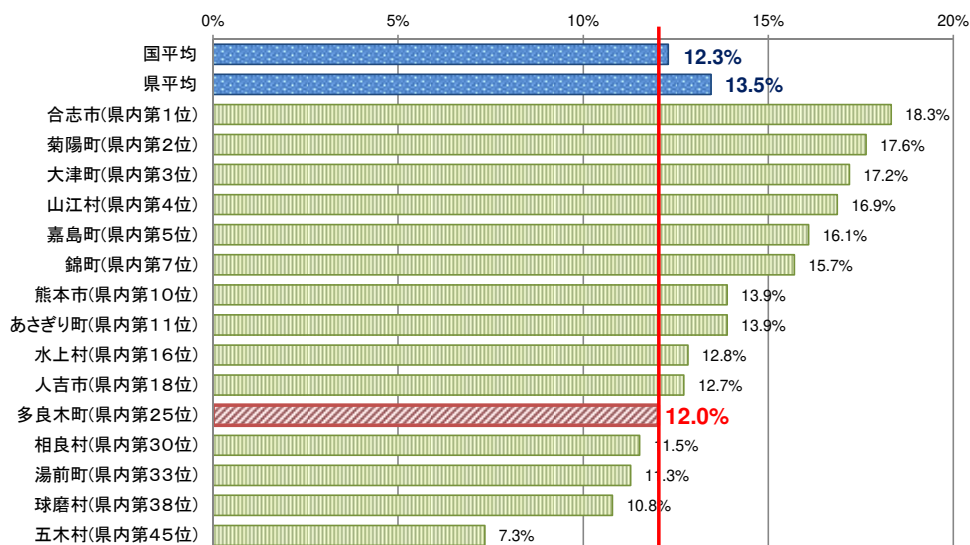
また、後期高齢者を除くと 20～29 歳の層が最も少なくなっており、高校卒業や就職といったライフステージの変化にあわせて町を出る若者が多いことがうかがえます。



出典:「平成 27 年国勢調査」総務省

(3) 年少人口比率の比較

平成 27 年の本町の年少人口比率を国・県や県内自治体と比較すると、多良木町は県内 45 自治体中 25 位となっており、国平均、県平均を下回っています。

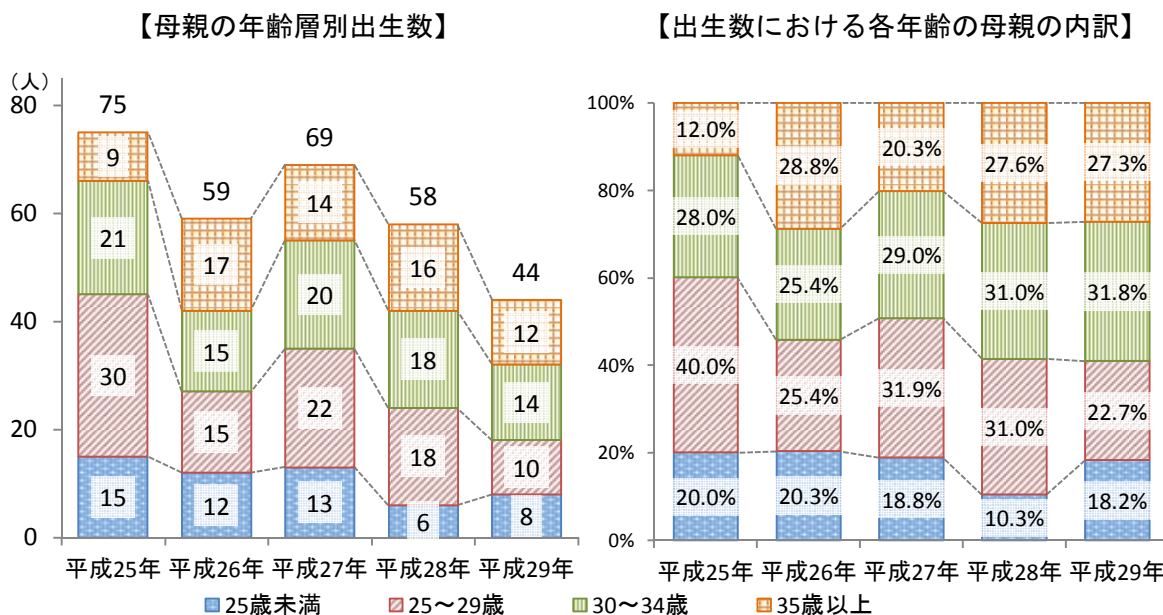


出典:「平成 27 年国勢調査」総務省

(4) 出生数の状況

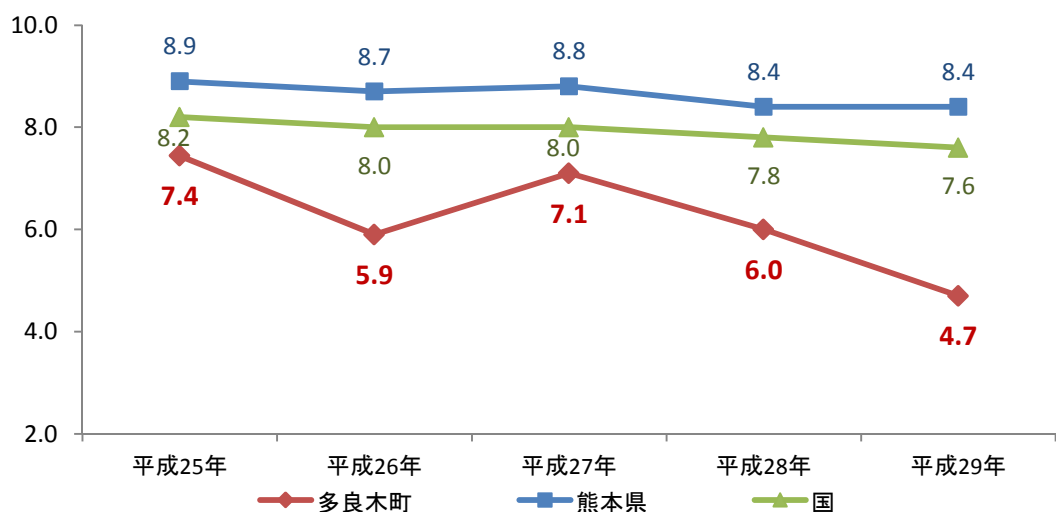
本町の出生数はおおむね減少傾向にあり、平成29年は44人となっています。

出生数における母親の年齢の内訳は、25歳未満と25～29歳の層がおおむね減少傾向にあり、晩産化の傾向がみられます。



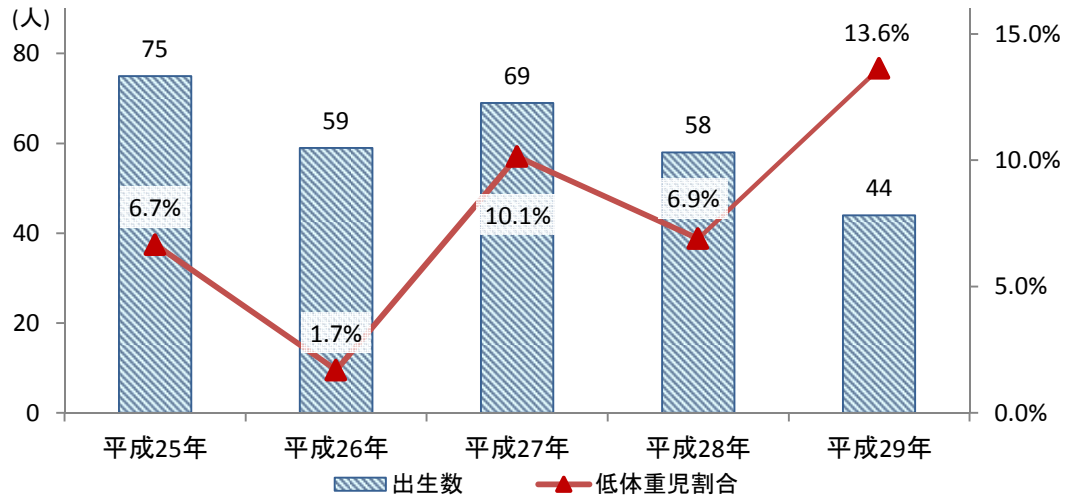
(5) 出生率

本町の出生率は平成25～29年にかけて、国、県を下回って推移しています。



(6) 低出生体重児の割合

本町の低出生体重児（※）の割合は、平成29年に13.6%となっています。低出生体重児は、体の機能が未熟で合併症や感染症にかかりやすい傾向があります。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

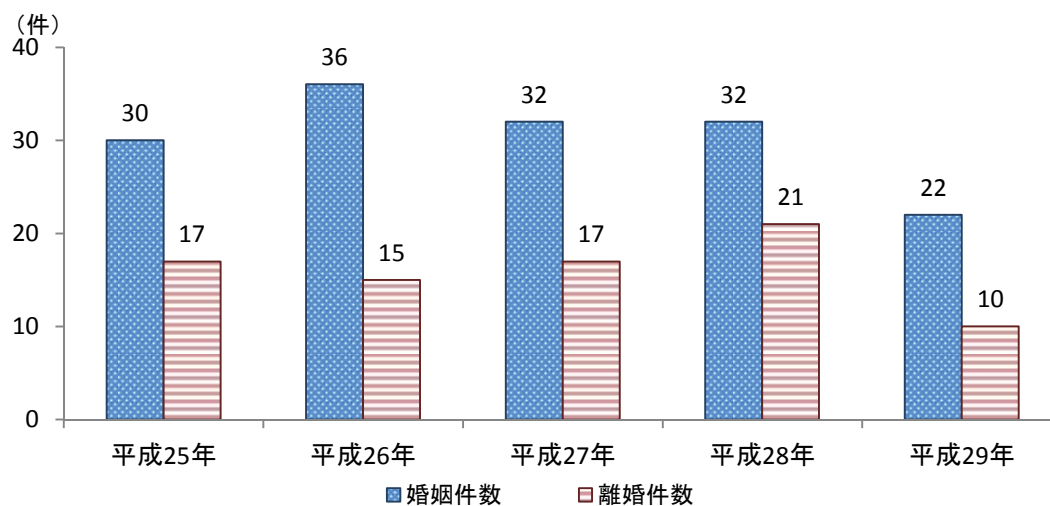
※低出生体重児とは出生時の体重が2,500g未満の新生児を指す。

2 婚姻・離婚、世帯に関する状況

(1) 婚姻・離婚件数

本町の婚姻件数は、平成25年～平成28年は30件台で推移していますが、平成29年は22件となっています。

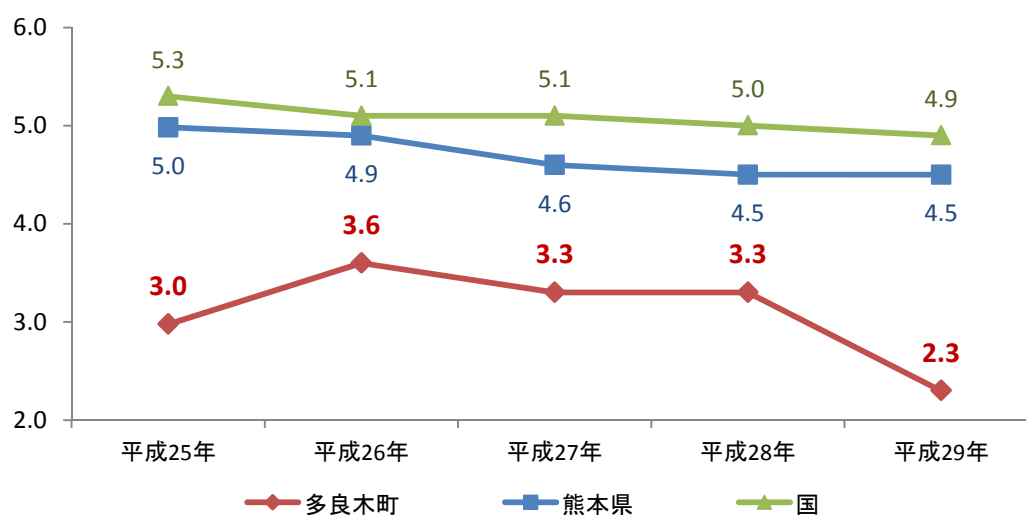
離婚件数は、増減し平成29年は10件となっています。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

(2) 婚姻率

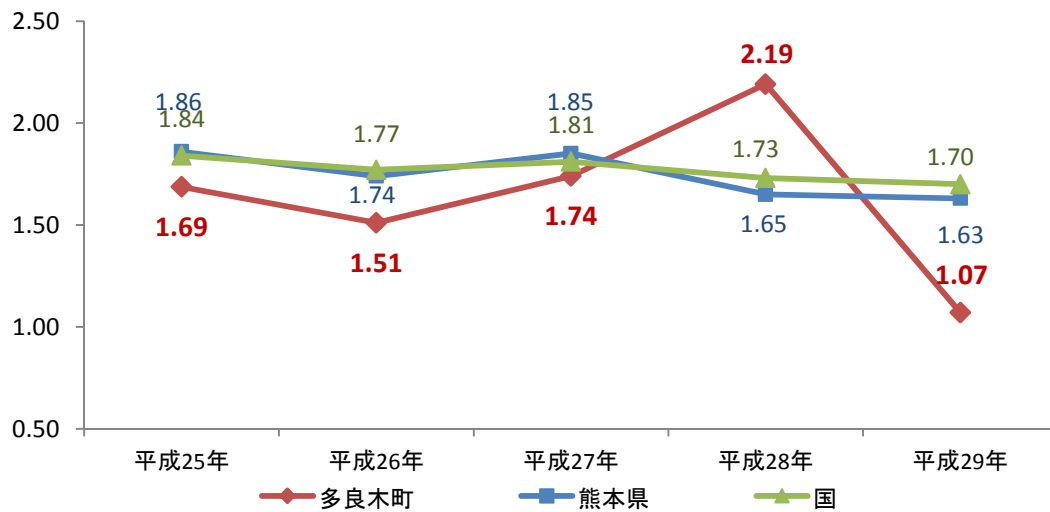
本町の婚姻率は、平成25年～平成29年のすべてで、国・県を下回って推移しています。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

(3) 離婚率

離婚率は、平成28年を除き、国、県より低い割合で推移しています。

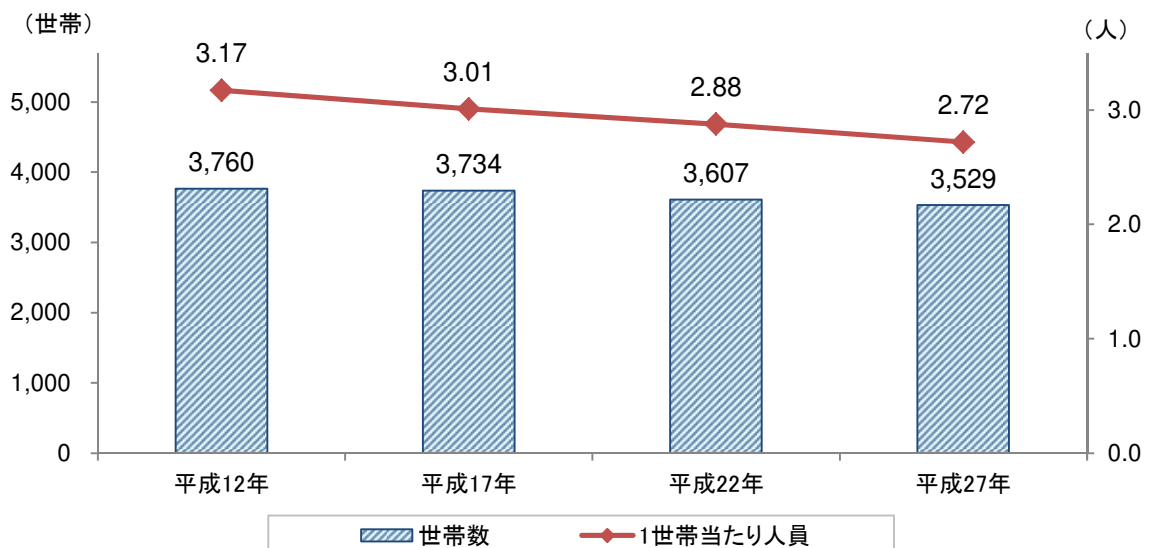


出典：「人口動態統計」厚生労働省

(4) 世帯数

本町の世帯数は、一貫して減少しており、平成27年は3,529世帯と平成12年と比較して231世帯減少しています。

また、1人あたり世帯数は一貫して減少しており、平成27年は2.72人と平成12年と比較して0.45人減少しています。

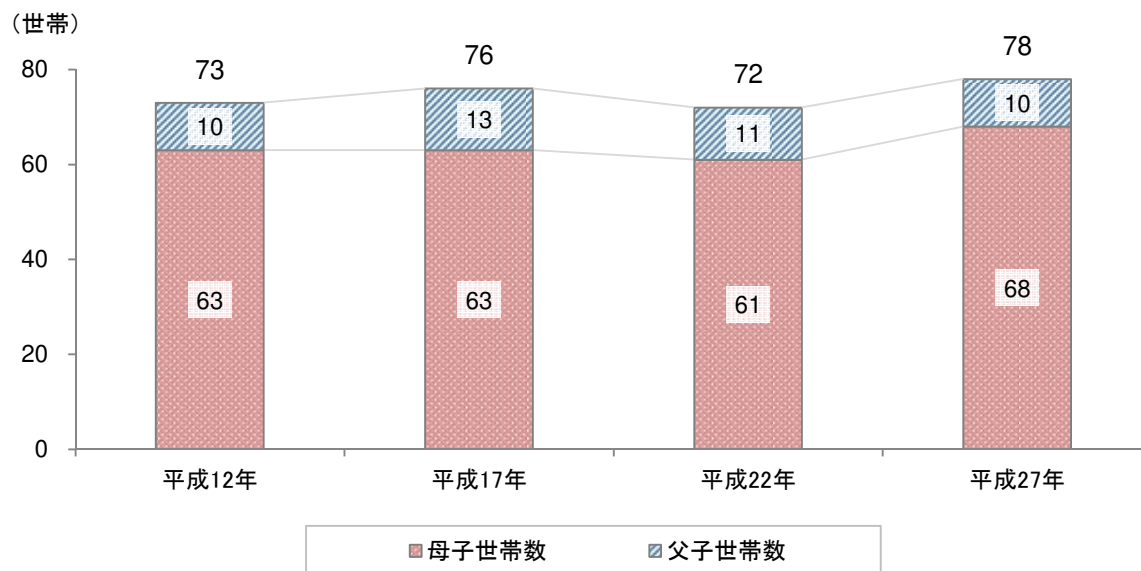


出典：「国勢調査」総務省

(5) ひとり親世帯数

本町のひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる母子・父子家庭数）は増減し、平成27年は78世帯となっています。

また、ひとり親世帯の割合はやや増加傾向にあります。



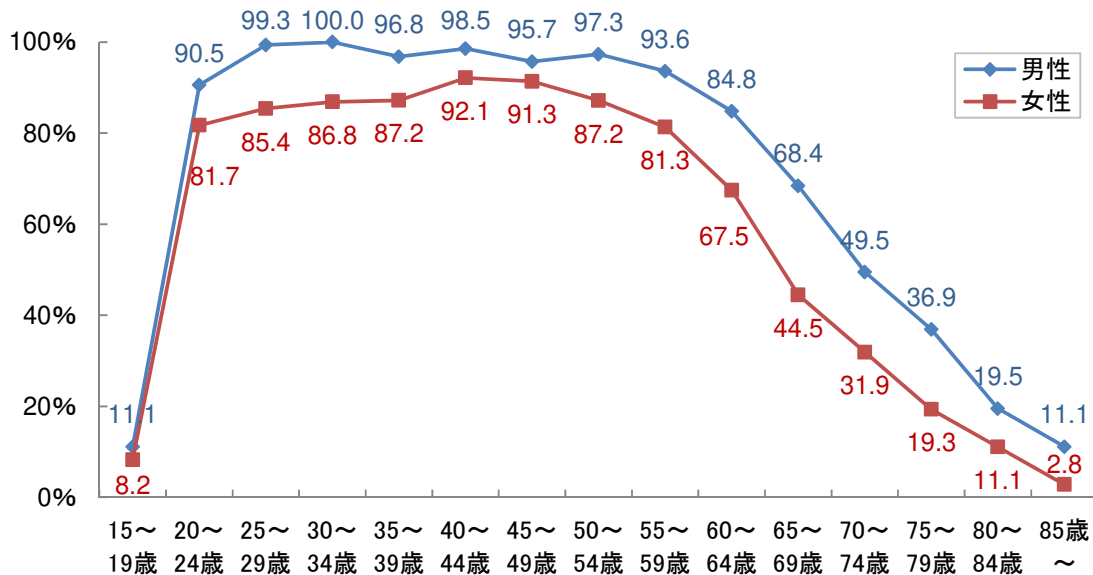
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	3760	3734	3607	3529
ひとり親世帯数	73	76	72	78
ひとり親世帯の割合	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%

出典：「国勢調査」総務省

3 就労に関する状況

(1) 男女別就労率

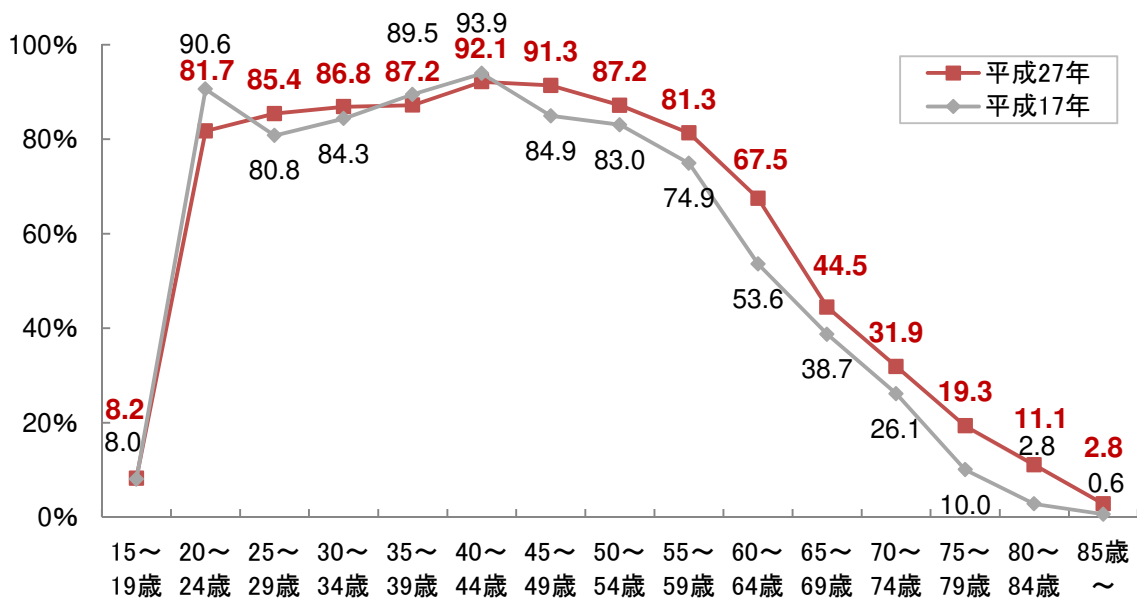
本町の平成 27 年の男女別の就労率は、男性は主な働き手に当たる 20～64 歳の層でおおむね 9 割台と安定しているのに対し、女性は、20～44 歳で一貫して増加しており、結婚・出産を期に女性が離職し就労率が低下するいわゆる M 字カーブはみられません。



出典：「平成 27 年国勢調査」総務省

(2) 女性就労率の平成 27 年と平成 17 年の比較

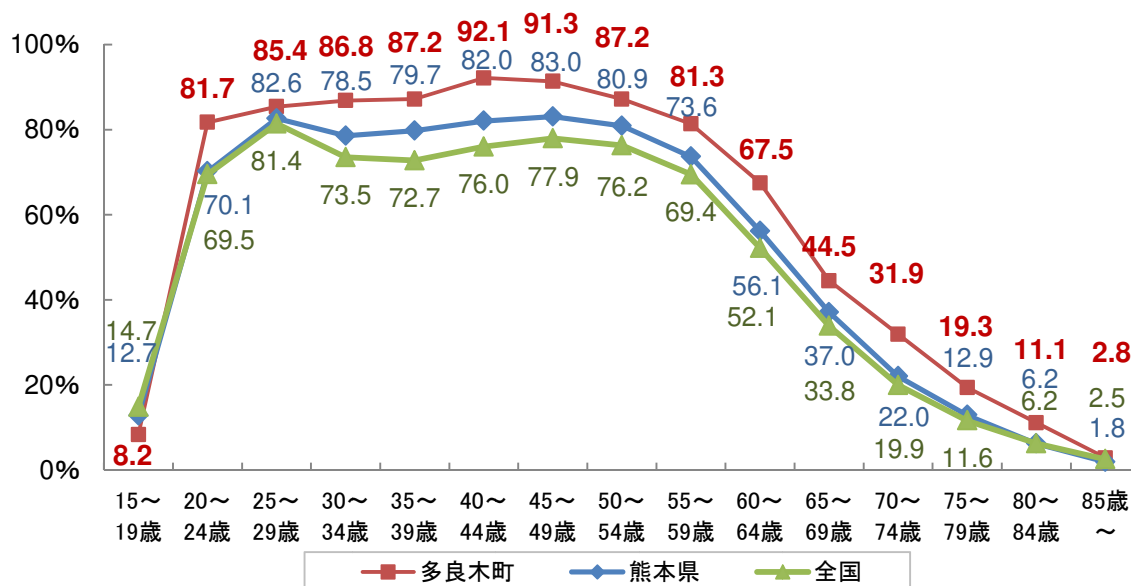
平成 27 年の女性の就労率と平成 17 年を比較すると、平成 17 年は 20～24 歳で 90.6%、25～29 歳で 80.8%と大きく低下するのに対し、平成 27 年はこれが解消されています。また、平成 27 年の各年齢層の就労率は平成 17 年をおおむね上回って推移しています。



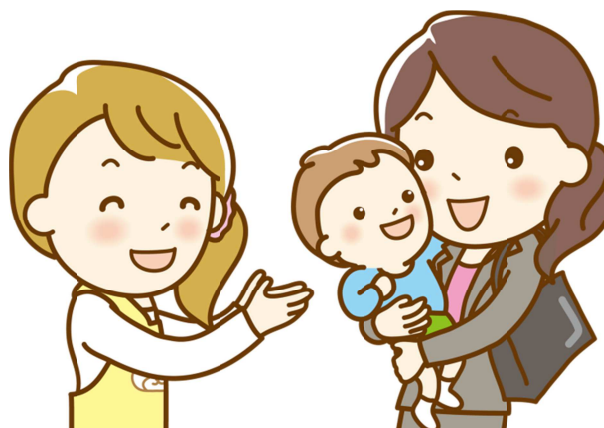
出典：「国勢調査」総務省

(3) 女性就労率の国・県との比較

本町の女性の就労率を国・県と比較すると、20～64歳のすべての層で国、県を上回って推移しています。また、国、県では、25～29歳に8割台となっている就労率が一旦低下し、その後上昇するM字カーブがみられるのに対し、本町ではM字カーブがみられないことから、結婚、出産しても働き続ける女性の割合が多いとみられます。



出典：「平成27年国勢調査」総務省

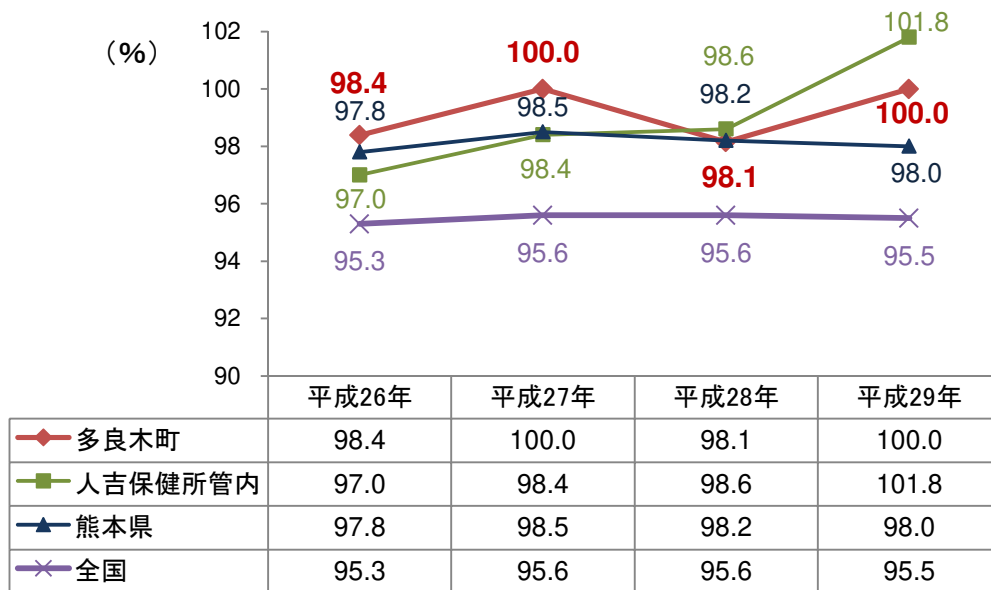


3 母子保健に関する状況

(1) 乳幼児健康診査の受診状況

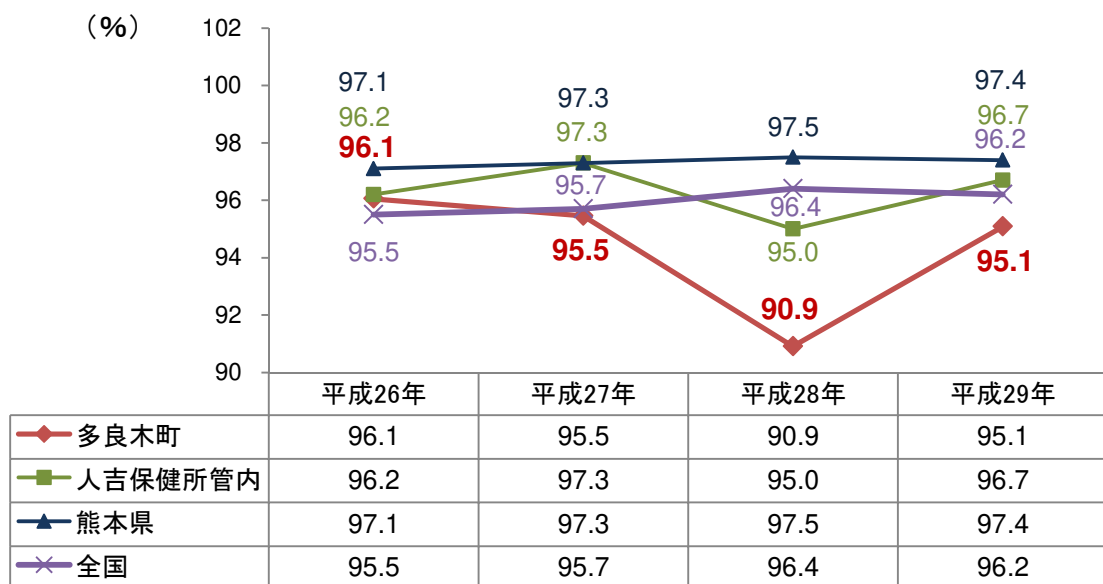
乳幼児健診の受診状況は3か月児健診はおおむね国、県の平均を上回っていますが、1歳6か月児健診と3歳児健診の平成27年と平成28年の受診率は、国、県、人吉保健所管内の平均を下回っています。

■ 3か月児健診受診率



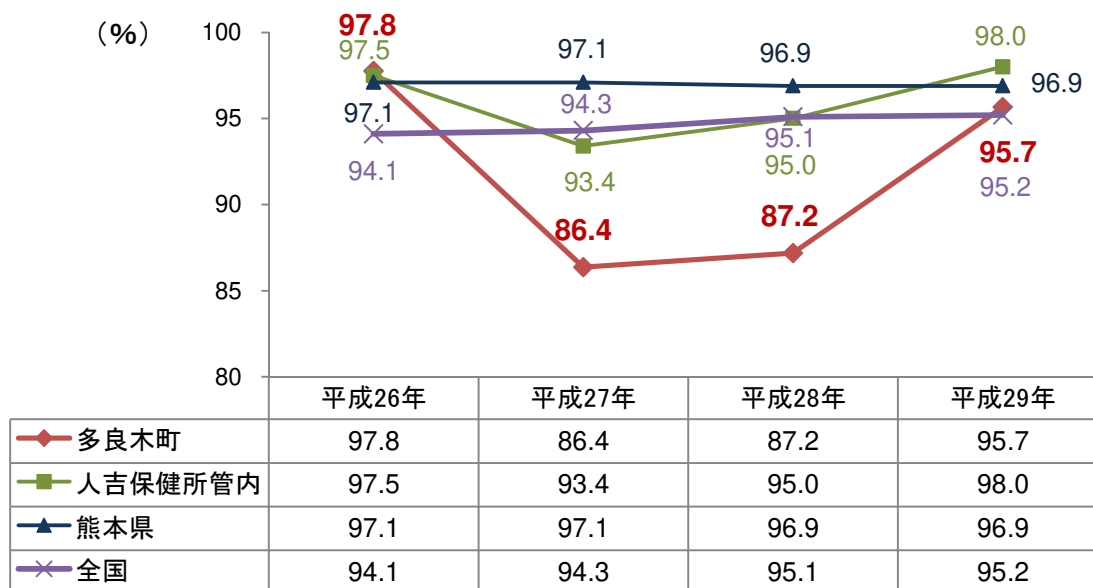
出典：多良木町、人吉保健所管内、熊本県は「母子保健報告」 全国は「地域保健・健康増進事業報告」

■ 1歳6か月児健診受診率



出典：多良木町、人吉保健所管内、熊本県は「母子保健報告」 全国は「地域保健・健康増進事業報告」

■ 3歳児健診受診率



出典：多良木町、人吉保健所管内、熊本県は「母子保健報告」 全国は「地域保健・健康増進事業報告」

(2) 相談対応の状況

子ども対策課で受けた相談の件数は、66件となっており、内訳で見ると育成相談が77.3%と最も多くなっています。

	件数			
	多良木町役場 (子ども対策課)		【参考】八代児童相談所 (管轄区域全体)	
	件数	割合	件数	割合
相談件数	66	100.0%	693	100.0%
養護相談	15	22.7%	254	36.7%
児童虐待	13	19.7%	219	31.6%
その他	2	3.0%	35	5.1%
障がい相談	0	0.0%	348	50.2%
非行相談	0	0.0%	20	2.9%
育成相談	51	77.3%	47	6.8%
生活行動	15	22.7%	27	3.9%
不登校	23	34.8%	10	1.4%
育児・しつけ	13	19.7%	10	1.4%
その他	0	0.0%	24	3.5%

※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合があるため、相談件数と内訳の合計は一致しない。

出典元：多良木町 熊本県八代相談所

第3節 アンケート調査結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法に基づき、第2期多良木町子ども・子育て支援計画策定にあたり、子どもを取り巻く様々な状況や保育サービス及び子育て支援サービス等に対する利用実態及び意向等を調査・分析し計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法及び期間

調査対象	多良木町在住の就学前児童の保護者及び 多良木町在住の小学生の保護者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年6月18日～令和元年7月2日

(3) 回収結果

区分	就学前児童調査	就学児童調査
配布数	255	332
回収数	132	176
回収率	51.8%	53.0%

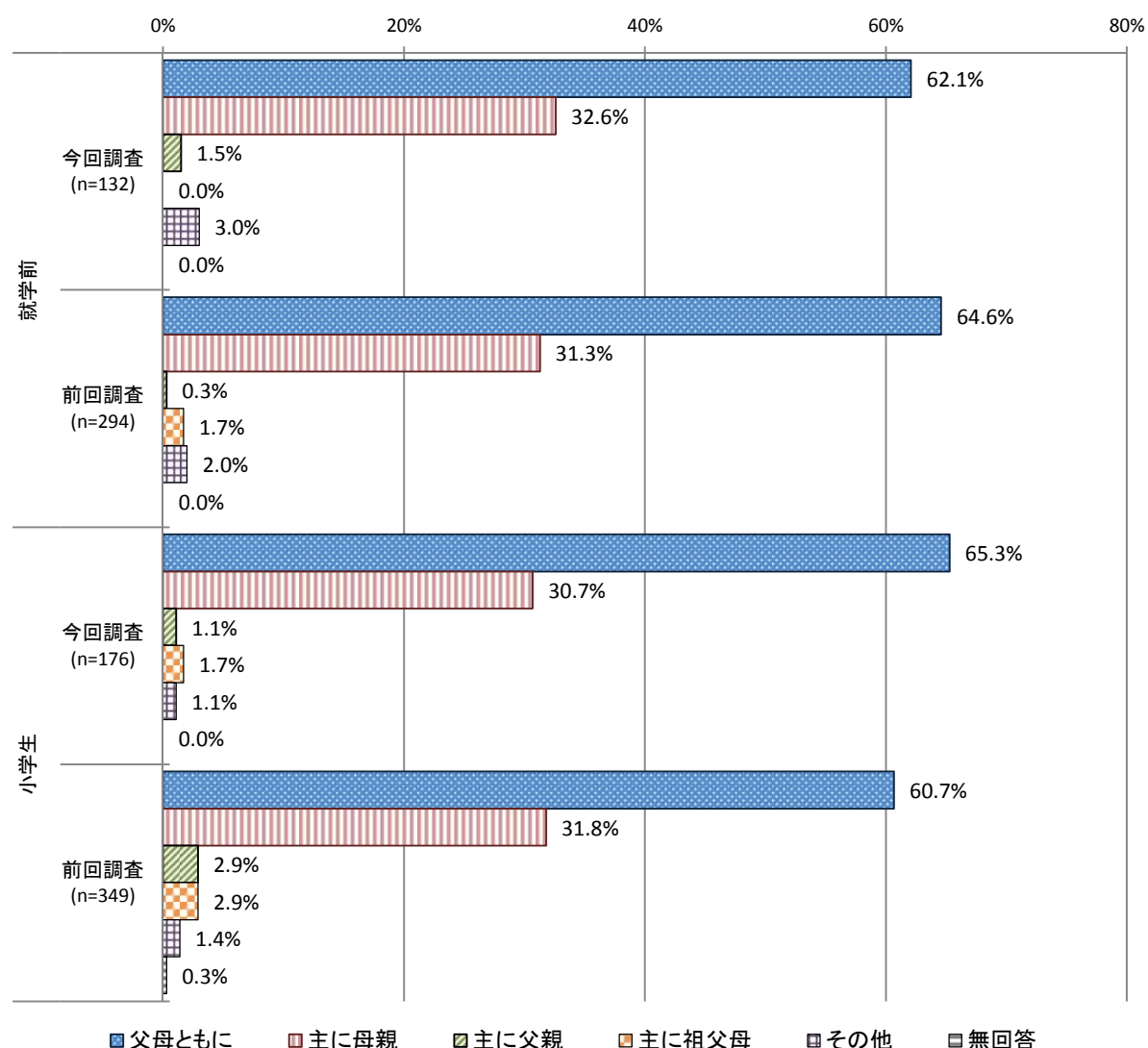
2 調査結果総括

① 家族と子どもの育ちをめぐる環境について

■子育ての主な担い手

子育ての主な担い手については「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では62.1%、小学生の保護者では65.3%となっています。

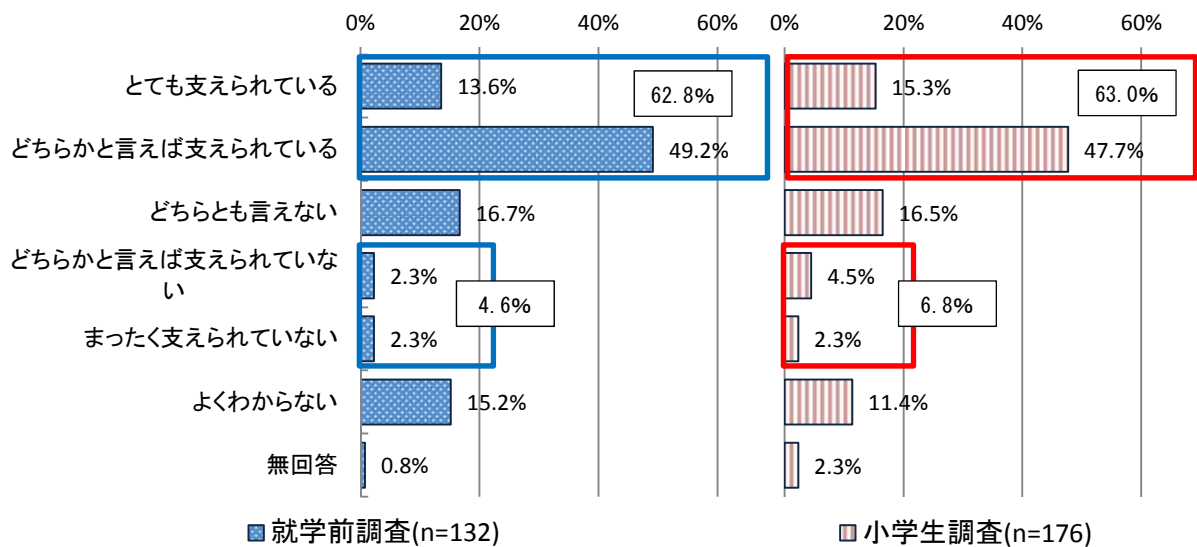
平成26年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭は、就学前児童の保護者では64.6%から62.1%へ2.5ポイント減少、小学生の保護者では60.7%から65.3%へ4.6ポイント増加しています。



■地域の人から支えられていると感じるか

地域の人から支えられていると感じるかについては、『支えられている』（「とても支えられている」＋「どちらかと言えば支えられている」）とする回答が、就学前の保護者で62.8%、小学生の保護者で63.0%となっています。

一方で、『支えられていない』（「どちらかと言えば支えられていない」＋「まったく支えられていない」）とする回答が就学前児童の保護者で4.6%、小学生の保護者で6.8%となっています。

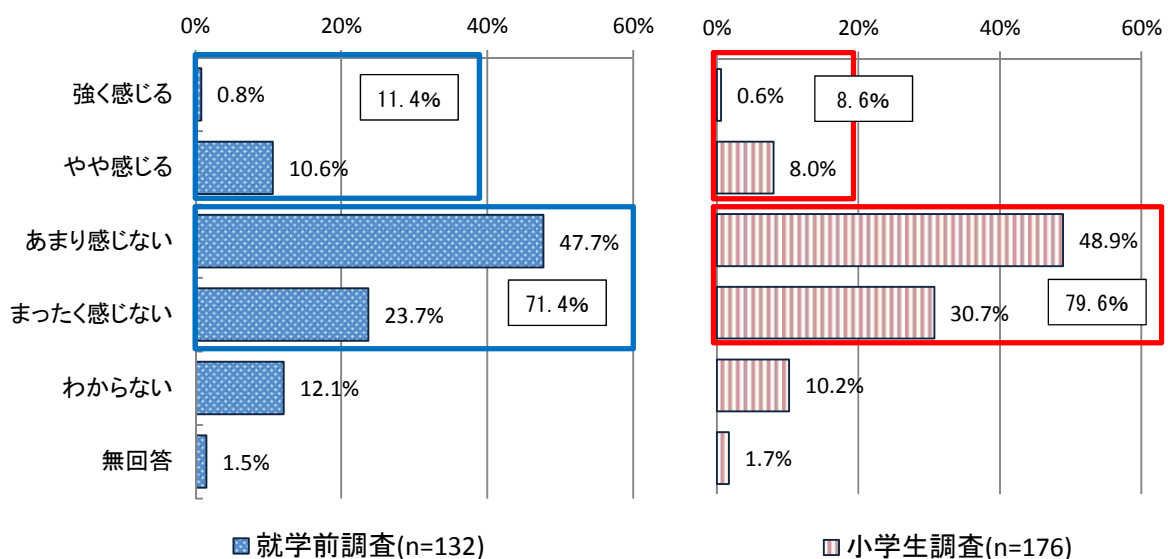


■日常生活で孤立感を感じるか

日常生活での孤立感については、『感じない』（「あまり感じない」＋「まったく感じない」）とする回答が就学前児童の保護者で71.4%、小学生の保護者で79.6%となっています。

一方で、『感じる』（「強く感じる」＋「やや感じる」）とする回答が、就学前の保護者で11.4%、小学生の保護者で8.6%となっています。

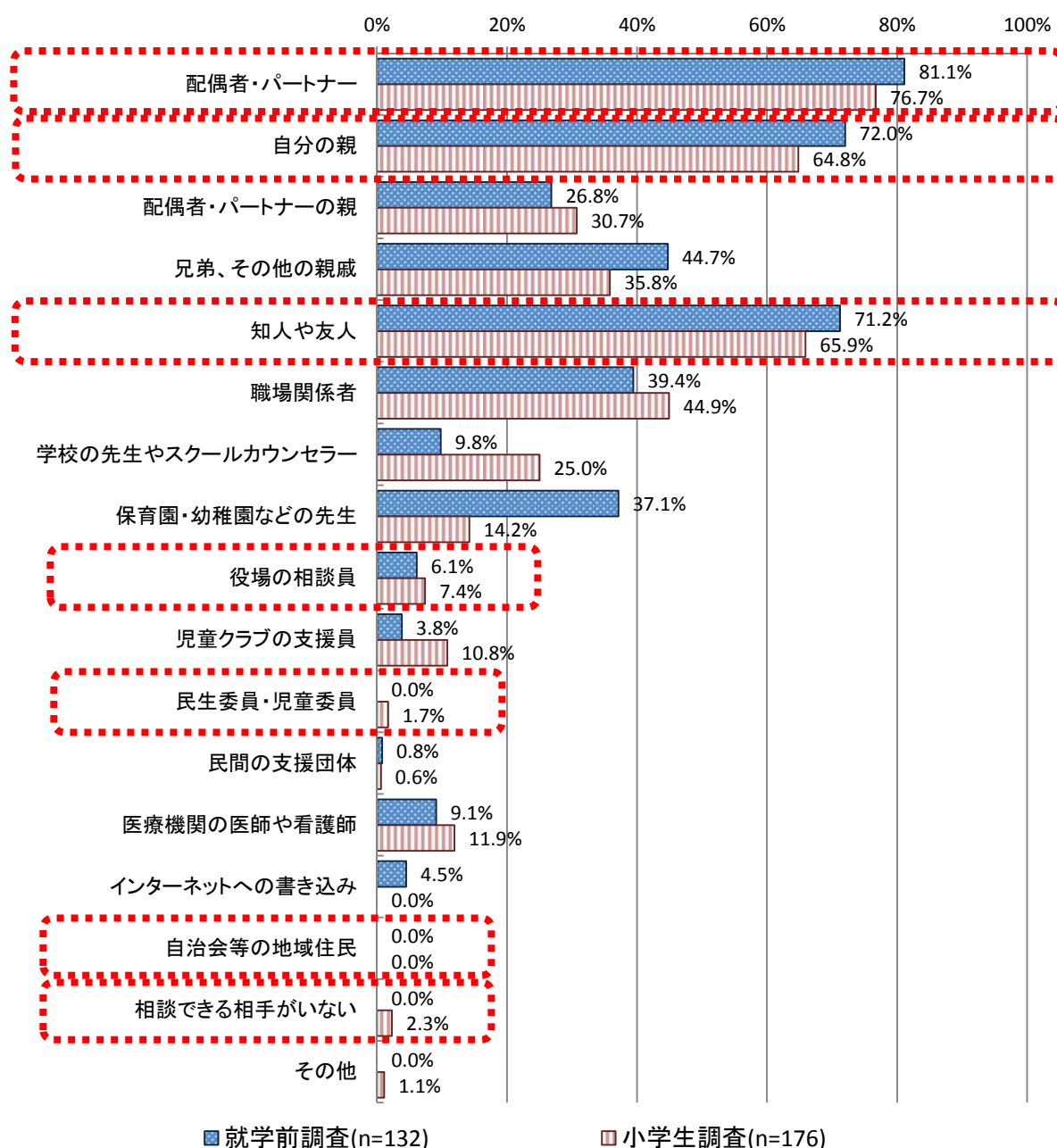
「地域の人から『支えられていない』」、「日常生活で孤立感を『感じる』」とする保護者に対する支援や、地域のネットワークづくりに対する支援について周知していくとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。



■子育てをする上での悩みを相談できる相手

子育てをする上での悩みを相談できる相手については、「配偶者・パートナー」（就学前児童調査 81.1%、小学生調査 76.7%）、「自分の親」（就学前児童調査 72.0%、小学生調査 64.8%）、「知人や友人」（就学前児童調査 71.2%、小学生調査 65.9%）が上位となっており、「相談できる相手がいない」とする回答は少なく（就学前児童調査 0%、小学生調査 2.3%）、複数の相談先を持っている保護者が多数いることがうかがえます。

相談先の中で、行政・地域コミュニティに関連するものとしては「役場の相談員」（就学前児童調査 6.1%、小学生調査 7.4%）、「民生委員・児童委員」（就学前児童調査 0%、小学生調査 1.7%）、「自治会等の地域住民」（就学前児童調査 0%、小学生調査 0%）と、いずれも1割未満となっています。今後は、子育て相談窓口や地域のネットワークの周知が求められます。



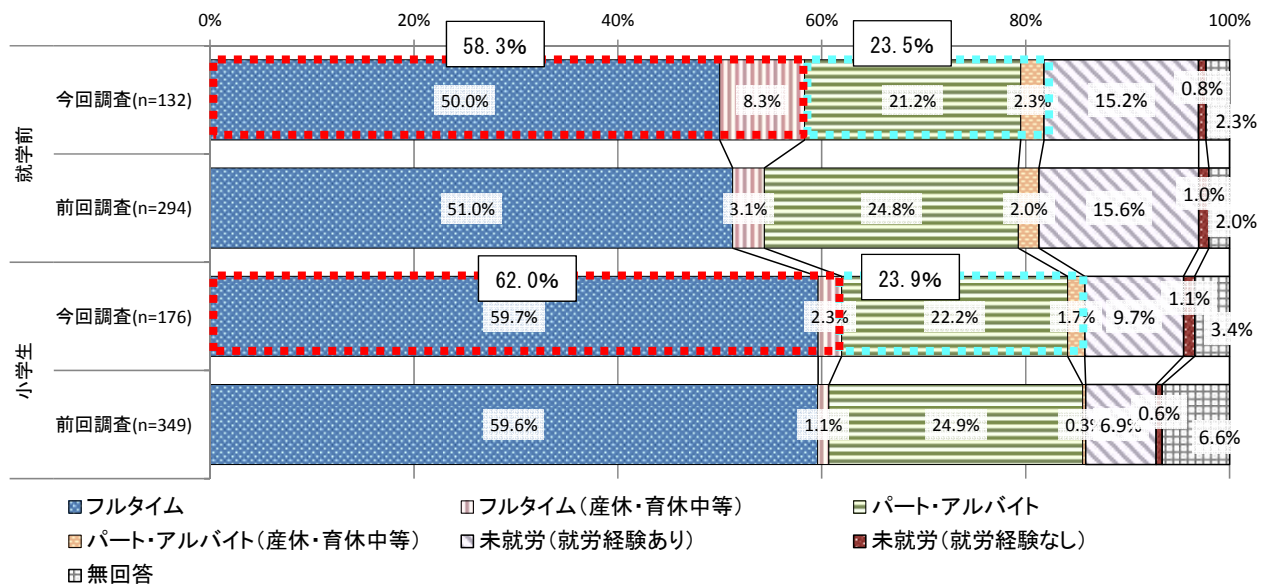
② 保護者の就労状況について

■母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童の保護者では『フルタイムで就労している』（「フルタイム」＋「フルタイム（産休・育休中等）」）が 58.3%、『パート・アルバイトで就労している』（「パート・アルバイト」＋「パート・アルバイト（産休・育休中等）」）が 23.5%となっています。

小学生の保護者では『フルタイムで就労している』（「フルタイム」＋「フルタイム（産休・育休中等）」）が 62.0%、『パート・アルバイトで就労している』（「パート・アルバイト」＋「パート・アルバイト（産休・育休中等）」）が 23.9%となっています。

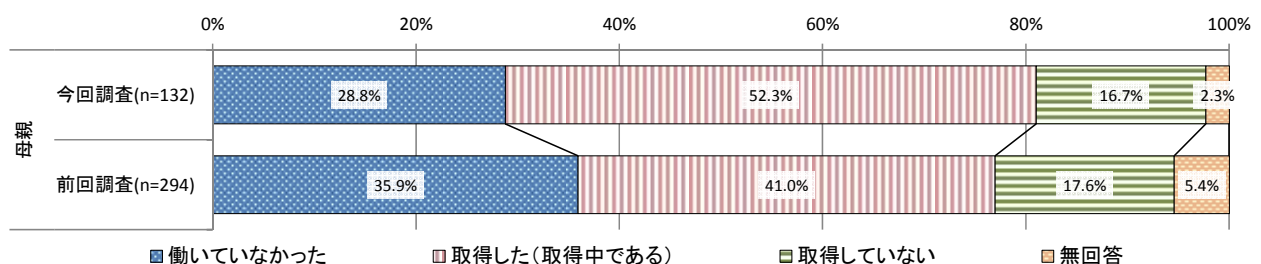
また、就労している母親の割合（「フルタイム」＋「フルタイム（産休・育休中等）」＋「パート・アルバイト」＋「パート・アルバイト（産休・育休中等）」）を前回と比較すると、就学前では 0.9 ポイント増加（前回調査 80.9%、今回調査 81.8%）、小学生では変化なし（前回調査 85.9%、今回調査 85.9%）となっています。



■両親の育児休業取得状況

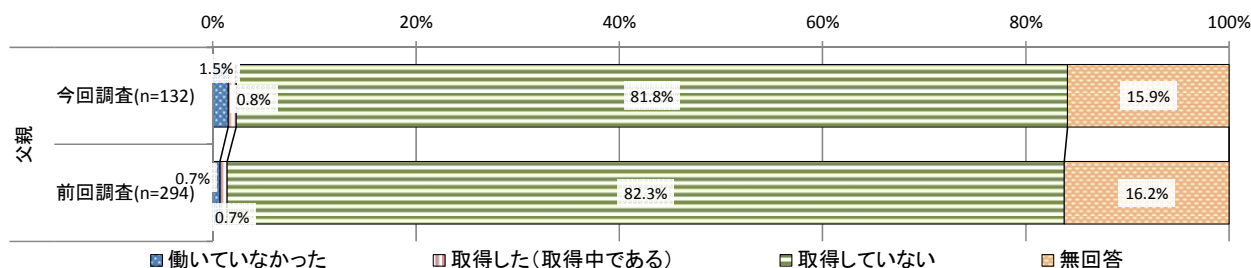
母親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」割合が前回と比較して就学前児童の保護者では 11.3 ポイント増加（前回調査 41.0%、今回調査 52.3%）しています。

<母親の育児休業取得状況>



父親の育児休業取得状況については、「取得していない」が約8割となっています。父親が育児休業を取得しやすい環境の整備が必要と思われます。

＜父親の育児休業取得状況＞



■母親が育児休業を取得していない理由

母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」と「保育所（園）などに預けることができた」が13.6%と最も高くなっています。

	1 位	2 位	3 位
今回調査 (n=22)	子育てや家事に専念する ため退職した	保育所（園）などに 預けることができた	職場に育児休業の 制度がなかった
	13.6%（同順位）		9.1%
前回調査 (n=52)	職場に育児休業の 制度がなかった	子育てや家事に専念する ため退職した	保育所（園）などに 預けることができた
	32.7%	21.2%	17.3%

■父親が育児休業を取得していない理由

父親が育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」と「配偶者が育児休業制度を利用した」が35.2%と最も高くなっています。

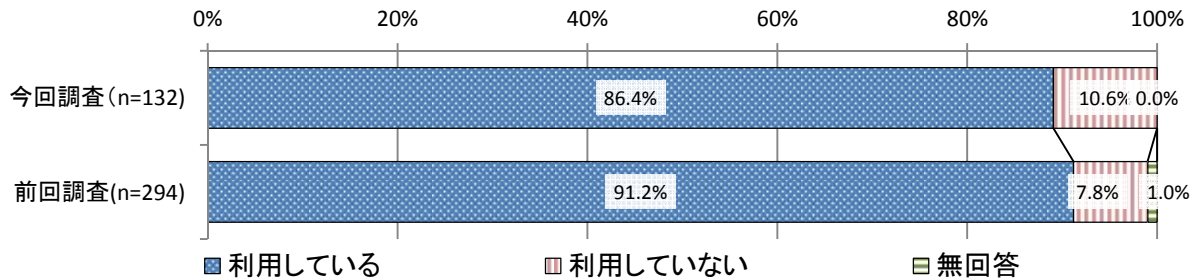
	1 位	2 位	3 位
今回調査 (n=108)	配偶者が育児休業 制度を利用した	仕事が忙しかった	職場に育児休業を取りにく い雰囲気があった
	35.2%（同順位）		30.6%
前回調査 (n=243)	配偶者が育児休業 制度を利用した	仕事が忙しかった	配偶者が無職、祖父母等の親 族に見てもらえるなど、制度 を利用する必要がなかった
	32.1%	26.3%	23.5%

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

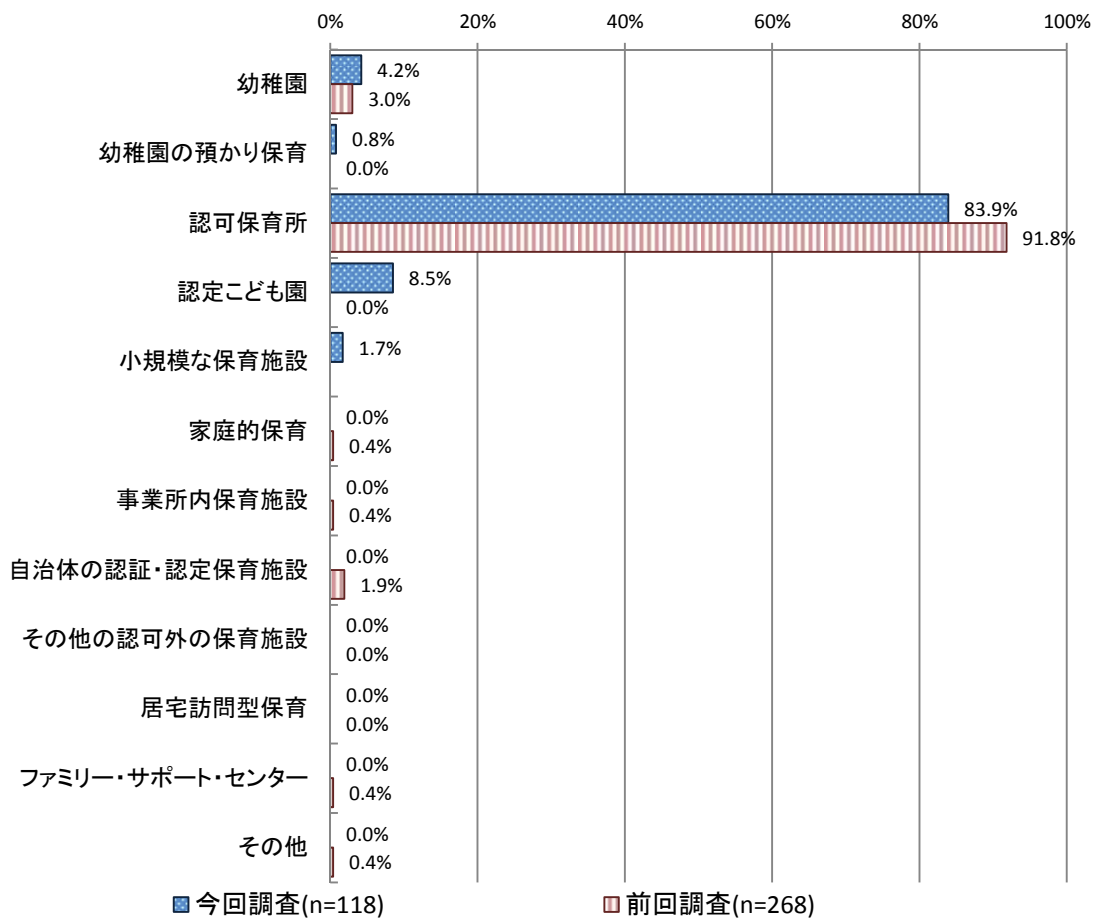
定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」割合が 86.4%となっており、前回調査の 91.2%から 4.8 ポイント減少しています。教育・保育事業の利用状況は、就労している母親の割合（81.8%）と近い数値となっています。

今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれています。



■ 現在利用している定期的な教育・保育事業の内容

現在利用している定期的な教育・保育事業の内容については、「認可保育所」が 83.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が 8.5%、「幼稚園」が 4.2%となっています。

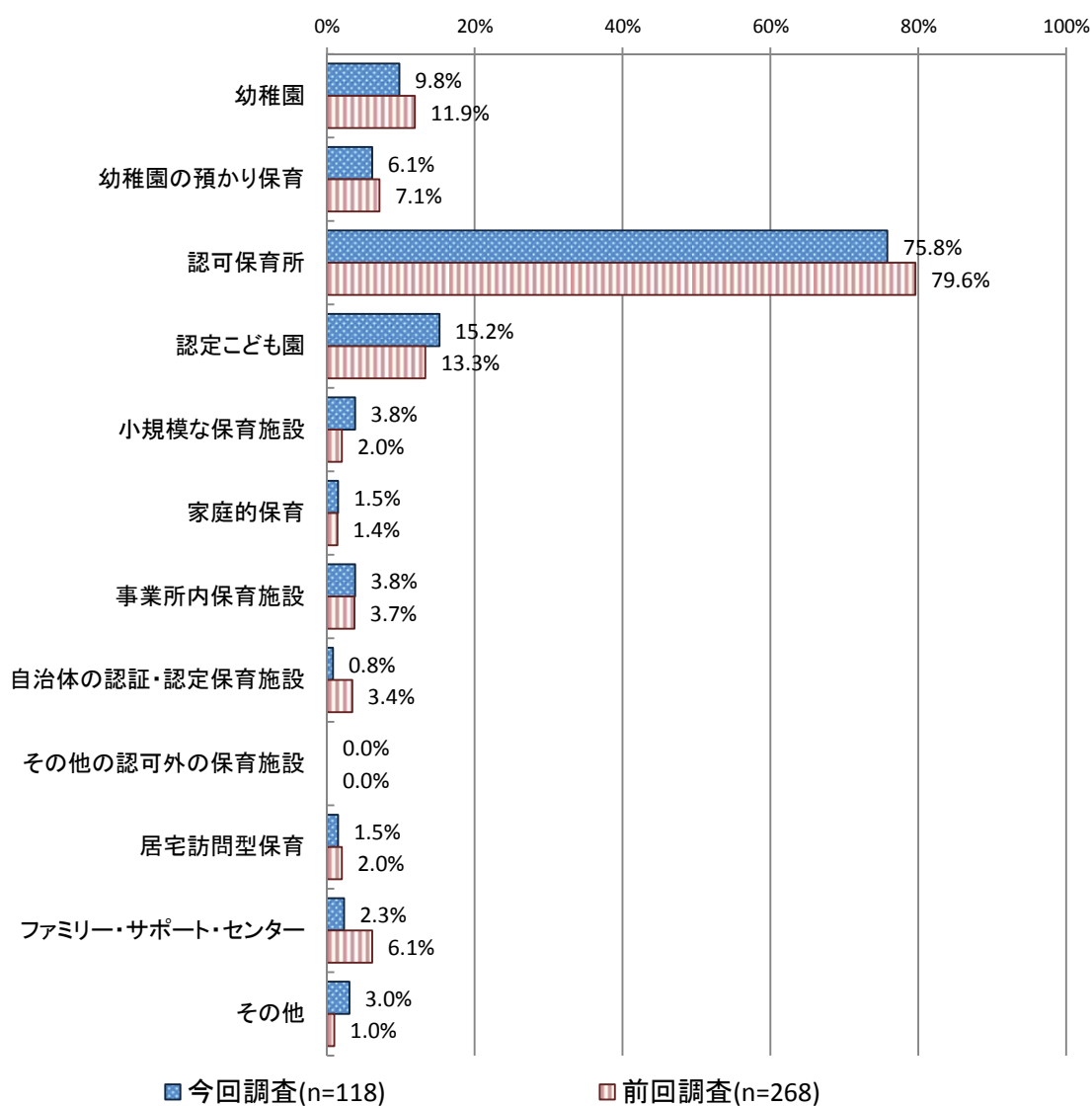


■今後、定期的に利用したい教育・保育事業

現在利用している、利用していないにかかわらず、今後定期的に利用したい教育・保育事業については、「認可保育所」が75.8%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.2%、「幼稚園」が9.8%となっており、現在の利用状況と同じ順位となっています。

現在、「認定こども園」を利用している人は8.5%であるのに対し、利用を希望する人は15.2%と実態より6.7ポイント高く、「幼稚園」で5.6ポイント、「幼稚園の預かり保育」で5.3ポイント希望する人の割合が高くなっています。これらの利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であると考えられます。

今後、これらの潜在的なニーズについても、本計画においては的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。



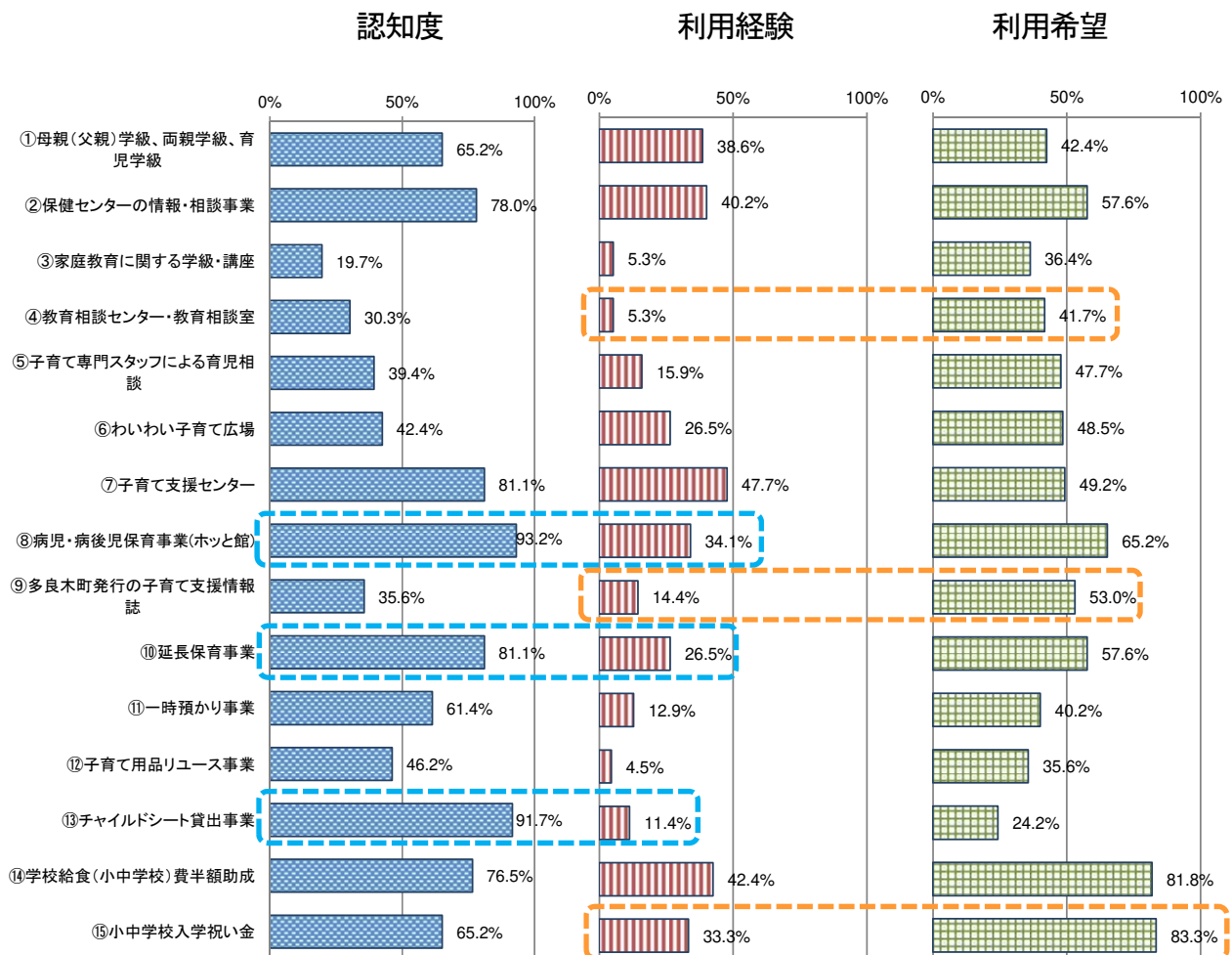
④ 多良木町で行っている事業の認知・利用経験・利用希望の状況

<就学前児童調査（n=132）>

現在多良木町で行っている事業等については、認知度は「⑧病児・病後児保育事業（ホッと館）」が93.2%、利用経験は「⑦子育て支援センター」が47.7%、利用希望は「⑮小中学校入学祝い金」が83.3%とそれぞれ最も高くなっています。

「⑬チャイルドシート貸出事業」や「⑧病児・病後児保育事業（ホッと館）」、「⑩延長保育事業」といった認知度は高いが利用経験が低い事業については、利用しやすい環境づくりが求められていると考えられます。

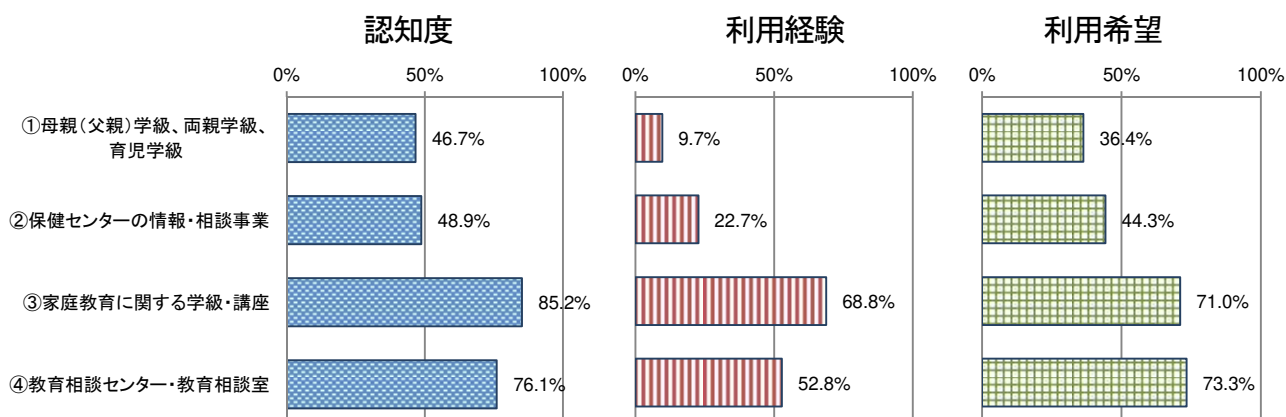
「⑮小中学校入学祝い金」や「⑨多良木町発行の子育て支援情報誌」、「④教育相談センター・教育相談室」といった利用経験は低いが利用希望が高い事業については、利用方法に関する周知ときっかけづくりのさらなる促進、利用希望に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。



＜小学生調査（n=176）＞

認知度は「③家庭教育に関する学級・講座」が85.2%、利用経験は「③家庭教育に関する学級・講座」が68.8%、利用希望は「④教育相談センター・教育相談室」が73.3%と、それぞれ最も高くなっています。

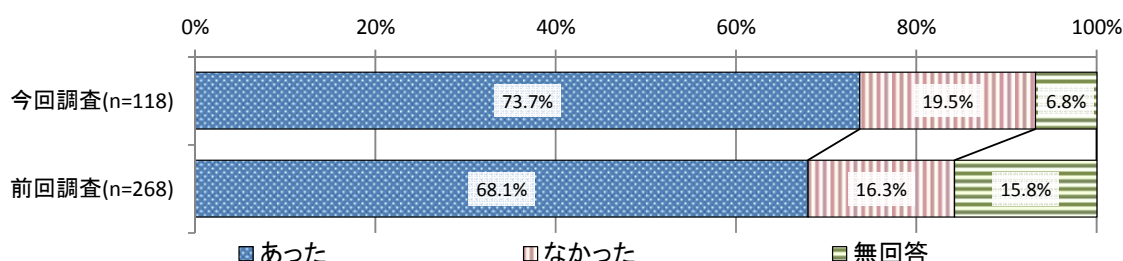
すべての事業で、利用希望が利用経験より高くなっていることから、利用のきっかけづくりと利用しやすい環境づくりが求められています。



⑤ 病気の際の対応について

■病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

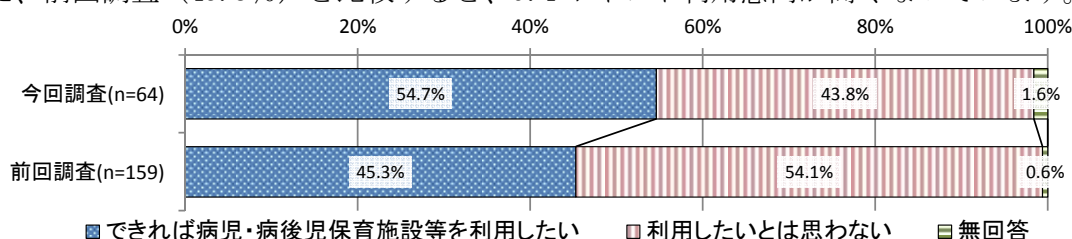
子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が73.7%、「なかった」が19.5%となっています。



■病児・病後児保育施設の利用意向

子どもの病気やケガの際に、両親のいずれかが仕事を休んだと回答した人の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が54.7%、「利用したいとは思わない」が43.8%となっています。

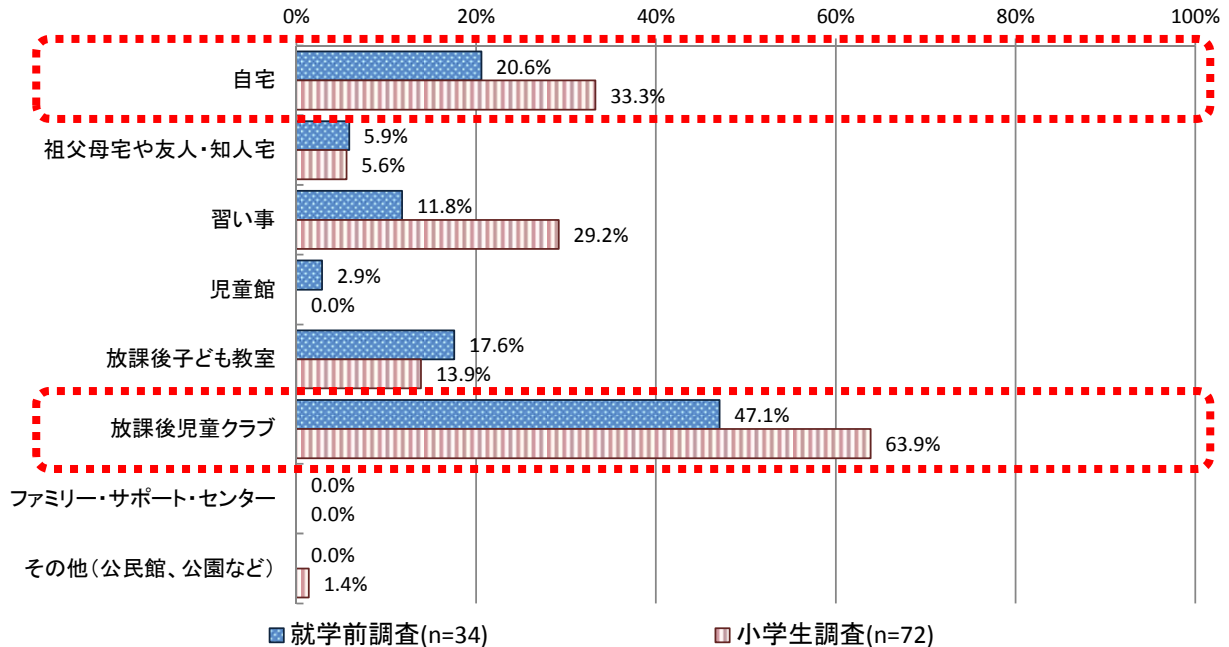
また、前回調査（45.3%）と比較すると、9.4ポイント利用意向が高くなっています。



⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

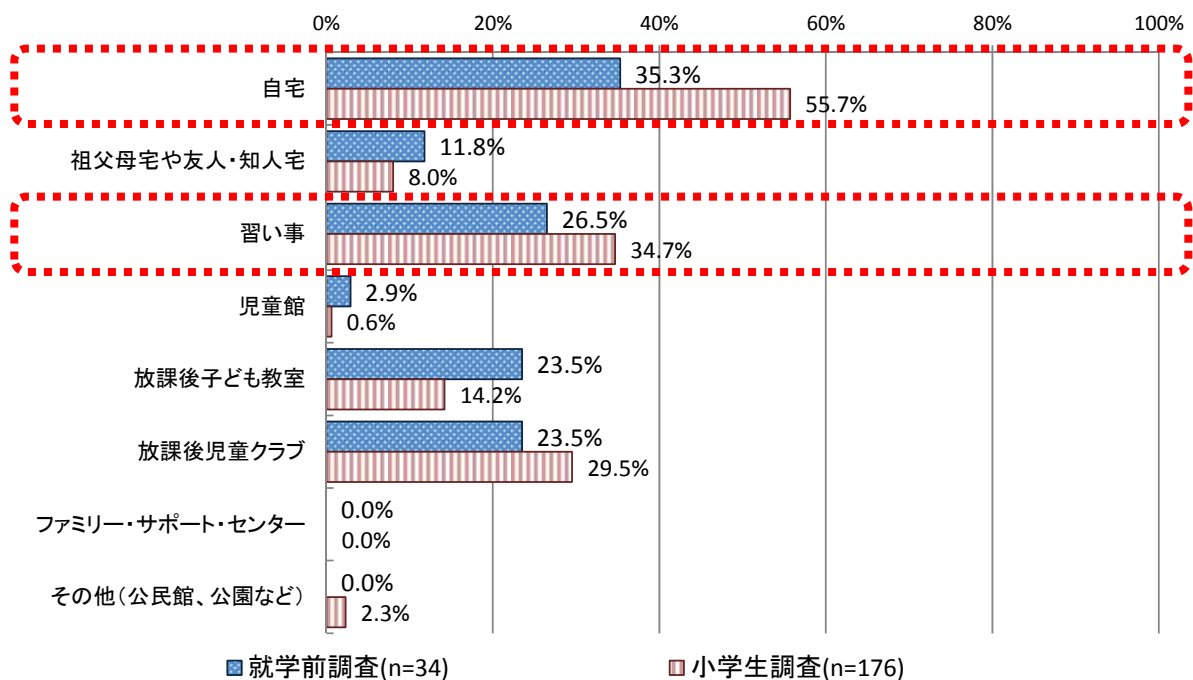
■低学年の放課後の過ごし方

小学校入学後における低学年の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」（就学前児童調査 47.1%、小学生調査 63.9%）と「自宅」（就学前児童調査 20.6%、小学生調査 33.3%）が高くなっています。



■高学年の放課後の過ごし方

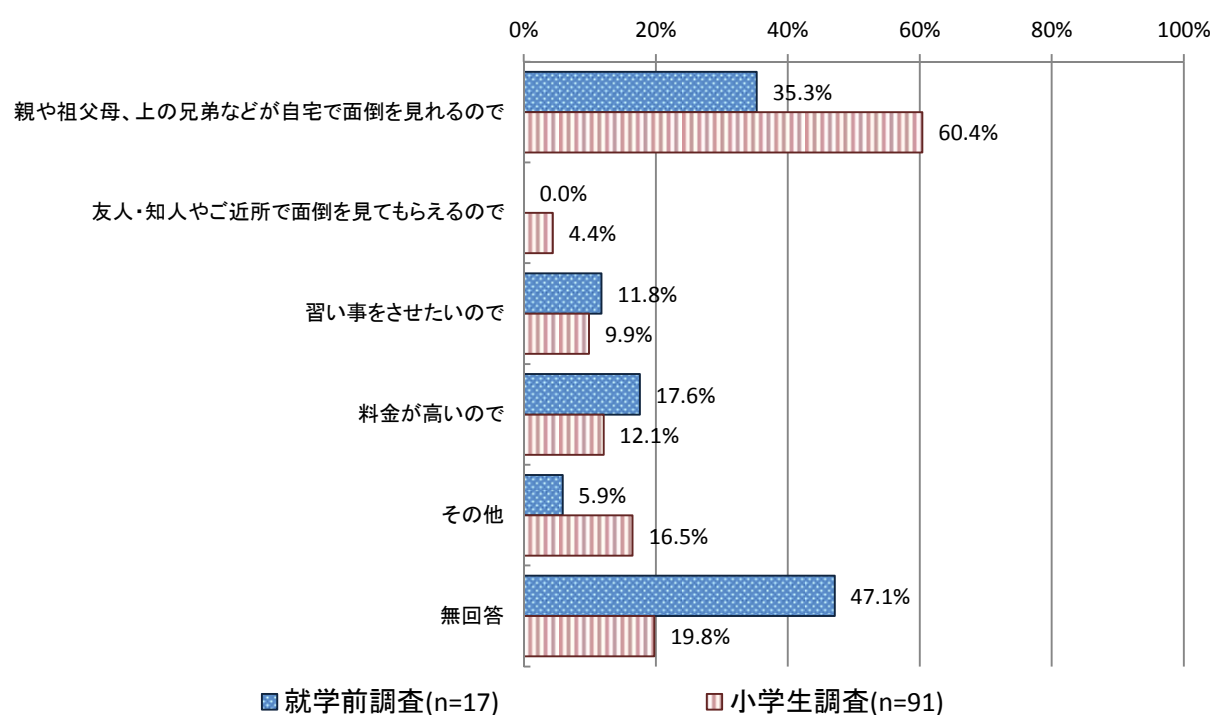
高学年の放課後の過ごし方については、「自宅」（就学前児童調査 35.3%、小学生調査 55.7%）と「習い事」（就学前児童調査 26.5%、小学生調査 34.7%）が高くなっています。



■放課後児童クラブを利用したいと思わない理由

放課後児童クラブを利用したいと回答しなかった方の、利用したいと思わない理由については、就学前児童の保護者では、「親や祖父母、上の兄弟などが自宅で面倒を見れるので」が35.3%と最も高く、次いで「料金が高いので」が17.6%、「習い事をさせたいので」が11.8%となっています。

小学生の保護者では、「親や祖父母、上の兄弟などが自宅で面倒を見れるので」が60.4%と最も高く、次いで「その他」が16.5%、「料金が高いので」が12.1%となっています。



<「料金が低い」と回答した方の希望する料金>

金額	就学前児童の保護者	小学生の保護者
5,000 円	－	2 名
3,000 円	－	2 名
2,000 円	2 名	1 名
1,000 円	－	1 名
0 円	－	1 名
無回答	1 名	4 名

<「その他」の主な内容>

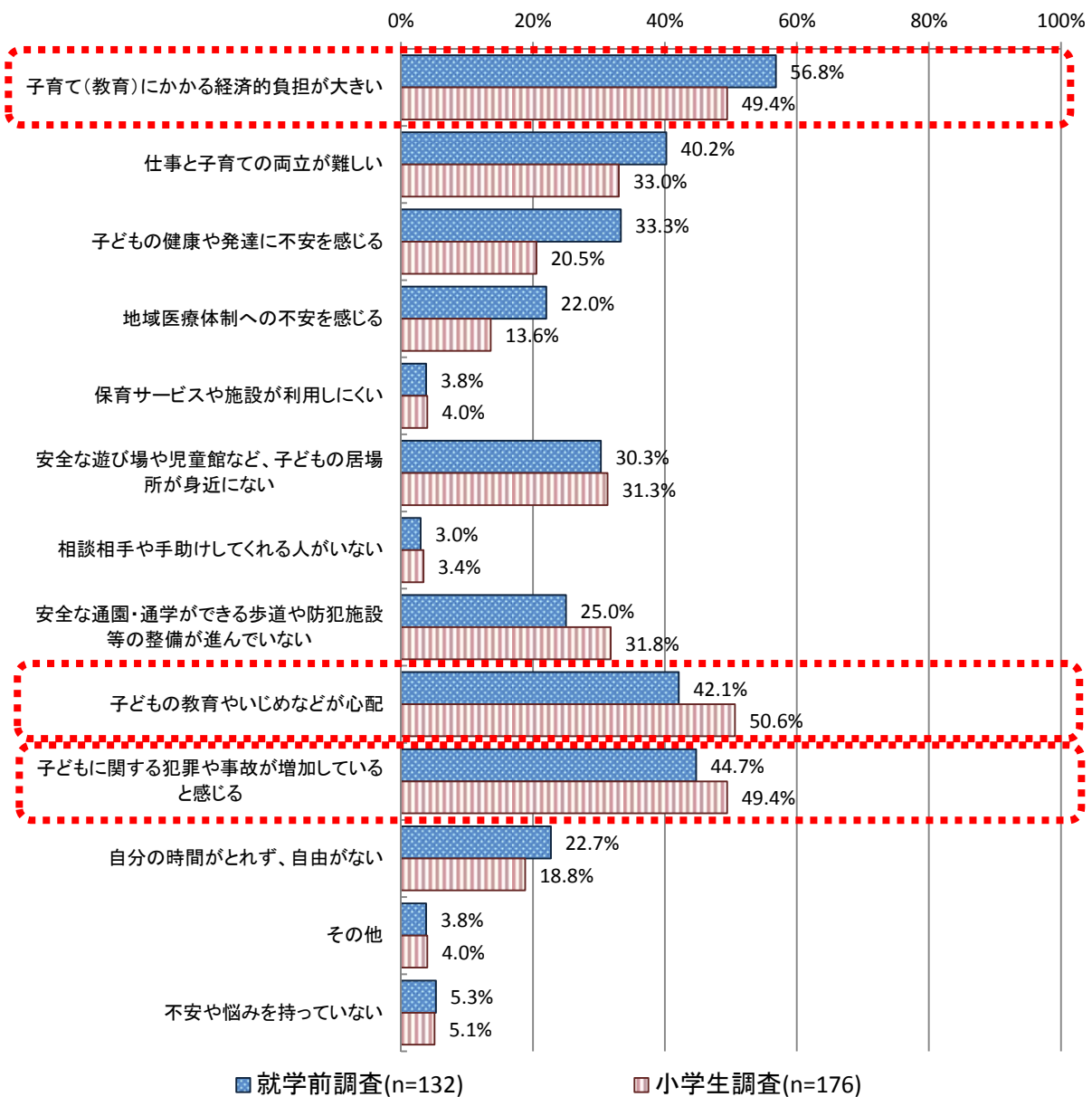
- 本人が望まない。(同回答多数)
- 高学年になったため。(同回答多数)

⑦ 子育て全般について

■子育てをする上での不安や悩み

子育てをする上での不安や悩みについては、就学前児童の保護者と小学生の保護者の両方で、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(就学前児童調査 56.8%、小学生調査 49.4%)と「子どもの教育やいじめなどが心配」(就学前調査 42.1%、小学生調査 50.6%)、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」(就学前児童調査 44.7%、小学生調査 49.4%)が高くなっています。

就学前児童の保護者と小学生の保護者の両方で、上位の項目が同じであることから、この3つの項目は、保護者にとって幼児期から児童期にまたがる長期間の大きな悩みであると考えられます。

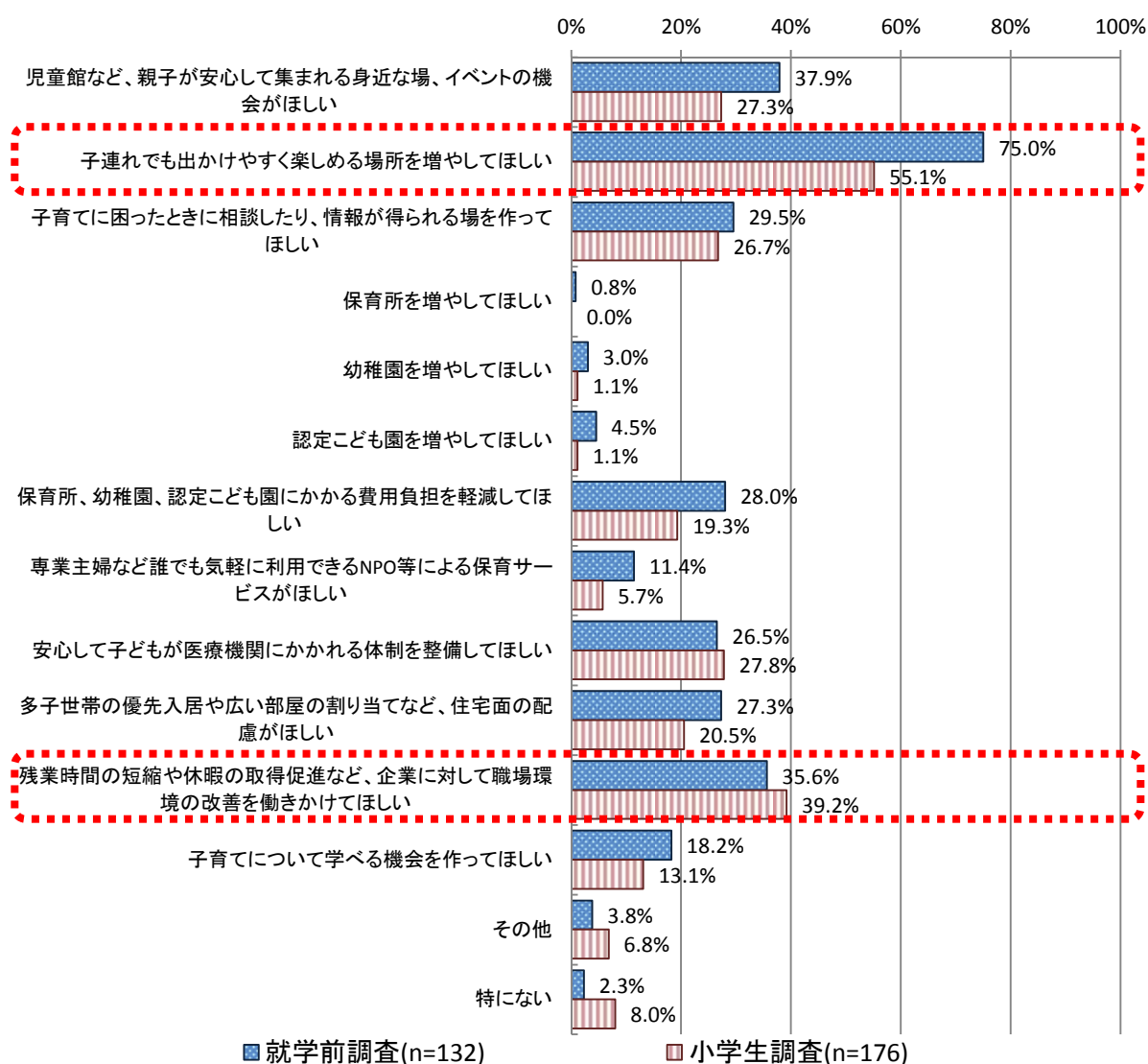


■必要だと思う支援策

必要だと思う支援策については、就学前児童の保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が75.0%と最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が37.9%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が35.6%となっています。

小学生の保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が55.1%と最も高く、次いで「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が39.2%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が27.8%となっています。

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」と「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」は、就学前児童の保護者と小学生の保護者の両方で上位になっていることから、保護者にとって幼児期から児童期にまたがる長期間の大きな悩みであると考えられます。

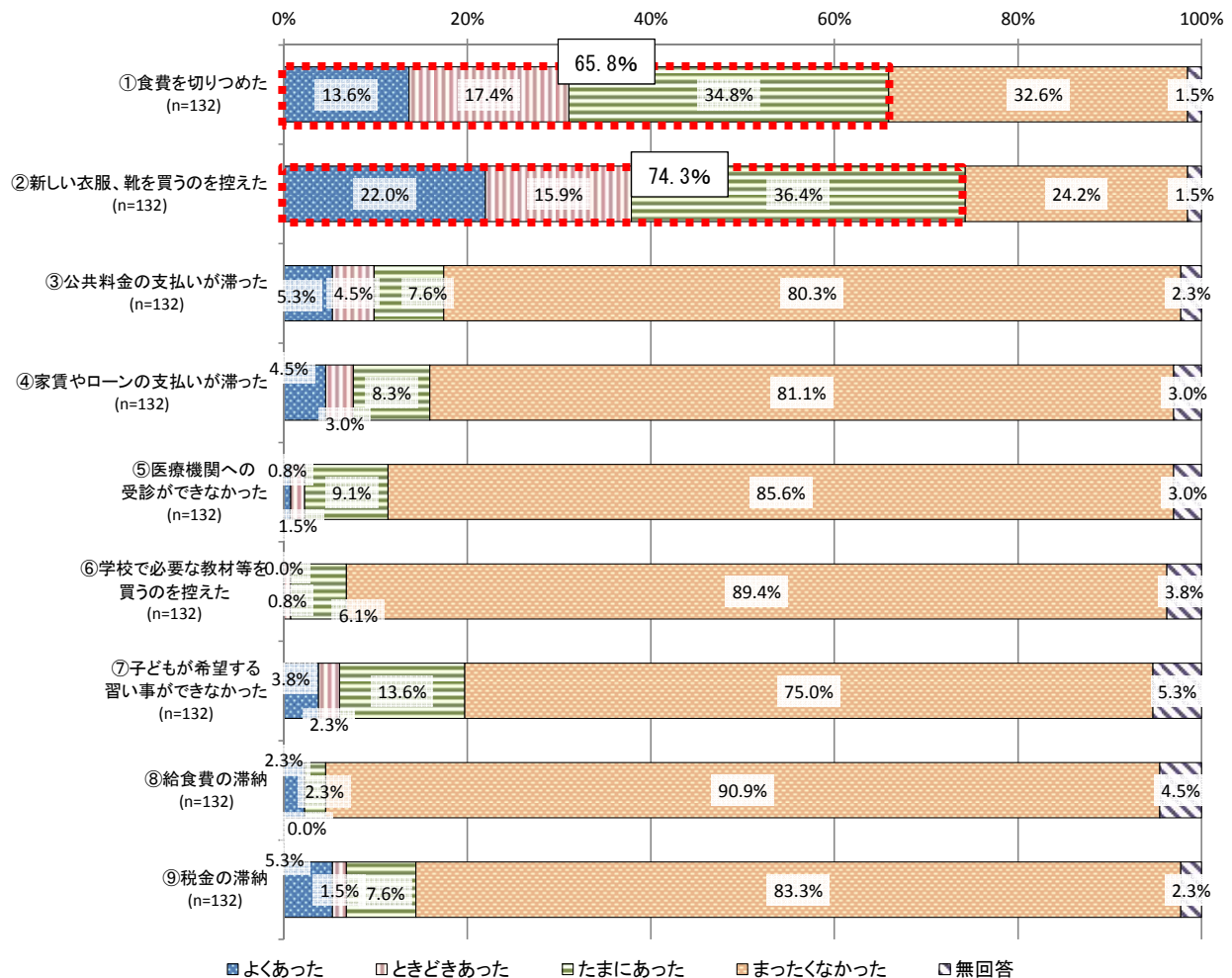


■経済的理由による経験

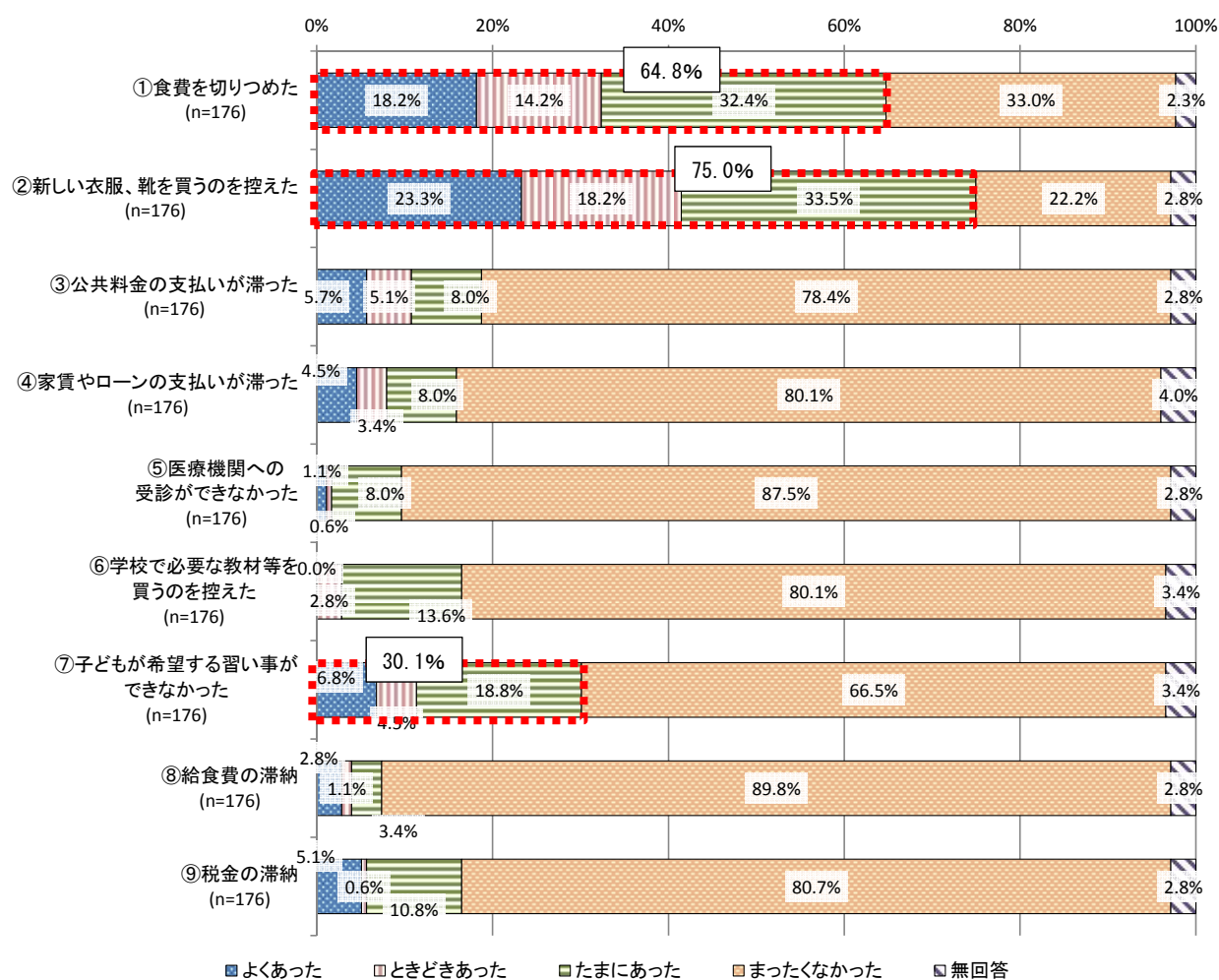
経済的理由で以下のような経験があったかについては、就学前児童の保護者と小学生の保護者の両方で、「①食費を切りつめた」と「②新しい衣服、靴を買うのを控えた」経験があったとする回答（「よくあった」と「ときどきあった」と「たまにあった」の合計）が、6～7割台と高くなっています。

また、小学生の保護者では、「⑦子どもが希望する習い事ができなかった」についても、経験があったとする回答が30.1%と他の項目と比較して高くなっています。

<就学前児童調査（n=132）>



<小学生調査（n=176）>



第4節 事業者等ヒアリング調査

1 調査の概要

多良木町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本町の教育・保育の実態や要望・意見等を把握し、計画に反映することを目的とし、本町の教育・保育施設等に対しヒアリング調査を実施しました。

2 調査の対象

調査	対象
幼児教育・保育施設	保育所 5 箇所
小学校	多良木町内の小学校 4 校
放課後児童クラブ・ 放課後子ども教室	放課後児童クラブ 4 箇所 多良木町地域学校協働本部

3 調査結果概要

①施設の運営上の課題（保育所、放課後児童健全育成事業対象）

意見
(ア) 保育所 ○園児の減少。（同意見あり） ○園舎の老朽化が進んでおり建て替えを検討中だが、少子化の進展を考えると踏み切れない。 ○園児の減少が続くと運営が危ぶまれる。定員の変更や統合等もありうる。 【職員数の現状と職員不足解消のためのアイデア】 職員数 やや不足：1園 適当：3園 やや過剰：1園 ○年度途中の受け入れを考慮し、保育士を余分に雇用しているため、人件費が不足している。 ○今後数年間で10名以上の職員が定年退職する。求人を出しているが応募はない。 ○給与水準の向上が求められる。処遇改善等の手当はついているが、基本的な本給が安い。 (イ) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室 ○申し込みが多い。申請を断るケースはないが、利用者が多い分、室内や遊び場が狭く、騒音の中で過ごすことも多い。 ○人数が多すぎて利用を断るケースがある。 ○保護者からの子どもへの言い聞かせ。保護者、職員の協力。 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の統合と、所得に応じた加入料負担。 ○施設の修繕への補助をお願いしたい。 ○放課後時間が変動しやすいことや支援が必要な子どもが多いことで、地域協力者に負担がかかる。 【スタッフ数の現状とスタッフ不足解消のためのアイデア】 スタッフ数 やや不足：3施設 適当：2施設 ○協力者の高齢化が進み、人数の現状維持が難しい。 ○長期休暇中の人材確保。長期休暇中のみ働いてくれる方を探すことが困難。 ○学童支援員として長く働きたいと希望しつつも、勤務時間が短いため続けられない人も多い。

施設運営上の課題に関する意見（続き）

- 指導員向けの研修や情報交換の場の、町での定期的な開催や、県開催時の補助。（同意見あり）
- 地域協力者の確保が困難。保護者、地域人材の協力が必要。
- 子どもへの対応等について常に話し合い、チームの輪を固め、仲良くしていきたい。
- 資格者に対する補助金等、待遇は良くなってきているが、まだ難点も多い。

②多良木町の教育環境、青少年健全育成に関する課題（小学校対象）

意見

- 校舎の老朽化が進み、安全面が心配される。
- SNS 利用の低年齢化が気になる。保護者も含めた学びの機会が必要だと思う。
- 放課後の児童の過ごし方が、放課後児童クラブと放課後子ども教室のみにまかせきりの状態である。
- 親も含め、スマートフォンやゲーム等が関係するトラブルや生活の乱れが発生している。
- 保護者が迎えに来られず、兄、姉が授業が終わるのを一人で待っている低学年児童がいる。少人数であることもあり、学校側も対応する余裕がなく困っている。

③保護者からの要望等

意見

【保育所・放課後児童クラブ・放課後子ども教室】

- 園での病児保育実施の要望があったが、部屋もなく困難である。
- ひとり親や放課後デイサービスと併用している児童への利用料補助の継続。

【小学校】

- 保護者から、「放課後児童クラブが近くにあるといい。放課後児童クラブでも学校と同じように、先生の言うことを聞いて、仲良く過ごしてほしい。」という話があった。
- 学校側には要望としては来っていないが、体験活動や運動活動等のニーズはあると考えられる。

④保・小・中連携の状況

意見

【現状】

- 活発に行なっている。（行事等への互いの参加、校区内での密な情報交換・訪問等）（同意見多数）
- 広域利用が増加するにつれ、入学先が増え、引き継ぎが大変になってきている。

【さらなる連携の推進策】

- 小・中の連携不足及び連携の強化。（配慮を要する児童のその後の把握等の情報交換、小・中相互の授業参観実施等）（同意見あり）
- 小学校入学前に、「ひらがなが読めない」等、学習に課題がある子どもが把握できていれば、小学校に情報がほしい。

⑤困難を抱えた児童の現状及び必要と考えられる支援策

意見

- 困難を抱えた児童の保護者の養育能力が低く、児童に基本的生活習慣が身についていない。
- 障がい児、キッズサポートの対象者が、各クラスに数名ずついる。障がい児担当として補助人員をつけている。加配もあり、人件費がかさむが、解決策がない。
- より一層の、子ども対策課を中心に子どもとその家庭の支援ができるシステムづくり。
- 日常生活に不安や乱れがある家庭へ「子育てサポート制度」を設け、支援する。

困難を抱えた児童の現状及び必要と考えられる支援策に関する意見（続き）

【放課後児童クラブ・放課後子ども教室】

- 専門の療育施設が向いていると感じられる場合、利用を断ることがある。
- 支援が必要な児童や落ち着きのない児童に対しては、個室などの落ち着いた場所で過ごすことで、生活の中でクールダウンする必要があると思われるが、場所や人員が不足しており難しい。
- 理解力のない子どもに対しての対応が困難である。
- 放課後児童クラブと学校の担任の先生との情報交換・連携が必要。
- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの定期的な情報交換・連携が必要。町からも働きかけてほしい。
- 専門員による視察と指導員への助言。
- 家庭教育の充実。

【小学校】

- 通常学級に在籍する児童も含め、特別な支援が必要な児童が増加傾向にあると感じる。早めに対策を講じたいが、保護者の理解が得られないケースが多い。
- 学校で、児童に対する支援はできるが、保護者に関しては限界がある。役場で保護者への支援を考えていただき、学校と役場が連携して家庭を支援することで、より効果的な支援ができる。

⑥少子化対策へのアイデア

意見

- 若者向けの働き口。（企業誘致、第一次産業の充実による後継ぎの居場所の確保等）（同意見多数）
- 子育て世代向けの住宅。（家族が入居できる借家、複数子の家庭向け住宅）（同意見多数）
- 若い人が安心して子育てができる環境が大切だと考える。医療費や給食費等の免除等も重要だが、人にやさしく安全な地域や災害に強いまちづくり等。劇的に増えることは難しくても、多良木町は住みやすいというイメージを若い世代が持つことが大切だと考える。

⑦多良木町の子育て支援の取組への意見・要望

意見

- 子育て支援は充実していると感じる（同意見多数）
- 子ども対策課の方々には色々支援をいただいている。（同意見あり）
- これからも地域・行政・学校が連携して対応できるように、連携・調整等をお願いしたい。
- 町も大変だと思うが、保・小・中が連携し、子どもたちを長いスパンで見届ける事ができている。
- 食・生活リズム、衛生面等の生活全般に関して家族全体を支援する体制が必要。
- 誰でも遊べる「自然を利用した公園」を造り、自然に親しみ、心の醸成を図る。
- 子育て支援を拡充する際には、その趣旨を保護者に理解していただくことも必要。
- 学校、家庭、地域の果たすべき役割の啓発とそれを果たすこと。押し付けるとアンバランスになる。
- 地域への、子育てや教育への理解や地域の果たす役割についての周知啓発。
- PTA 活動の自覚化。我が子、我が町の子のために、主体性を持って活動してほしい。
- 福祉サービスが過剰になりすぎると、親の子育てへの責任感が薄れるのではないかと危惧している。
- 球磨圏域では、子育て支援施策が充実している自治体に住み、他自治体で仕事をする子育て世代も増えていると聞く。子育て世代は、かなり子育て支援の取組に注目していると思う。
- 親への支援について、今まで以上に力を入れる必要がある。洗濯は家庭でしてほしい等、園からも保護者をお願いや相談などしているが、効果が薄い。
- 子育てに悩んでいるが相談先がわからない保護者も多い。一層の広報や呼びかけが必要。
- 小学校の部活動がなくなったため、運動する機会を作りたい。

第5節 現行計画の評価

1 教育・保育の評価

① 1号認定（2号認定（教育ニーズ）を含む）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	量の見込み（計画値）	0	0	0	0	0
	利用者数実績（※1）	7	10	3	4	10
利用定員	確保方策（計画値）	0	0	0	0	0
	利用定員実績（※2）	7	10	3	4	10
	うち広域利用	7	10	3	4	10
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		0	0	0	0	0

※1 利用者数実績は、町内保育所の実利用者数と広域利用による委託者数の合計。

※2 利用定員実績は、町内保育所の定員と広域利用による委託者数の合計。

② 2号認定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	量の見込み（計画値）	229	213	207	197	184
	利用者数実績	231	216	200	189	179
利用定員	確保方策（計画値）	229	213	207	197	184
	利用定員実績	238	235	238	215	202
	うち広域利用	17	11	14	16	13
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		7	19	38	26	23

③ 3号認定（0歳児）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	量の見込み（計画値）	26	24	24	23	21
	利用者数実績	56	56	45	50	38
利用定員	確保方策（計画値）	26	24	24	23	21
	利用定員実績	50	43	50	37	36
	うち広域利用	12	5	9	3	0
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		-6	-13	-5	-13	-2

③ 3号認定（1－2歳児）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	量の見込み（計画値）	132	123	119	113	106
	利用者数実績	126	113	105	95	82
利用定員	確保方策（計画値）	132	123	119	113	106
	利用定員実績	132	129	124	109	107
	うち広域利用	11	11	10	12	12
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		6	16	9	14	25

教育・保育の 確保と利用の状況	・ 1号認定は、量の見込みは0人でしたが、計画期間中に利用の希望がありました。町内に幼稚園、認定こども園が無いため、広域利用で確保を行いました。 ・ 2号認定は、平成27年度、平成28年度は量の見込みを上回る利用者数がありましたが、すべての年度で不足を出すことなく保育を提供しています。 ・ 3号認定（0歳児）は、すべての年度で利用者数が量の見込みを上回っています。また、すべての年度で利用者数実績が利用定員実績を上回っており、利用ニーズに対し提供体制が不足している状態となっています。 ・ 3号認定（1－2歳児）は、平成27年度は量の見込みを上回る利用者数がありましたが、すべての年度で不足を出すことなく保育を提供しています。
----------------------------	---

2 地域子ども・子育て支援事業の評価

①利用者支援事業

平成28年度から「あったかこども相談窓口」として子育て支援係で実施しています。子育て支援情報誌の作成や各保育所の紹介冊子を作成しそれらを活用して情報提供を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所	0	1	1	1	1

※利用者支援事業は第1期計画に年度ごとの量の見込み、確保方策の記載がない。

②地域子育て支援拠点事業

小規模型指定施設として、町内3園に委託し実施しています。子育て親子の交流等を促進することにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することができました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み (人回)	4,020	3,852	3,744	3,552	3,324
	確保方策 (人回)	4,020	3,852	3,744	3,552	3,324
利用実績(人回)		3,226	4,134	4,490	2,904	
実施箇所		3	3	3	3	3

③妊婦健康診査

現在、対象者全員に対して事業を実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	100%	100%	100%	100%	100%
利用者数(人)		66	59	58	49	

④乳児家庭全戸訪問事業

現在、対象となるすべての家庭に対し、事業を実施するよう努めています。訪問はすべて保健師が実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	100%	100%	100%	100%	100%
対象者（人）		67	54	38	50	
実績（人）		65	54	37	50	
実施体制		保健師 2 名	保健師 2 名	保健師 5 名	保健師 5 名	保健師 4 名

⑤ 養育支援訪問事業等

1 養育支援訪問事業

現在、対象となるすべての家庭に対し、事業を実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	100%	100%	100%	100%	100%
実施件数（回）		95	158	129	286	

2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

平成 29 年度より運営を実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	100%	100%	100%	100%	100%
実施体制		実施なし	実施なし	代表者会議 （年 1 回） 実務者会議 （年 4 回） 個別ケース検 討会議（随時）	代表者会議 （年 1 回） 実務者会議 （年 4 回） 個別ケース検 討会議（随時）	

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

多良木町ではニーズがなく、実施していません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	—	—	—

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

協力会員の減少により、平成30年度以降は事業を実施していません。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	100%	100%	100%	100%	100%
利用実績（人回）		12	356	221	—	—

⑧ 一時預かり事業（幼稚園型）

多良木町に、幼稚園、認定こども園はなく、広域利用で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数（人日）	503	1,174	211	918	1,066
実施箇所	1	1	1	2	2

※第1期計画は、一時預かり事業の利用者数の量の見込み、確保方策についての記載はない。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

令和元年度から町内の保育所5箇所すべてで実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人日）	26	36	132	258	
確保実績（人日）	380	380	380	330	
実施箇所	3	3	3	3	5

※第1期計画は、時間外保育事業の実施予定箇所数のみ記載しており、利用者数の量の見込み、確保方策についての記載はない。

⑩病児・病後児保育事業

現在、1箇所事業を実施（公立病院多良木病院（ホッと館）にて4町村で共同委託 6人/日確保）しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
多良木町利用者数（人日）	233	236	180	210	
確保実績（開所日×定員6名）	1,458	1,458	1,464	1,470	
実施箇所	1	1	1	1	1

※第1期計画は、病児・病後児保育事業の実施予定箇所数のみ記載しており、利用者数の量の見込み、確保方策についての記載はない。

⑪放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブと放課後子ども教室で、小学生の放課後の過ごし方のニーズに対応しています。

放課後児童クラブ

■利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	151	178	165	178	187
定員実績	145	145	145	185	185
過不足（確保方策実績 ー量の見込み実績）	-6	-33	-20	7	-2

■施設数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
確保方策（箇所）	4	4	4	4	4
実績（箇所）	4	4	4	4	4

※放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、第1期計画に利用者数の見込みについての記載はない。

参考 放課後子ども教室

■利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	96	122	166	129	69

■施設数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
確保方策（箇所）	3	4	4	4	4
実績（箇所）	3	3	3	3	3

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、事業を実施していません。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現在、事業を実施していません。

3 各取組の評価

第1期計画で次世代育成支援法に基づく事業として挙げられた各事業・取組等について、事業の実施状況等を元に評価を行いました。

※ 5段階評価については、計画期間中の各年の実施・達成状況を検証し 5：100%以上 4：80～100%、3：50～80%、2：20%～50%、1：20%未満として自己評価を行った。評価なしは事業の実施は行ったが5段階評価を行わなかったものを指す。平均点は評価なしを除いた実施事業の平均点を指す。

基本目標1 多良木町に生まれてよかった

目標1 子育てと仕事が両立できる環境をつくります

(1) 子育て支援のネットワークづくりの評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
9事業/12事業			4事業	3事業		1事業	3事業 休止1	
平均 2.89点								

○各種健診の際に母親同士の交流ができるように、子育ての悩みを語り合う時間を設けたり、自宅で保育している母親に子育て支援センター等の紹介を行っています。

○妊娠婦の時期の食の重要性やつわりの意味等必要な知識の周知に努めています。妊婦健診での貧血検査で基準に満たない人が3割程いるため、貧血を予防する食事の紹介が求められます。

○核家族化や地域のつながりの希薄化により、保護者が子育てに不安や孤立感を抱え、相談の内容も多様化してきています。適切な相談やより専門的な情報の提供、助言が求められます。

○乳幼児の母で、1日3食食べていない方が多くいます。

○放課後児童クラブと放課後子ども教室の全体での連携は難しいですが、一部で連携を行いました。

○放課後子ども教室の協力者が高齢化してきており、今後の人材確保が課題となります。

○放課後子ども教室は協力者の負担が大きく利用希望者全員を受け入れることは困難な状態です。

○乳幼児健康診査の結果、発達面や多動などの行動面で経過観察が必要な幼児がみられます。現在、関係機関と連携を図っていますが、適切な時期に相談や発達検査、訓練、療育等を受けられるように、保護者への情報提供や心理士等による相談体制を整える必要があります。

○少子化や核家族化が進む中、育児に不慣れな母親等がいます。また、子どもの発育・発達についての相談も多く、専門機関につなぐケースも多くあります。子どもの育てにくさを感じる養育者もあり、育児不安の軽減に努めていく必要があります。より具体的で個々に応じた支援が求められます。

(2) 保育サービスの充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
6事業/7事業			5事業			1	1事業	
平均 3.5点								

○町内の全保育所で、延長保育、一時預かり保育を実施し、保育ニーズに対応しています。

○子ども対策課窓口に各保育所の紹介ファイルを設置しました。課題として、窓口だと手に取りづらいという保護者がいました。

○子育て支援員養成研修の町での実施は困難ですが、県の研修に関して施設に情報提供を行いました。

(3) ひとり親家庭等の自立の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（５段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
2事業/3事業		2事業						
平均	5.0点							1
○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を目的とし、新たに多良木町放課後児童クラブ利用者負担助成金事業を実施しました。 ○待機児童がないため、ひとり親家庭の保育所への優先入所実績はありません。								

(4) 仕事と生活の調和のための働き方の見直しの評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
3事業/4事業			3事業				1事業	
平均	4.0点							
○男女共同参画社会の実現を目指し、固定的役割分担の解消等について、ポスター・リーフレットの設置等の広報・啓発活動を実施しました。 ○男女共同参画社会の実現と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、広報・啓発活動を実施しました。 ○ノーテレビデー・ノーゲームデーは、防災無線を通して、町内全体に周知させることができました。しかし、追跡アンケート調査によれば、ワーク・ライフ・バランスの推進の一環としての家族のみんなの時間の確保という目的が認知されているかどうかは不明瞭です。								

(5) 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（５段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
3事業/5事業				1事業			2事業	2事業
平均	3.0点							
○仕事と子育ての両立の支援として、放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児・病後児保育等を実施し、多くの方に利用していただいています。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、活動できる協力会員の数が減少し、事業の実施ができない状態です。本事業に代わる手段で保育サービスや学童保育の充実を図ります。 ○放課後児童クラブは地域のニーズにあわせて運営していますが、長期休暇のみの受け入れが難しい施設があります。今後のニーズの増加によっては待機児童が出る可能性があります。								

目標2 安心して子育てできる環境を作ります

(1) 子育て家庭の経済的支援の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
3事業/3事業								
平均 4.33点		1事業	2事業					

○県の多子世帯の保育料軽減等の措置を行っています。
 ○3歳以上児の副食費について、県多子世帯軽減の対象児に県と半額ずつ補助を行っています。
 ○出生祝金や入学祝金、町独自の保育料軽減など子育て世帯の経済的負担の軽減に努めました。
 ○入学祝金については、子どものため以外と思われる利用がいくつか確認されています。購入する物品について制限などができないため、保護者に対し目的の周知を徹底する必要があります。

(2) 障がい児施策の充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
5事業/5事業								
平均 3.75点			3事業	1事業				1事業

○子どもを取り巻く家庭環境が多様化し、関係者の役割分担が重要となります。
 ○特別児童扶養手当や重度障害児手当の申請漏れを防ぐため該当者に手続きの案内を送付しました。
 ○障害者手帳の申請時に各サービスの案内をしていますが、子どもの成長に伴い必要なサービスや日常生活用具が変化するため、常時相談ができるような体制を今後も整備する必要があります。
 ○保育所、放課後児童健全育成事業での障がい児の受け入れについては、意義を理解して取り組んでいただいています。また、専門職の活用により職員のスキルアップが図られています。
 ○今後、施設での障がい児の受入人数等に合わせて環境の整備が必要になる可能性があります。

(3) 児童虐待防止対策の充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
3事業/3事業								
平均 4.0点			3事業					

○町のホームページ、広報誌、児童虐待防止月間のリーフレット等を活用し啓発を行いました。
 ○要保護児童対策地域協議会を活用し関係機関及び地域との連携強化に努めました。
 ○児童虐待防止に向けて、地域住民、ボランティア団体等とのさらなる連携強化が求められます。
 ○計画の通りに要保護児童対策地域協議会を開催し早期発見、早期対応に努めました。八代児童相談所と連携し、虐待を受けた子どもの保護を行いました。
 ○法の改正等の児童を取り巻く環境の変化に伴い、関係機関、住民への周知が必要となります。

(4) 被害に遭った子どもの保護の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（５段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
3事業/3事業							
平均 3.67点			2事業	1事業			
○学校内外でスクールソーシャルワーカーが相談対応を行っているため、必要に応じて学校やスクールソーシャルワーカーと連携しています。							

基本目標２ 多良木町で育ってよかった

目標１ 親子の心と体の健やかな成長を支えます

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（５段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
5事業/5事業							
平均 4.4点		2事業	3事業				
○母子手帳交付時から乳幼児期まで、各種健診、訪問、保健指導等を定期的に実施しています。 ○妊産婦の食の重要性やつわりの機序等、必要な知識の周知に努めています。妊婦健診での貧血検査で基準に満たない人が3割程いるため、貧血を予防する食事の紹介が求められます。 ○ごく一部ですが、保護者の都合で乳幼児健診等を受診しないケースがみられます。 ○乳幼児の母親に1日3食食べていない人が多くいます。 ○随時各機関と連携・協力し、実施しています。庁内の円滑な情報共有のため、ケース記録を活用しています。医療機関については精密検査受診券発行や情報提供書作成等を行い、連携しています。 ○少子化や核家族化を背景に、育児に不慣れな母親等が存在します。また、発育・発達で相談する子どもも多く、専門機関につながるケースも多くあります。子どもの育てにくさを感じる養育者もあり、育児不安の軽減に努めていく必要があります。より具体的に個別的な支援が求められます。							

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（５段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
3事業/3事業							
平均 4.0点			1事業				2事業
○各小中学校において、学校薬剤師及び県警、県薬物乱用防止指導員などによる指導を行っています ○食生活改善推進協議会により小・中学校へ食に関する出前講座を行っています。 ○思春期の保健対策について、関係各課や各学校との連携が求められます。							

(3) 食育の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
5事業/5事業				5事業				
平均 3.0点								
○離乳食教室は、好評を得ています。今後は参加者数の増加が課題となります。 ○幼児健診等で、食事に関して気になる子どもの保護者に、バランスの良い食事を基本に、どうしたら食生活が改善するか考え、支援しています。その後の保護者への聞き取りから、成果がみられます。小児生活習慣病の予防についても同様に説明しています。 ○今後は、子ども参加型の体験活動の実施について検討が求められます。 ○各幼児健診・育児相談時等で、朝食の必要性やメニューについての啓発を行っています。								

(4) 小児医療の充実の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
2事業/2事業			2事業					
平均 4.0点								
○球磨圏域の小児科休日在宅当番医制運営事業により、休日の診療体制が維持されています。 ○平成29年度より、子ども医療の対象を高校3年生まで拡大しました。 ○全国的に、医師の確保（特に産科・小児科）は厳しい状況です。小児科休日当番医制運営事業が今後も継続していけるように、熊本県や関係機関とともに球磨圏域全体で検討していく必要があります。また、住民への適切な受診の仕方（早目の受診と救急時に休日当番を利用する）を理解してもらう必要があります。 ○球磨圏域に3箇所の産婦人科があり、産婦人科医療体制の維持ができています。								

目標2 子どもの豊かな成長を支える学びや遊びの場をつくります

(1) 次代の親の育成の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
2事業/2事業			1事業					1事業
平均 4.0点								
○子どもを生み育てることの意義に関する教育として「心を見つめる夏の研修会」、「命の尊さ学習会」、「えびすっ子ステイ」等の団体と連携し、命や個人の存在意義について考える機会を提供しました。 ○乳幼児ふれあい体験は、中学生は実施していますが、高校生は高校の授業日程や健診等の都合で実施されていません。								

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
23事業/24事業								
平均 3.85点		1事業	15事業	4事業			1事業	3事業

○各小・中学校に、教員免許を有する人材を特別支援教育支援員として配置し、学習支援に限らず、様々な場面で支援を行っています。
 ○ゲストティーチャーを招いて薬物乱用防止等様々な分野についての学習を行っています。
 ○特別な支援が必要な児童生徒や障がいを持つ児童生徒の増加が大きな課題となります。
 ○各小・中学校でコミュニティ活動を行い、地域の各種団体との協働を行いました。
 ○地域学校協働活動本部を設置し、令和元年度からは地域学校協働活動本部と連携・協力し、より計画的に学校への支援を行っています。
 ○避難所としての機能を持ち合わせた学校もあり、必要に応じて、修繕等を行っています。また、防犯カメラの設置や、学校敷地内の完全禁煙等を実施し、安全な学校施設の整備に努めました。
 ○課題として、老朽化が進み、耐震強化は実施しているものの、修繕箇所が増加している施設があります。
 ○保育所、小学校の課題を洗い出し、保小中連携カリキュラムの見直し等を行いました。
 ○幼児教育の教員・保育士の資質向上については、町独自の研修は実施していませんが、県等の実施する各種研修について各保育所に周知を行っています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
4事業/7事業								
平均 2.0点				1事業	2事業	1事業		3事業

○窓口子育て支援センターだよりの閲覧用ファイルを設置しました。
 ○相談体制の充実の一環として、私立保育所3園で相談できる機会を設けていますが、サークル活動や園開放の利用者は多いのに対し、相談サービスの利用は極端に少ない状態です。
 ○協力会員の不足により、ファミリー・サポート・センター事業の継続が難しく、休止状態となっています。
 ○現在、子育て世代の方々が独自に子どもと一緒に楽しく過ごせる場の提供やイベント企画等が試験的に行われています。支援や推進の検討を図ります。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
1事業/3事業								
平均 4.0点			1事業					2事業

○テレビやゲームがもたらす悪影響から守るための取組の一環としてノーテレビデー・ノーゲームデーを実施し、防災無線を通して、町内全体に呼びかけを行っています。しかし、追跡アンケート調査によれば、目的が認知されていない可能性があります。（再掲）

(5) 子どもの健全育成の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
1 2 事業/ 1 3 事業								
平均 4.0点		3 事業	1 事業	1 事業	1 事業		1 事業	4 事業

○目標年度である令和元年度までに、町内4か所（うち1か所小学校敷地内）での放課後児童クラブの運営を開始しました。

○今後、地域の実情に応じて、放課後児童クラブの開所時間の延長を検討します。

○4箇所の放課後児童クラブのうち3箇所は学校の敷地内又は学校付近に設置されています。残りの1箇所は、車での送迎のため移動時の児童の安全は確保されています。

○放課後児童クラブと放課後子ども教室は連携した活動を行っています。さらなる連携のために、定期的な情報交換の場の設置が課題となります。

○放課後対策についての教育委員会と福祉部局の定期的な打ち合わせが行われていません。

○児童虐待防止に関してケース会議及び要保護児童対策地域協議会へ参加し、地域の子どもと子育て家庭への支援に努めました。

基本目標3 いつか多良木町で子育てしたい

目標1 子育て支援のつながり・輪をつくります

(1) 子育て支援のネットワークづくりの評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
4 事業/ 4 事業								
平均 2.67点				2 事業	1 事業			1 事業

○子育て情報誌の作成・配布を行いました。内容に変更がある場合は適宜修正を行いました。一方、一回ごとの印刷としては多くの部数を印刷することができませんでした。

○ホームページに掲載している情報としていない情報があり、掲載する情報の整理、検討が必要です。

○子育て支援への関心や理解を深めるきっかけになるように、毎月1回、町内回覧を活用し、子育て支援センターの活動内容を周知しています。

○今後は、各種の子育て支援サービス等が地域住民に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供と子育てに関する啓発が必要となります。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
2 事業/ 2 事業								
—								2 事業

○各「子ども110番の家」に「子ども110番の家」の旗を配付しました。

○通学時に見守りを行う地域住民を対象に、ベスト等を貸与しました。

○小学校のPTA役員は毎年変わるため、事業に切れ目が生じることが課題となります。

(3) 地域の交流と支えによる子育て支援の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
0事業/2事業							2事業	
—								
○「地域子育て世代間交流の推進」「子育て支援サービスのための施設の有効利用」事業は実施がありませんでした。実施主体や取組内容、関係機関・関係各課との協議をどのように進めるのかといった具体的な動きが課題となります。								

(4) 多良木町の特徴を生かした新たな子育て支援等の創出に関する評価の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
2事業/3事業				2事業			1事業	
平均 3.0点								
○里親制度についての情報発信として、里親月間である10月に町の広報誌での周知、ポスターやリーフレット等を窓口に設置する等を行いました。情報発信は不足していると思われます。 ○町民向けの説明会の開催や町内のイベントで里親制度を周知するブースの設置を行いました。平成30年度以降は説明会等を実施できていません。 ○里親のための空き家及び貸家等の活用については、住居面の支援のニーズがなく実施していません。								

目標2 安心安全な子育て環境をつくります

(1) 良質な住宅の確保と整備の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）						
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし	評価なし他
3事業/4事業			2事業			1事業		1事業
平均 3.0点								
○令和元年8月より1棟3戸の町営住宅の管理を開始しました。また、住宅の設備等の改修を行い利便性の向上に努めました。 ○町営住宅の老朽化による計画的な建て替え、入居希望者の現状に沿った整備が必要となります。 ○公営住宅の建設事業費について坪単価が高騰するなど財源等を踏まえた整備が必要となります。 ○新たに建設した町営住宅は室内の段差をなくしバリアフリーとし、玄関前ポーチ部へはスロープを設置しました。 ○「住宅確保に関する情報提供」事業については記載がありません。								

(2) 安心して外出できる環境の整備の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
0事業/3事業							3事業
—							

○国道の歩道の改良等を行っています、関係課との協議等はありません。

○公共施設での子ども向けのトイレの整備については、子どもが集う場には必要ではありますが、子どもが減少していく中で要望等はありませんでした。今後は協議を検討します。

○「子育て世帯への情報提供」は実施されていません。

(3) 安全な道路交通環境の整備と安心できるまちづくりの推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
1事業/3事業							
平均 4.0点			1事業				2事業

○社会資本整備総合交付金等を利用し、通学路安全対策工事を行いました。

○工事費が増額傾向にあり、財政面から町単独での工事の実施は困難になっています。

○交通事故の発生しやすい場所の重点整備については、場所の特定がされていません。

○区長からの要望があった箇所や危険と思われる箇所に防犯灯の整備を行いました。

(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進の評価と課題

総合評価		各取組の評価（5段階）					
実施	全事業	5	4	3	2	1	実施なし 評価なし他
4事業/4事業							
平均 3.33点			1事業	2事業			1事業

○交通安全に関する講習会、研修を隔年ごとに実施していますが、講習は基本的な内容であり、地域住民の交通教育指導者の養成には至っていません。

○チャイルドシートの使用を徹底するための交通教室の開催等はありません。

○チャイルドシートを貸し出す際は説明書も配布し、使用法の周知を行っています。

○取り付けや説明書の配布は行っていますが、保護者への直接の指導・助言は行っていません。

第6節 課題のまとめ

第1節から第5節のデータ及び評価のうち、検討すべき課題について分野ごとに整理を行いました。

(1) 定期的な教育・保育に関すること

統計データ	○今後も人口は減少すると予測されている。 ○女性の就労率が高く、母親の就労中の教育・保育のニーズはある。
事業者等 ヒアリング	○園児が減少しているため、老朽化した施設の建て替えに踏み切れない。 ○今後も園児が減少し続けるのであれば、定員の変更や統合等もありうる。 ○年度途中の入園に備え、保育士を余分に雇用しており人件費がかさむ。 ○今後数年間で多くの職員が定年退職するが、新規求人に応募がない。 ○給与水準の向上が必要。処遇改善等の手当はあるが、基本的な給与が安い。 ○保小の連携は十分だが、小中の連携を強化する必要がある。 ○小学校入学前に学習に課題のある児童が把握できている場合の連絡が必要となる。
教育・保育、地域 子育て支援事業	○1号認定の利用希望があり、広域利用で確保を行った。 ○2号認定、3号認定（0歳児）は、利用人数が利用定員実績を上回っている年度がある。
庁内各課施策・ 事業評価	○子育て支援員養成のための県の研修に関して施設に情報提供を行った。 ○老朽化が進み、修繕箇所が増加している施設がある。 ○町単独での研修は行っていないが、幼児教育の教員・保育士の資質向上のための県等の実施する各種研修について各保育所に周知を行っている。



検討すべき 課題等	将来推計人口によると、本町の人口、児童数は今後も減少すると予測されており、保育所からは、園児の減少が運営へ影響を及ぼしているという意見があります。少子化、人口減少が進行する中で、職員の確保や待遇向上のための支援、県の研修についての情報提供等による教育・保育の量の維持と質の向上が課題となります。 また、施策・事業評価から施設の老朽化が進んでいるという課題が上がっていることから、人材面だけでなく施設・設備についても、今後も現状の把握と適切な対応を図る必要があります。 教育・保育の利用に関しては、おおむね第1期計画策定時の量の見込みより多い利用がありました。今後も、保護者が希望する教育・保育施設を円滑に利用できるように、広域利用も含め適切な調整が重要となります。
--------------	---

(2) 地域における子育て支援事業に関すること

アンケート調査	○低学年の放課後児童クラブのニーズが高い。 ○病児・病後児保育の利用経験の割合は低いが利用希望は高く、緊急時に利用できる事業としてのニーズがある。 ○子どもが病気やケガの際に、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと考える保護者が増加している。
事業者等 ヒアリング	○放課後児童クラブ、放課後子ども教室の申し込みが多い。 ○放課後の過ごし方のニーズがある。 ○放課後子ども教室の地域協力者の負担が大きい。 ○地域協力者が高齢化しているが、新たな協力者の確保が困難である。 ○放課後児童クラブは、勤務時間等の条件が厳しくスタッフ確保が困難。 ○学童支援員の研修に関する補助等の支援が求められる。
教育・保育、地域 子育て支援事業	○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の協力会員が減少し、平成30年度から事業を休止している。 ○すべての年度で放課後児童クラブの利用人数が利用定員を上回っている。 ○養育支援訪問事業の実施件数が増加傾向にある。
庁内各課施策・ 事業評価	○放課後子ども教室の協力者が高齢化してきており、今後の人材確保が課題となる。また、利用希望者全員を受け入れることは困難である。 ○乳幼児健康診査の結果、発達面や多動などの行動面で経過観察が必要な幼児がみられる。適切な時期に相談や発達検査等が受けられるように、保護者への情報提供や心理士等による相談体制を整える必要がある。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、活動できる協力会員の数が減少し、事業を休止している。 ○長期休暇のみの受け入れが難しい放課後児童クラブ等がある。 ○小学生の放課後の過ごし方のニーズの増加によっては待機児童が出る可能性がある。 ○地域の実情を踏まえ放課後児童クラブの開所時間の延長を検討が求められる。 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進のための情報交換の機会が必要。 ○放課後対策のための教育委員会と福祉部局の定期的な打ち合わせが必要。

検討すべき 課題等	アンケート調査等から放課後児童クラブ、放課後子ども教室のニーズが高く、事業者から今後のニーズ増加によっては待機児童が出る可能性が指摘されています。一方で、地域協力者の負担や、学童支援員の勤務時間等の条件が合いにくい等、受け皿となる人材の確保が課題となります。また、長期休暇のみの受け入れや、開所時間の延長等の事業内容の拡充についても検討が求められています。 ファミリー・サポート・センター事業が、協力会員が減少し休止していることから、今後の本事業の方針について検討が求められます。
--------------	--

(3) 母子保健に関すること

事業者等 ヒアリング	○親も含め、スマートフォンやゲーム等が関係するトラブルや生活の乱れが発生している。 ○食習慣、生活リズム、衛生面等の生活全般に関して家族全体を支援する体制が求められる。 ○親への支援について、今まで以上に力を入れる必要がある。家庭で洗濯してほしい等、園からも保護者をお願いや相談などしているが、効果が薄い。
庁内各課施策・ 事業評価	○妊婦健診の貧血検査で基準に満たない人が約3割いる。 ○貧血を予防する食生活に関する知識の啓発が求められる。 ○乳幼児の母親で、1日3食食べていない人が多く見られる。 ○保護者の都合で乳幼児健診等を受診しないケースがある。 ○離乳食教室の内容は好評であり、今後は参加者数の増加が重要となる。 ○食生活改善推進員養成講座の受講者は1名だが、その後、食生活改善推進協議会に入会して活動している。 ○思春期の保健対策について、教育振興課や各学校と連携が求められる。 ○子ども参加型の体験活動の実施について検討が必要となる。 ○全国的に、医師の確保（特に産科・小児科）は難しい。小児科休日当番医制運営事業が今後も継続していけるように、熊本県や関係機関とともに球磨圏域全体で検討する必要がある。 ○休日当番医等の住民への適切な受診の仕方（早目の受診と救急時に休日当番を利用する）を周知する必要がある。 ○高校生の乳幼児ふれあい体験が、高校の授業日程と健診等の都合で実施されていない。



検討すべき 課題等	事業者等ヒアリングと、事業評価から、親も含めた、家庭全体の生活の乱れが指摘されています。母子の健康とよりよい家庭環境の形成のために、保護者に対する生活改善のための取組が求められます。 離乳食教室が好評であることや幼児健診等での食生活改善のための相談等が成果につながっていることから、今後はこれらの事業の内容の充実と参加者を増やすための取組が求められます。 全国的に医師の確保が難しく、球磨圏域も例外ではないことから、安定した地域医療を提供できるように、長期的な視点を持って、関係機関との連携や、適切な利用に関する周知等が求められます。
-----------------------------	--

(4) 職業生活と家庭生活の両立など保護者の働き方に関すること

統計データ	○結婚・出産を期に女性が離職し就労率が低下するM字カーブはみられない。
アンケート調査	○5年前の調査と比較して、育児休業を取得した母親の割合が11.3ポイント増加している。 ○父親の育児休業については、「取得していない」が8割となっている。 ○母親が育児休業を取得してない理由として、「保育所（園）などに預けることができた」が1位となっている。 ○母親が育児休業を取得してない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった」が、前回調査と比較して23.6ポイント減少している。 ○「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」は、就学前児童の保護者と小学生の保護者の両方で上位になっていることから、保護者にとって幼児期から児童期にまたがる長期間の大きな悩みであると考えられる。
事業者等 ヒアリング	○児童の放課後の過ごし方が、学童等にまかせきりである。 ○保護者が迎えに来られず、兄姉が授業が終わるのを一人で待っている低学年児童がいる。少人数であることもあり、学校側も対応する余裕がない。
庁内各課施策・ 事業評価	○男女共同参画社会の実現を目指し、固定的役割分担などについて、ポスター・リーフレットの設置により広報・啓発活動を実施した。 ○男女共同参画社会の実現を目指し、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、今後も広報・啓発活動を実施した。 ○ノーテレビデー・ノーゲームデーを活用したワーク・ライフ・バランスの推進は、防災無線を通して、町内全体に周知させることができた。しかし、追跡アンケート調査によれば、家族のだんらんの時間の確保という目的を把握されているかどうかには疑問が残る。

検討すべき 課題等	本町は子育て世代の女性の就労率が高く、M字カーブもみられないことや育児休業を取得した母親が増加していることから、出産前後も働く母親が多いことがうかがえます。一方で、父親の育児休業取得が進んでいないことから、今後は男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や企業の男女共同参画に関する意識向上の醸成の推進が求められます。 職業生活と家庭生活の両立や男女共同参画等のさらなる推進の中で、ノーテレビデー・ノーゲームデー等の各取組を継続して実施するとともに、目的や意義についても周知を図り、父母が共に子どもと向き合い協力して子育てができるように支援していくことが求められます。
--------------	--

(5) 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

統計データ	○今後も人口は減少すると予測されている。 ○20～29歳の層の人口割合が低い。
アンケート調査	○子育てをする上で子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる保護者が多い。 ○子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいと考える保護者が多い。
事業者等 ヒアリング	○PTA活動を保護者が意義を理解し主体的に活動してほしい。 ○親も含め、スマートフォンやゲーム等が関係するトラブルや生活の乱れが発生している。 ○少子化対策として若者向けの働き口、子育て世代向けの住宅が必要。 ○人にやさしく安全な地域や災害に強いまちづくり等、若い人が安心して子育てができる環境の整備が求められる。劇的に増えることは難しくても、多良木町は住みやすいというイメージを若い世代が持つことが大切だと考える。 ○誰でも遊べ、自然に親しみ心を育む自然を利用した公園の造成。 ○地域への、子育てや教育への理解や地域の役割についての周知啓発。
庁内各課施策・ 事業評価	○小学校のPTA役員は毎年変わるため、PTA役員による地域での見守りの取組に切れ目が生じ、またノウハウが蓄積されにくい。 ○交通安全に関する講習会、研修を隔年ごとに実施している。講習は基本的な内容であり、地域住民の交通教育指導者の養成には至っていない。 ○チャイルドシート使用の啓発のための交通教室の開催等を行っていない。 ○国道の歩道を改良する際に、関係課との協議等を行っていない。 ○公共施設での子供向けのトイレの整備については、子どもが集う場には必要だが、子どもの減少等もあり要望等がなかった。協議の必要はある。 ○子育て世帯への情報提供を行っていない。 ○工事費が増額傾向にあり、町単独での工事の実施は難しい。 ○交通事故の発生しやすい場所の特定がされていない。 ○現在、子育て世代の方々が子どもと一緒に楽しく過ごせる場の提供やイベント企画等が試験的に行われているので支援や推進が出来るように取り組んでいきたい。

検討すべき 課題等	アンケート調査や事業者等ヒアリングから、若い世代を定住させるための取組が求められています。その一環として、若者向けの働き口や子育て世代向けの住宅、公園等子連れでも楽しめる場所の整備等、若い人が暮らしやすく、子育てしやすいまちづくりが求められています。 子どもに関する事故が増加していると感じる保護者が多いこと等から、交通安全に関する啓発や環境整備等の取組の充実が求められます。 地域の子育てに関する取組として、地域の子育てへの理解の促進や、子育て世代のPTA活動や独自の活動等を促進するための取組が求められます。
--------------	---

(6) 経済的な負担に関すること

統計データ	○ひとり親世帯の割合が増加傾向にある。 ○女性の就労率が高い。
アンケート調査	○小中学校入学祝い金の利用希望が高い。 ○子育てをする上で「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」と考える保護者が多い。 ○「食費を切りつめた」、「新しい衣服、靴を買うのを控えた」経験がある保護者が6～7割台となっている。 ○小学生の保護者で「子どもが希望する習い事ができなかった」経験があったとする回答が約3割となっている。
事業者等 ヒアリング	○保護者から、ひとり親家庭や放課後デイサービスと併用している児童への利用料補助の継続を求める声がある。
庁内各課施策・ 事業評価	○入学祝金については、子どものため以外と思われる利用がいくつか確認されている。購入する物品について制限などができないため、保護者に対し目的の周知を徹底する。



検討すべき 課題等	アンケート調査や事業者等ヒアリングから、経済的な支援は重要であると考えられます。特に、ひとり親や特別な支援が必要な児童が増加していることから、これらの課題をかかえた家庭に対し、実態の把握と支援の充実の検討が求められます。 また、支援を行う際には、子育ての負担の軽減という目的を達成するために、各支援事業の目的や意義の周知が求められます。
--------------	--

(7) 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

統計データ	○ひとり親世帯の割合が増加傾向にある。
事業者等 ヒアリング	○通常学級に在籍する生徒も含め特別な支援が必要な児童が増加している。 ○困難を抱えた児童の保護者の養育能力が低く、児童に基本的生活習慣が身についていない。家庭教育の充実が求められる。 ○障がい児、キッズサポートの対象者が、各クラスに数名ずつおり、障がい児担当として補助をつけている。人員や、人件費が負担となる。 ○子ども対策課を中心とし、子どもと家庭の支援ができるシステムの強化。 ○専門の療育施設が向いていると感じられる場合、利用を断ることがある。 ○支援が必要な児童や落ち着きのない児童に対しては、個室などの落ち着いた場所で過ごすことで、生活の中でクールダウンする必要があると思われるが、場所や人員が不足しており難しい。 ○学校と放課後等デイサービス、放課後児童クラブの定期的な情報交換・連携が必要。 ○専門員による視察と指導員への助言。 ○支援が必要な児童に対し、早めに対策を講じたいが、保護者の理解が得られにくい。
庁内各課施策・ 事業評価	○子どもを取り巻く家庭環境が多様化し、関係者の連携と役割分担が重要となる。 ○保育所、放課後児童健全育成事業での障がい児の受け入れは、意義を理解して取り組んでいただいている。また、専門職を活用し職員のスキルアップを図っている。 ○児童虐待防止に向けて、地域住民、ボランティア団体等とのさらなる連携強化が求められる。 ○要保護児童対策地域協議会を開催し早期発見、早期対応に努めた。八代児童相談所と連携し、虐待を受けた子どもの保護を行った。今後も虐待の把握に務める必要がある。 ○各機会や媒体を活用し、里親制度についての情報発信を行ったが、計画期間全体としては不足している。

検討すべき 課題等	事業者等ヒアリング調査から、特別な支援が必要な子どもの増加や、対応が負担であるといった点が課題として上がっています。専門機関や人材との連携強化や、教育・保育施設等の支援者への支援、施設等の環境整備についての検討が求められます。 現在、関係機関等と連携し、訪問等による保護者の負担の軽減や、虐待を受けた子どもの保護等を行っていますが、今後も、町内外の関係機関や地域住民と連携し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努める必要があります。特に、各家庭の実態を速やかに把握するために、住民や団体等とのさらなる連携の強化が重要となります。 里親制度に関する情報の発信等について、見直しが求められます。
--------------	---

(8) 支援体制に関すること

アンケート調査	○地域から支えられていないと感じる保護者が約5%、日常生活で孤立を感じる保護者が約1割存在する。 ○子育てに関する悩みの相談相手として、役場、民生委員・児童委員、自治会等の地域住民に相談するとする回答の割合が低い。 ○多良木町の事業のうち「教育相談センター・教育相談室」と「多良木町子育て支援情報誌」は、利用経験の割合は低いが利用希望は高い。
事業者等 ヒアリング	○子育て支援は充実している。 ○子育て支援の趣旨を保護者に理解してもらうことも必要だと感じる。 ○福祉サービスが過剰になりすぎると、親の子育てへの責任感が薄れるのではという危惧がある。 ○球磨圏域では、子育て支援施策が充実している自治体に住み他自治体で仕事をする子育て世代も増えていると聞く。子育て世代は、かなり子育て支援の取組に注目していると思う。 ○親への支援について、今まで以上に力を入れる必要がある。洗濯は家庭でしてほしい等、園からも保護者にお願いや相談などしているが、効果が薄い。 ○子育てに悩んでいるが相談先がわからない保護者も多い。一層の広報や呼びかけが必要。
教育・保育、地域 子育て支援事業	○養育支援訪問事業の実施件数が増加傾向にある。
庁内各課施策・ 事業評価	○ホームページに掲載する情報の整理と検討が必要。 ○各種の子育て支援サービス等が地域住民に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供と子育てに関する啓発に努める。 ○少子化や核家族化が進む中、育児に不慣れな母親等がいる。 ○発育・発達についての相談が多く、専門機関につながるケースも多い。 ○子どもの育てにくさを感じる養育者もあり、育児不安の軽減に努めていく必要がある。より具体的で個別的な支援が求められる。

検討すべき 課題等	事業者からは子育て支援は充実しているという意見が多い一方で、家庭の教育力の低下が課題となります。養育支援訪問事業の実施件数の増加や相談内容の多様化から、課題を抱える家庭のより速やかな把握とそれぞれのケースにあった適切な支援が求められます。 相談先として行政等の子育ての相談窓口や地域のネットワークが利用されていない一方で、教育相談センター・教育相談室の利用希望が高いことや相談窓口がわからないという保護者の存在が指摘されていることから、相談窓口の周知や相談しやすい体制の整備が求められます。また、より多くの保護者に家庭の教育力の向上や相談先の認識を我がこととして捉えてもらうための啓発も重要となります。
--------------	---

第3章 計画の将来像

第1節 計画の目指す姿

本計画は、「第5次多良木町総合開発計画」で掲げた目標の実現に向けて、子ども・子育ての分野に関して、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を町民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、総合開発計画では、「地域力の向上」、「産業力の向上」、「定住力の向上」の3つの向上を実現することを目指しています。このなかで、子育て環境の整備に関することは、定住力の向上に位置付けられています。

そのため、本計画においては、町民が、「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へというふるさと（＝定住）に向けた意識の高まりをイメージして、保護者が、「多良木町で生み育ててよかった」、「多良木町で子育てをしたい」と感じると同時に、本町で生まれ育つ子どもたちにも、「多良木町に生まれてよかった」と感じ、「多良木町で育ってよかった」、そして、「いつか多良木町で子育てをしたい」と思ってもらえるような子育て・子育て支援のまちづくりを目指します。

基本理念

子どもの笑顔に魅せられて

もう一人産みたくなるまちづくり



第2節 計画の全体目標

また、基本理念の実現に向けて、計画の策定にあたり以下の3つの全体目標を掲げます。

全体目標

- 1 多良木町に生まれてよかった**
- 2 多良木町で育ってよかった**
- 3 いつか多良木町で子育てしたい**

全体目標1 多良木町に生まれてよかった

基本目標1 地域における子育て支援を充実させます

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。本町の特徴として、人口は減少傾向にあるものの母親の就業率が高く、幼児期の教育・保育の安定した提供が重要な課題となるため、教育・保育の提供体制の確保と質の向上を図ります。

また多様な子育て支援の充実と、それに関する広報媒体や相談等の機会を活用した情報提供等によって、子育て支援を必要とする家庭に適切に情報が行き渡り、安心して出産・子育てができるまちを目指します。

基本目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます

将来への不安なく安心して結婚し子供を生み育てることができるまちを実現するため、妊娠、出産、育児の切れ目のない連続した支援を行います。

妊婦健診、乳幼児健診等により、母子の健康状態の把握と改善に努め、また様々な機会を活用し、子育てに関する情報提供や相談等を行い、子育ての負担感や不安感の解消と家庭の教育力の向上を図ります。



全体目標2 多良木町で育ってよかった

基本目標3 子どもの健やかな成長を支える学びや遊びの場をつくります

次代の多良木町を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

基本目標4 すべての子どもの権利を尊重します

本町においても子どもと子育て家庭の置かれた状況が多様化していることを踏まえ、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困、虐待といった様々な理由により社会的支援を要する子どもや家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援を行います。

教育・保育施設との情報共有や地域のネットワーク等を活用し各家庭の課題を把握し、必要に応じて広域的な連携や専門職と協力し、子どもの特性にあわせすべての子どもの健やかな育ちを支えます。

全体目標3 いつか多良木町で子育てしたい

基本目標5 仕事と生活の調和を推進します

本町は、子育て世代の女性の就労率が高く、男性の育児休業取得が進んでいないことから、男女共同参画に関する意識向上の醸成が重要となります。男女が協力して家庭を築いていくためには、女性の仕事と家庭の両立だけではなく、男性の家事・育児等の家庭生活への主体的な参加が重要となります。職業生活と家庭生活の両立や男女共同参画を一層推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

基本目標6 安心安全な子育て環境を整備します

少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援するために、子育て世帯にあった住宅の整備、安全な道路交通環境の整備等、子育てしやすい生活環境を整備します。また、家庭、学校・保育所、行政等だけではなく地域全体で子育て、子育て支援の重要性に関する関心や理解を深め、相互に連携・協働しそれぞれの立場から子どもと子育てを見守り、地域全体で子どもを育む安心安全なまちづくりを推進します。

第3節 基本構想と基本計画の枠組

1 基本構想と基本計画の枠組

基本理念

子どもの笑顔に魅せられてもう1人産みたくなるまちづくり

全体目標1 多良木町に生まれてよかった

基本目標1 地域における子育て支援を充実させます

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます

- ・妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ・食育の推進
- ・小児医療の充実

全体目標2 多良木町で育ってよかった

基本目標3 子どもの健やかな成長を支える学びや遊びの場をつくります

- ・次代の親の育成
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ・子どもの放課後の活動の充実

基本目標4 全ての子どもの権利を尊重します

- ・子育て家庭の経済的支援
- ・障がい児施策の充実
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ・里親支援につながる取組

全体目標3 いつか多良木町で子育てしたい

基本目標5 仕事と生活の調和を推進します

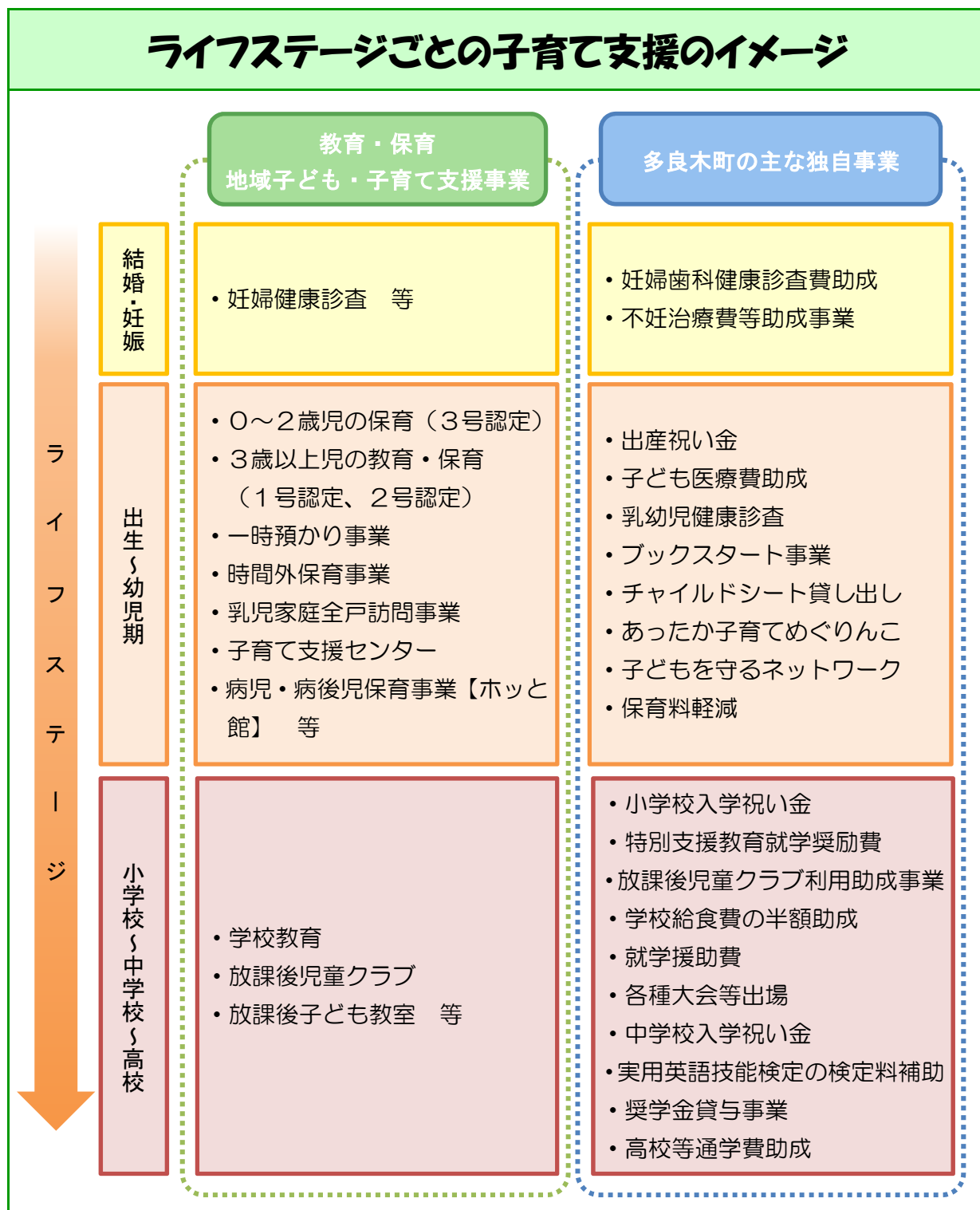
- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進

基本目標6 安心安全な子育て環境を整備します

- ・良質な住宅の確保と整備
- ・安心して外出できる環境の整備
- ・安心できるまちづくりの推進
- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

2 ライフステージごとの子ども・子育て支援のイメージ

子ども・子育て支援は、子どもや親のライフステージに合わせて様々な支援を適切に実施する必要があります。本町は、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について計画的に実施するとともに、出産祝い金事業や子ども医療費助成等の様々な独自事業を実施し、子育て家庭の支援に努めています。



各 論



第2部 各論

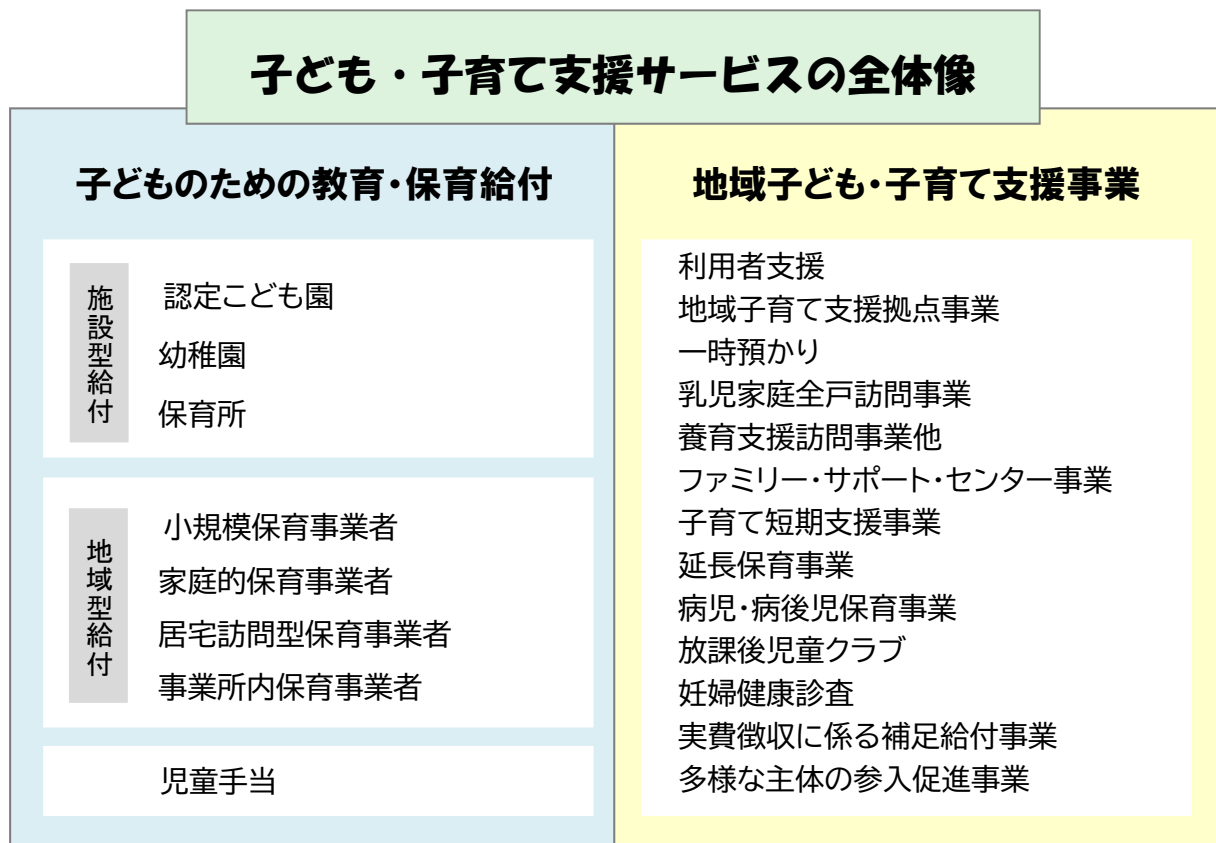
第1章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

第1節 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、国が統一的な基準等を設けて各市町村が教育・保育のサービスの提供を行います。

「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が地域の実情に合わせて各種事業の実施の可否やその内容の検討を行い実施します。



第2節 教育・保育提供区域の設定

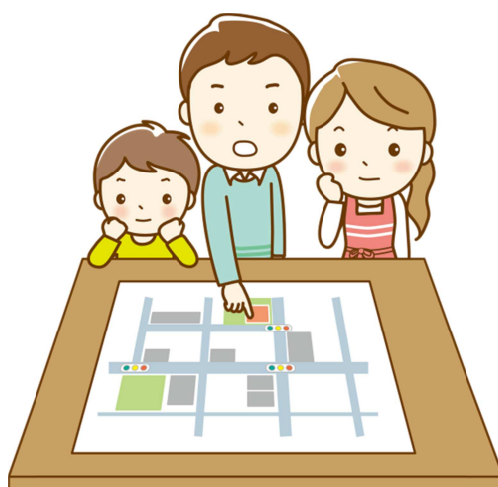
子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに量の見込みや確保方を定めることとしています。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本町の「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、現行計画に引き続き多良木町全域を1区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

【提供区域設定の主な根拠】

- ①保育所については、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用したい保育所のある地域が一致しない場合が生じる。
- ②区域を複数設けた場合、区域をまたいで利用する場合に、利用者・事業所・行政すべてに手続き等の負担が発生する。
- ③現行計画は、多良木町全域を1つの区域として設定し、適切に教育・保育の提供が行われている。



第3節 子どものための教育・保育給付

1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、保護者の申請に対し、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無を考慮した上で、保育の必要性を認定し、給付を支給することとなっています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

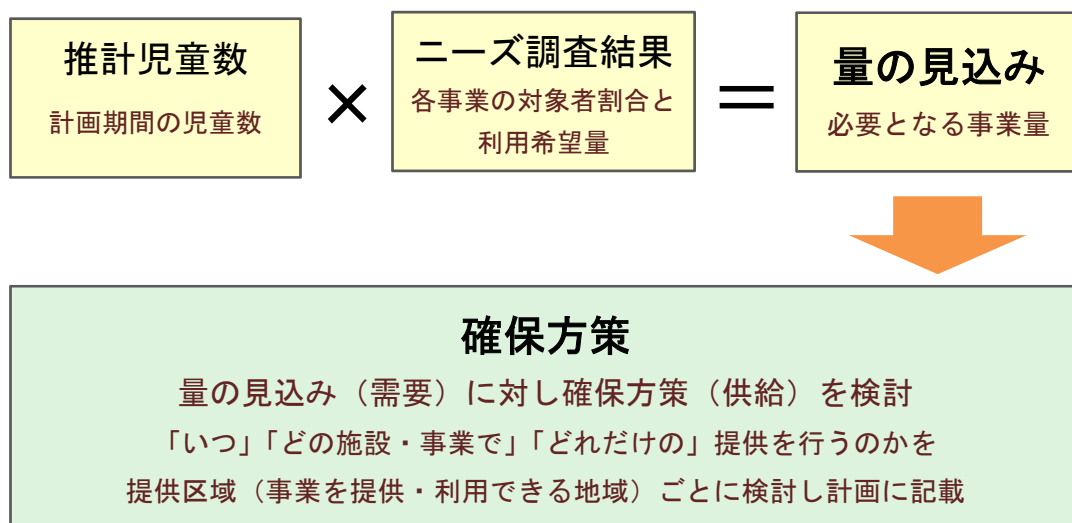
■認定区分と提供体制

認定区分		提供施設
1号認定	3－5歳 幼児期の学校教育のみ 主に専業主婦を想定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3－5歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定	保育所、認定こども園
3号認定	0－2歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定	保育所、認定こども園 地域型保育事業

2 量の見込みの算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定することとされています。

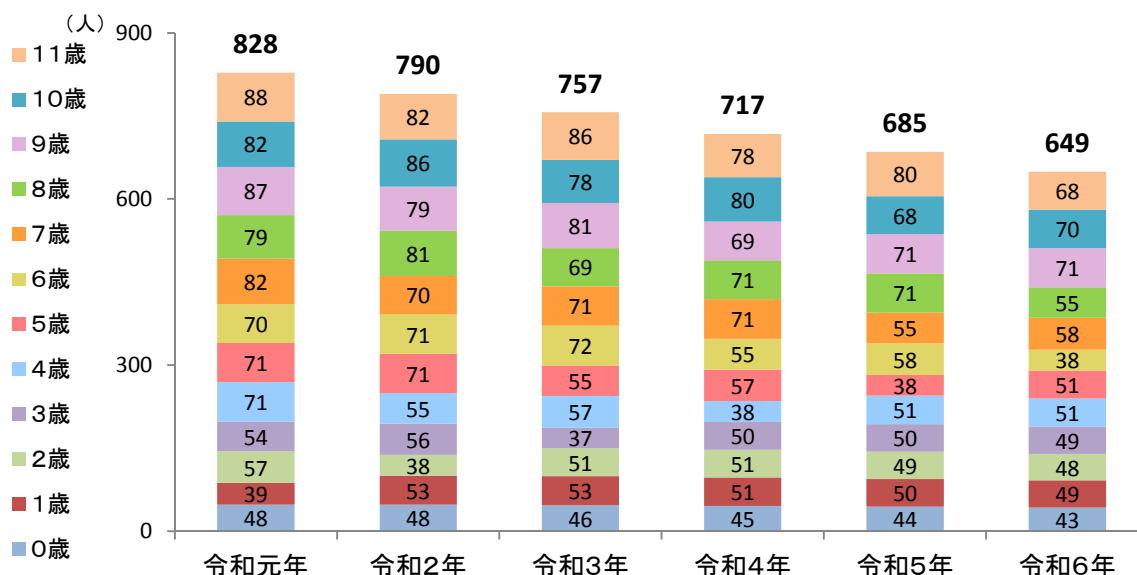
本町では、国の手引に基づき、提供区域の設定と、計画期間中の児童数の推計と子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査による量の見込みの算出を行いました。



3 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの児童数の推計を、2014年（平成26年）から2019年（令和元年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳の人口データを元に、コーホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】



単位 (人)	実績	推計				
	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
0 歳	48	48	46	45	44	43
1 歳	39	53	53	51	50	49
2 歳	57	38	51	51	49	48
3 歳	54	56	37	50	50	49
4 歳	71	55	57	38	51	51
5 歳	71	71	55	57	38	51
6 歳	70	71	72	55	58	38
7 歳	82	70	71	71	55	58
8 歳	79	81	69	71	71	55
9 歳	87	79	81	69	71	71
10 歳	82	86	78	80	68	70
11 歳	88	82	86	78	80	68
合計	828	790	757	717	685	649

※2019年の児童数実績及び2020～2024年の推計児童数は各年4月1日時点のもの。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

国の手引に基づき、推計児童数及び『「子ども子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査』（ニーズ調査）、第1期計画期間中の事業実績等を元に、教育・保育の量の見込みと確保方策を定めました。量の見込み（予想される利用者数）に対して確保方策（町内教育・保育施設の利用定員と広域利用の合計）が上回る場合、ニーズに対して受け皿が確保され、待機児童が出ないと考えられます。

○令和2年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①多良木町の量の見込み		4	5	160	44	84
		9				
②確保方策	確保方策合計	9		178	44	95
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			162	44	84
	地域型保育事業				0	0
	広域利用による委託	9		16	0	11
町内の量の見込みに対する過不足（②－①）		0		18	0	11
③他自治体からの受託		0		13	0	9
受託を含めた過不足（②－①－③）		0		5	0	2

■広域利用による委託の自治体別内訳

		1号	2号		3号				
			教育ニーズ	左記以外		0歳		1-2歳	
合計		9		16		0		11	
内訳	6	あさぎり町	7	あさぎり町			6	あさぎり町	
	3	湯前町	5	湯前町			3	湯前町	
			4	人吉市			2	人吉市	

■広域利用による受託の自治体別内訳

		1号	2号		3号				
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳		
合計		0		13		0		9	
内訳				9	あさぎり町		5	あさぎり町	
				4	湯前町		3	湯前町	
							1	人吉市	

○令和3年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利 用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①多良木町の量の見込み		4	4	131	43	96
		8				
②確 保 方 策	確保方策合計	8		168	43	107
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			151	43	96
	地域型保育事業			0	0	
広域利用による委託	8			17	0	11
町内の量の見込みに対する 過不足（②－①）		0		37	0	11
③他自治体からの受託		0		11	0	4
受託を含めた過不足 （②－①－③）		0		26	0	7

■広域利用による委託の自治体別内訳

		1号	2号		3号			
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳	
合計		8		17	0		11	
内訳		5	あさぎり町	7	あさぎり町		6	あさぎり町
		3	湯御町	6	湯御町		3	湯御町
				4	人吉市		2	人吉市

■広域利用による受託の自治体別内訳

		1号	2号		3号			
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳	
合計		0		11	0		4	
内訳				9	あさぎり町		3	湯御町
				2	湯御町		1	人吉市

○令和4年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①多良木町の量の見込み		3	4	127	42	94
		7				
②確保 方策	確保方策合計	7		161	42	105
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			144	42	94
	地域型保育事業				0	0
広域利用による委託		7		17	0	11
町内の量の見込みに対する 過不足（②－①）		0		34	0	11
③他自治体からの受託		0		10	1	4
受託を含めた過不足 （②－①－③）		0		24	-1	7

■広域利用による委託の自治体別内訳

		1号	2号		3号				
			教育ニーズ	左記以外		0歳		1-2歳	
合計		7		17		0		11	
内訳	5	あさぎり町	7	あさぎり町			6	あさぎり町	
	2	湯前町	6	湯前町			3	湯前町	
			4	人吉市			2	人吉市	

■広域利用による受託の自治体別内訳

	1号	2号		3号				
		教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳		
合計	0		10		1		4	
内訳			9	あさぎり町	1	湯前町	3	湯前町
			1	湯前町			1	人吉市

○令和5年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①多良木町の量の見込み		3	4	122	41	92
		7				
②確保 方策	確保方策合計	7		162	41	92
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			147	41	92
	地域型保育事業				0	0
広域利用による委託		7		15	0	11
町内の量の見込みに対する 過不足（②－①）		0		40	0	11
③他自治体からの受託		0		9	1	2
受託を含めた過不足 （②－①－③）		0		31	-1	9

■広域利用による委託の自治体別内訳

		1号	2号		3号			
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳	
合計		7	15		0		11	
内訳		5	あさぎり町	7	あさぎり町		6	あさぎり町
		2	湯前町	4	湯前町		3	湯前町
				4	人吉市		2	人吉市

■広域利用による受託の自治体別内訳

		1号	2号		3号			
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳	
合計		0	9		1		2	
内訳				6	あさぎり町	1	湯前町	湯前町
				3	湯前町		1	人吉市

○令和6年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利 用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①多良木町の量の見込み		4	4	132	40	90
		8				
②確 保 方 策	確保方策合計	8		164	40	101
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			150	40	90
	地域型保育事業				0	0
	広域利用による委託	8	14	0	11	
町内の量の見込みに対する 過不足（②－①）		0	32	0	11	
③他自治体からの受託		0	6	0	3	
受託を含めた過不足 （②－①－③）		0	26	0	8	

■広域利用による委託の自治体別内訳

		1 号	2 号		3 号				
			教育ニーズ	左記以外		0歳		1-2歳	
合計		8		14		0		11	
内 訳		6	あさぎり町	7	あさぎり町			6	あさぎり町
		2	湯前町	4	湯前町			3	湯前町
				3	人吉市			2	人吉市

■広域利用による受託の自治体別内訳

		1号	2号		3号				
			教育ニーズ	左記以外	0歳		1-2歳		
合計		0		6		0		3	
内訳				3	あさぎり町			2	湯前町
				3	湯前町			1	人吉市

【提供体制、確保方策の具体的な考え方】

- 町内の保育所5箇所を中心とし、幼児期の教育・保育を提供します。
- 1号認定等の幼児期の教育の利用希望に対しては、町内に幼稚園、認定こども園がないため、広域利用による他市町村への委託で対応します。
- 2号認定、3号認定（1－2歳）は、量の見込みに対して確保方策が等しいか上回っており、ニーズに対して不足することなく保育を提供できる見込みとなっています。
- 3号認定（0歳）は、令和4年度、令和5年度に1名定員が不足する見込みとなっています。
- 広域利用による他市町村の施設の利用希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。
- 他市町村からの広域利用による本町内施設の利用については、施設と連携し、適切に対応します。
- 保護者が産前・産後休業、育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるように、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。
- 外国人の親を持つ子どもや帰国子女など、外国につながる子どもが教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。



第4節 地域子ども・子育て支援事業

国の手引に基づき推計児童数及び『「子ども子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査』（ニーズ調査）、第1期計画期間中の事業実績等を元に、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、町の実情にあわせて確保方策を定めました。

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業は、「基本型・特定型」と「母子保健型」の2つの事業があります。本町では、「基本型・特定型」の利用者支援事業を実施しています。

基本型・特定型

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

確保の考え方	・現在、庁舎内で「あったかこども相談窓口」として事業を実施しています。 ・今後も事業を継続して実施します。
--------	--

2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。量の見込みはニーズ調査から算出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	3,372	3,672	3,600	3,516	3,420
確保方策（人回）	3,372	3,672	3,600	3,516	3,420
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

確保の考え方	・現在、町内3箇所で事業を実施しています。 ・ニーズに対して、町の実情に沿った形で対応していきます。
--------	---

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。量の見込みは0歳児童数推計から算出しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数（人）	48	46	45	44	43
	実施回数（人回）	672	644	630	616	602
確保方策	対象者数（人）	48	46	45	44	43
	実施体制	熊本県医師会委託	熊本県医師会委託	熊本県医師会委託	熊本県医師会委託	熊本県医師会委託

確保の考え方	・対象者全員に妊婦健康診査の受診券を14回分配布します。 ・熊本県医師会に委託し事業を実施します。
--------	--

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。量の見込みは0歳児童数推計から算出しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		48	46	45	44	43
確保方策	対象者数（人）	48	46	45	44	43
	実施体制	保健師4名	保健師4名	保健師4名	保健師4名	保健師4名

確保の考え方	・対象者全員に事業を実施します。
--------	--



5 養育支援訪問事業他

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応
確保 方策	実施体制	専門スタッフ 多良木町社会 福祉協議会委託	専門スタッフ 多良木町社会 福祉協議会委託	専門スタッフ 多良木町社会 福祉協議会委託	専門スタッフ 多良木町社会 福祉協議会委託	専門スタッフ 多良木町社会 福祉協議会委託
確保の考え方		・養育環境等の把握の結果、養育支援が特に必要と考えられる家庭が存在する場合は、適切に事業を実施します。				

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施体制	代表者会議 （年1回）	代表者会議 （年1回）	代表者会議 （年1回）	代表者会議 （年1回）	代表者会議 （年1回）
		実務者会議 （年4回）	実務者会議 （年4回）	実務者会議 （年4回）	実務者会議 （年4回）	実務者会議 （年4回）
		個別ケース検 討会議（随時）	個別ケース検 討会議（随時）	個別ケース検 討会議（随時）	個別ケース検 討会議（随時）	個別ケース検 討会議（随時）

6 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保の考え方	・現在、多良木町では事業を実施していません。 ・現在、ニーズはありませんが、今後も、ニーズを把握し、事業実施を検討していきます。
--------	---

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	計画期間中
量の見込み (ニーズの状況)	事業実施の要望あり
確保の考え方	・現在、ニーズはありますが、協力会員の減少によって、事業が実施できない状況です。今後も、住民に対して協力会員の募集を行うとともに、事業委託等も含めて事業の実施形態の検討を行います。

8 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園の幼稚園部を利用して、幼稚園の通常の利用日及び利用時間以外に保育が必要な子どもに対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。量の見込みはニーズ調査から算出しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用(※)	1,005	865	808	771	871
確保方針 (人日)	一時預かり事業 (幼稚園型)	1,005	865	808	771	871
施設数 (箇所)	一時預かり事業 (幼稚園型)	広域利用	広域利用	広域利用	広域利用	広域利用

※2号認定による利用とは、幼児期の学校教育を希望する2号認定（教育ニーズ）が、幼稚園部の通常の利用時間を延長して預かる場合を指す。

確保の考え方	・現在、多良木町内に幼稚園、認定こども園はありません。広域利用での利用希望がある場合は、委託先の市町村と連携し適切に対応します。
--------	--

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保の考え方	・現在、町内の保育所5箇所で、自主事業として事業を実施しています。 ・緊急時の保育の受け皿として、事業を継続できるように努めます。
--------	--

9 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。量の見込みはニーズ調査から算出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	119	111	108	105	108
確保方策（人）	119	111	108	105	108
施設数（箇所）	5	5	5	5	5

確保の考え方	・現在、町内の保育所5箇所で事業を実施しています。 ・今後も事業を継続して実施します。
--------	--

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。量の見込みはニーズ調査から算出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	193	185	176	168	159
確保方策（人日）	193	185	176	168	159
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

確保の考え方	・現在、1箇所で事業を実施しています。（公立病院多良木病院（ホッと館）にて4町村で共同委託 6人/日確保） ・今後も事業を継続して実施します。
--------	--

11 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。量の見込みはニーズ調査から算出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	183	183	174	169	154
1年生	49	48	38	39	26
2年生	48	48	47	37	39
3年生	45	44	45	45	37
4年生	24	26	25	28	30
5年生	13	12	13	14	15
6年生	4	5	4	6	7
確保方策(人)	185	185	185	185	185
施設数(箇所)	4	4	4	4	4

確保の考え方	・現在4箇所事業を実施しています。 ・今後も事業を継続して実施します。
--------	--

参考 放課後子ども教室

放課後や夏休み期間中に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、安全管理員、学習アドバイザー等によるスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を行う事業です。今後は放課後児童クラブとの一体型での実施について検討します。量の見込みは実績に基づき算出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	70	67	64	61	58
確保方策(人)	70	67	64	61	58
施設数(箇所)	3	3	3	3	3

確保の考え方	・現在3箇所事業を実施しています。 ・今後は本町の状況を踏まえて事業の内容等の検討を行います。
--------	--

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

確保の考え方	・ 事業実施なし。 ・ 国及び近隣市町村の動向を踏まえながら実施を検討します。
----------------------	--

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

確保の考え方	・ 事業実施なし。 ・ 国及び近隣市町村の動向を踏まえながら実施を検討します。
----------------------	--

第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

現在、本町には保育所が5園あります。現在の教育・保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育所等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、適切に実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

第2章 多良木町の取組

第1節 多良木町に生まれてよかった

基本目標1 地域における子育て支援を充実させます

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【今後の方針】

- 保護者の負担軽減のために、各子育て支援サービスを適切に実施します。
- 相談内容の多様化に対し、それぞれの相談内容や事情に合わせた相談支援やより専門的な情報の提供等ができるように努めます。
- 子育て支援に関する情報が、必要とする人に適切に提供されるように、連携と情報の一元化に取り組みます。

ア 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

施策・事業	概要・方針
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	乳児がいるすべての家庭に対し保健師等による訪問を実施し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行うことで乳児家庭での適切な養育を支援します。今後も、情報提供と相談支援、養育環境の把握等を行い、必要に応じて関係機関の支援につなげられるように、体制の整備を推進します。
養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭等の児童及び養育者に対して家庭を訪問し、集中的にきめ細やかな相談・指導・助言等の密接な支援を行います。早期発見・早期支援に繋がるよう、関係各課と情報を共有しながら事業を推進します。また、保護者支援の一環として社協の訪問介護事業を活用し、保護者の負担の軽減を図ります。

イ 施設において保護者の児童の養育を支援する事業

施策・事業	概要・方針
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ・放課後子ども教室)	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう支援します。
病児・病後児保育事業	生後6ヶ月から小学3年生までの児童で、保護者の勤務等の都合により家庭で看護を行うことが困難な児童を、看護師と保育士が預かり保育や看護を行います。現在公立多良木病院（ホッと館）で実施しています。ホッと館の職員の方と協力し、事業の周知に努めます。
一時預かり事業	日中、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の施設において必要な保育を行います。本町では各保育所が自主事業として実施しています。

ウ 情報の提供及び助言を行う事業

施策・事業	概要・方針
地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として現在3箇所の私立保育所で実施しています。事業を周知し、潜在的なニーズの掘り起こしに努めます。
子育て支援サービスの情報提供	地域における子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供体制を整備します。 窓口や相談の機会等で情報提供を行います。 各種の子育て支援サービス等が、地域の皆さんに十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等によって情報提供を行います。

(2) 保育サービスの充実

【今後の方針】

- 今後も安定した保育の提供を行います。
- 保育士等の研修に関しては、町単独での実施は困難であるため、県の研修等の各施設への情報提供に努めます。

ア 多様な保育サービスの充実

施策・事業	概要・方針
通常保育事業	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができない場合、保護者に代わり保育所での保育を行います。多くの施設では定員割れとなっており、定員の見直し等の課題の解決に取り組みます。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて認定こども園、保育所等で保育を行います。
放課後健全育成事業（学童クラブ）	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう支援します。
一時預かり事業【再掲】	日中、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の施設において必要な保育を行います。本町では各保育所が自主事業として実施しています。
地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)【再掲】	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として現在3箇所の私立保育所で実施しています。事業を周知し、潜在的なニーズの掘り起こしに努めます。

イ 保育士等の研修の充実

施策・事業	概要・方針
県の研修等の情報の提供	県等が研修等を実施する場合には、保育所等の施設や地域住民に対し、開催情報の提供を行います。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【今後の方針】

- 関係団体の基盤強化や連携強化を行い、地域における子育て支援のつながりや活動を促進します。
- 子育て家庭だけではなく、地域全体に向けて子育てに関する情報提供を行い、地域の子育てに対する関心と理解を深めるよう努めます。

施策・事業	概要・方針
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	青少年育成会議等の組織基盤強化を図り、関係団体による体験活動やイベント等の実施により、子どもたちを健やかにはぐくむ環境を提供し、地域の教育力を高めます。 情報を必要とする方に確実に提供されるように、発信内容の整理と的確な情報発信に努めます。 地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。 現在、町内回覧に子育て支援センターの活動を掲載しています。今後も様々な子育て支援を住民の方に周知し、理解・関心が深められるように取り組みます。

基本目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【今後の方針】

- 家庭訪問や健康診査、保育所への巡回支援等の機会を活用し、子どもと家庭の状況を把握し、情報提供及び相談窓口の周知等を行います。
- 乳幼児健診等の未受診者に対しては、家庭訪問や来所相談、保育所への巡回支援など個別支援の充実に努めます。
- 養育困難ケースについては、関係者で支援の方向性等を検討し、適切なアプローチに努めます。
- 保育所や医療機関、療育機関等と連携し、長期的な視野で継続した支援を行います。
- 妊娠期から継続した支援や相談体制を整備し、妊娠期から出産、育児の切れ目のない支援に努めます。

施策・事業	概要・方針
乳幼児健診、新生児等訪問、保健指導等の充実	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるように、乳幼児健診、新生児等訪問等を実施し母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に図ります。未受診者の把握や受診勧奨を行い、すべての健診の受診率 100%を目指します。
乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	育児不安の解消等を図るために、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導を実施します。

施策・事業	概要・方針
妊娠期から継続した支援体制の整備	児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。 妊娠早期からの各家庭の把握を行い、要支援ケースを把握し早期支援に努めます。関係各課・関係機関と情報を共有し、必要に応じて連携し対応します。 子育て支援に関する情報が、必要とする人に適切に届くように、関係各課での支援に関する情報の共有と提供体制の強化に取り組みます。
子どもの事故予防のための啓発	乳幼児健診等の場を通じて、誤飲・転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等に取り組みます。
出産準備指導や相談の場の提供	子育ての第一歩である妊娠・出産期を健やかに、かつ安全に過ごし、待ち望む出産として受け入れていくことができるように、指導や相談の場を提供します。妊婦健康診査費の補助を実施することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、安全な出産ができるよう支援していきます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【今後の方針】

○性や健康は十代の心身に関する重要な課題であるため、知識の普及等の保健対策の充実に努めます。

○学童期・思春期の心の問題に関する相談体制の充実に努めます。

施策・事業	概要・方針
性に関する正しい知識の普及	十代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。
喫煙、飲酒、薬物に関する教育	喫煙、飲酒、薬物等に関する教育を推進します。
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成、及び地域における相談体制の充実等を進めます。 一般の相談に加えて、精神科医師によるこころの相談を実施します。 相談窓口カレンダーの配布等を行い、各相談の実施日の周知に努めます。

(3) 食育の推進

【今後の方針】

○食育を推進するために、適切な内容や啓発方法の検討と実施に努めます。

○他市町村の思春期の食に関する取組について情報を収集し、今後の取組の検討材料とします。

施策・事業	概要・方針
食に関する学習会	保健分野や教育分野等の様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。離乳食教室は、参加者からは好評ではあるもののまだ参加者が少ないため、魅力ある教室となるよう努めます。保護者に寄り添い、求めている情報や必要な情報を提供できるよう努めます。
食事づくり等の体験活動の推進	食生活改善推進員による子ども参加型の食事づくり等の体験活動を実施します。また、農林課、給食センター等と連携して、各小学生からの町の旬の食材を使ったメニューの紹介の実施を検討します。
食に関する学習の機会や情報提供	母子の一層の健康の確保を図るために、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。働き盛りの方への支援等について、他市町村の情報を収集し、町での支援を検討します。
食育推進計画の策定	「食」をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対応するため、「食育」に関する計画内容を定めた「第2期多良木町健康増進計画食育推進計画」に基づき、子育てにおける食育の推進を図ります。
「健康づくりと食育」の推進	「食」の大切さを学んでもらえるように、保育所・小中学校で「弁当デー」を設け、親子で弁当をつくり、家族のコミュニケーションの機会や、子ども達に食べ物に対する関心をもってもらえることを目指します。生涯に渡る食生活の改善につながるよう努めます。

(4) 小児医療の充実

【今後の方針】

○産婦人科医療体制や小児科休日在宅当番医制度について、球磨圏域全体の課題として町内外の関係機関と連携し、体制の整備に取り組みます。

施策・事業	概要・方針
小児医療体制の整備	安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を進め、救急時の対応を含めた小児医療体制を整備します。
産婦人科医療及び周産期医療体制の整備	県や近隣市町村及び関係機関との連携を強化し、産婦人科医療体制の維持を図る。

第2節 多良木町で育ってよかった

基本目標3 子どもの豊かな成長を支える学びや遊びの場をつくります

(1) 次代の親の育成

【今後の方針】

○子どもを生み育てることの意義を学ぶ機会を提供します。

施策・事業	概要・方針
子どもを生み育てることの意義に関する教育	子どもを生み育てることの意義に関する教育として「心を見つめる研修会」、「命の尊さ学習会」等団体との連携によって命や自分がここに存在する意義について考える機会を提供しています。
中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	中高生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所（園）及び保健センターでの乳幼児健診の場等を活用し、保育体験を実施し、乳幼児との関わり方や思いやりの心を育てる機会とします。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【今後の方針】

○各小中学校と地域との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

○子どもが安全に安心して教育を受けられる学校環境とするために必要な安全管理体制を整備します。

○特別な支援を必要とする児童生徒等が増加しているため、特別支援教育支援員の配置等のきめ細かな支援に努めます。

○保護者の保育ニーズの多様化に対し、町の実情を踏まえて適切に対応します。

ア 確かな学力の向上

施策・事業	概要・方針
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	子どもや学校、地域の実情を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。外国語指導助手や、オンライン英会話など、グローバル社会に向けた実践的な取組を継続して実施します。熊本大学教育学部附属小・中学校との研究交流の充実に努めます。
ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	活力ある学校づくりのために、学校以外の様々な分野の方に協力いただき、ゲストティーチャーとして様々な分野に関する学習の機会を設けます。

イ 豊かな心の育成

施策・事業	概要・方針
道徳教育の充実	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。
地域との連携による多様な体験活動の推進	地域と学校教育が連携し、多様な体験活動を実施します。今後は、社会教育団体との連携を強化し、効果的な体験メニューの提供を行います。
専門家による相談体制の強化	いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化します。スクールソーシャルワーカーの活用や、学校、関係機関等との情報共有を行い、必要な支援に取り組みます。
子どもの読書活動の推進	読書活動は、子どもたちが人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠かすことのできないものです。言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書活動を推進します。
子どもたちの豊かな心をはぐくむネットワークづくり	学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心をはぐくむネットワークづくりを推進します。今後は、令和元年度に設置した多良木町地域学校協働本部の活動を充実させ、地域と学校のさらなる連携を推進します。

ウ 健やかな体の育成

施策・事業	概要・方針
学校におけるスポーツ環境の充実	地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業をはじめとする学校におけるスポーツ環境全般を充実させます。社会教育部門と連携して、児童生徒の体力向上に努めます。
健康教育の推進	生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。

エ 信頼される学校づくり

施策・事業	概要・方針
教員の資質向上等の研修の実施	教員一人ひとりの資質や指導力の向上を図るために、研究授業や授業研究会を実施し、課題の克服や授業の指導改善に努めます。
安全で豊かな学校施設の整備	子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。
児童生徒の安全管理	学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるように、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。
コミュニティスクールの活用（学校運営協議会制度）	コミュニティスクールの活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ります。今後はコーディネーターを活用し、柔軟に対応できる体制の強化に努めます。
地域に根ざした特色ある学校づくり	地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。今後は、学校運営協議会の充実を図り、地域とのつながりの機会を増やします。

オ 幼児教育の充実

施策・事業	概要・方針
幼児教育についての情報提供	幼児教育の充実のために、保育所から小学校へ子どもの育ちを支えるための資料を送付します。また、幼児教育についての情報提供を行い、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について、保護者や地域住民等への啓発に努めます。
保育所・小学校との連携	小学校における教育へ円滑に移行できるように、小学校との連携を図る体制を構築します。今後は、校区内保育所での学校職員の保育体験や情報交換会を実施し、学校教育へのスムーズな移行を図ります。
保育所における養護機能の充実	保育所が地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを形成し、それらの養護機能が保育に生かされるよう、保育の実施主体として支援していきます。
障がいのある子どもの教育の推進	入園・入所を希望する障がいのある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障がいの種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めます。
教育・保育条件の整備	保育所における、教育・保育条件の整備を推進します。
子どもの育ちの連続性を図る条件整備	保育所、小学校、中学校の関係者等で保・小・中連携担当者会を開催するとともに、公立・私立を問わず連携・交流が深まるように支援します。また、就学にあたっては、情報交換会や学校職員の保育体験の実施、子どもの実態や保護者のニーズに応じた相談等を実施し、小学校への円滑な移行を促進します。
地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所	開かれた保育所づくりを積極的に推進します。 また、地域の人材の発掘・活用を検討します。
保護者の保育ニーズへの対応	保護者や地域の保育ニーズを踏まえ、施設環境整備や人的措置等の受け入れ体制を整備し、量の確保だけでなく質の向上に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【今後の方針】

- 相談支援や情報提供等をととして、家庭の教育力の向上に努めます。
- 関係団体等と連携し、地域での子どもの活動の場や機会の充実を図ります。

ア 家庭教育への支援の充実

施策・事業	概要・方針
学習機会の提供	地域の特性やニーズを踏まえ、地域学校協働活動等の機会を活用し、家庭教育に関する学習機会を提供します。
相談機会や情報の提供	家庭教育等に関して気軽に相談できる機会や、広報誌等による子育て情報の提供の充実を図ります。
地域で子育てを支援する仕組みづくり	地域の実情に応じて、保育所等の関係機関や子育てグループ等が一体となって地域で子育てを支援するための仕組みづくりと、実践に取り組みます。
民間ボランティア等による支援推進	現在、地域の子育て世代の方々が子どもと一緒に楽しく過ごせる場の提供やイベント企画等を試験的に実施しているため、活動の推進につながる支援を検討します。

イ 地域の教育力の向上

施策・事業	概要・方針
子どもの居場所づくり	関係機関のネットワーク構築を図り、公民館、公園などを利用した子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所づくりの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供していきます。また、異年齢の子どもとの交流、高齢者との交流などを通じた社会性をはぐくむための様々な体験活動を促進します。 今後は、育成会議、わかかさ会、PTA等の社会教育団体と連携し取組を推進します。
「あいさつ運動」、「声かけ運動」の推進	PTA等を中心に行われている「あいさつ運動」や「声かけ運動」等の取組は、子ども・家庭と地域の関わりにおいても大切であるため、今後さらに推進していきます。
広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	あいあいSCと連携し、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ります。
子育てを社会全体で担う意識啓発	広報紙、ホームページ、各種セミナー等の多様な場面・媒体を活用し、子育てを社会全体で担う意識の啓発に取り組みます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【今後の方針】

○関係団体と連携し、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。

施策・事業	概要・方針
子どもたちを有害環境から守るための取組	青少年育成会議等の関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、性、暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけます。
テレビやゲームがもたらす悪影響から守るための取組	広報紙・啓発チラシの作成等によって、テレビやゲームがもたらす悪影響を啓発するとともに、ノーテレビデー・ノーゲームデーを推進します。 継続することが重要な事業であるため、引き続き事業の継続と周知啓発を行います。
青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するための啓発活動	青少年育成会議等と連携し、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用等の問題行動を防止することを目的とした各種の啓発活動を推進します。
青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	青少年育成会議等と連携し、青少年の性の逸脱行動の問題点について、教育・啓発を推進します。

(5) 子どもの放課後の活動の充実

【今後の方針】

- 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携した活動の実施を検討します。
- 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後の受け皿の整備に努めます。

施策・事業	概要・方針
放課後や週末等の居場所づくりの推進	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
新・放課後子ども総合プランに基づく受け皿整備の推進	次ページに掲載のとおり、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備の方針を定めました。
様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	公民館、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、民生委員・児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会、社会教育団体等と連携し、児童健全育成の取組を進めます。
夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	放課後児童クラブを活用し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所の確保を行います。今後も長期休暇中の開所を継続して実施します。

「新・放課後子ども総合プラン」について

子どもが保育所等から小学校に進学する際、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなる事を「小1の壁」といいます。

国では、「小1の壁」の打破を目指し、平成26年度に放課後子ども総合プランを策定し、同プランに基づき、放課後児童クラブの約30万人分の整備等、受け皿の拡充を進めています。

一方、近年、さらなる共働き家庭等の児童数とそれに伴う放課後児童クラブ待機児童の増加が見込まれており、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況となっています。

そのため、国は引き続き「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な活動ができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため、新・放課後子ども総合プランを策定しました。

【新・放課後子ども総合プランに掲げる国の目標】

- ・放課後児童クラブについて、令和3年度末（2021年度末）までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人の受け皿を整備。
- ・すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として一万箇所以上で実施することを目指す。
- ・両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

内閣府ホームページより

**「新・放課後子ども総合プラン」に基づく
多良木町の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針**

新・放課後子ども総合プランでは、各市町村に対し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備方針について盛り込むことを求めています。新・放課後子ども総合プランに基づく、本町の整備方針は以下のとおりです。

目標	多良木町の整備方針
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業の推進に示した量を確保します。 引き続き事業を実施しますが、将来的には放課後子ども教室を廃止し、他事業と統合する予定です。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年までの実施計画	現在、各小学校区に1か所ずつ、放課後児童クラブを計4か所実施しています。そのうち3か所は学校の地内又は、学校の近隣にあり、残る1か所は児童が安全に移動できるよう配慮し、車で送迎を行っています。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する上で、定期的に児童クラブ支援員と放課後子ども教室のコーディネーターの打ち合わせの機会を設け、共通のプログラムの内容、実施日等について検討を行います。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施する場合には、小学校の余裕教室の活用を検討するとともに、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用など柔軟な対応を検討します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	定期的に放課後対策について福祉と教育の関係者間で打ち合わせの機会を設定し、実施状況や問題など常に共有し、事業検証や問題解決に対応します。また、両事業で余裕教室等を活用する際は、責任体制を文書化するなどして明確にします。教育委員会と福祉部局で定期的な打ち合わせを行うとともに、学童クラブ指導員と子ども教室のコーディネーターの意見も取り入れ連携を図ります。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置します。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保護者の仕事など、やむを得ない場合に開所時間の延長を行います。別途利用料が発生します。
放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策	今後も継続して小学1年生から6年生までの受け入れを実施し、待機児童0名の維持を目指します。
放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	利用者へのお便り配布や就学時健診において、放課後児童クラブについての周知を行います。

基本目標4 すべての子どもの権利を尊重します

(1) 子育て家庭の経済的支援

【今後の方針】

○子育て家庭の経済的な支援に努めます。

施策・事業	概要・方針
保育料の減免措置	3歳未満の子どもについては、保育料等の減額等を実施します。 3歳以上の子どもについては、多子世帯軽減対象児は、副食費の半額補助を実施します。
児童手当給付	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給します。
相談支援	経済的な支援を必要とする家庭に対して、子育ての育児不安などの総合的な相談支援を実施します。相談者に対し支援等の必要な情報の提供及び助言を行うとともに、育児不安の早期発見のため、関係機関との連携を図り総合的な支援を実施します。

(2) 障がい児施策の充実

【今後の方針】

○パンフレット等の相談窓口への設置や健診時の配布を行い、障がいや療育に関する情報を提供します。

○巡回支援の活用や専門職へ相談する機会の確保に努めます。

○関係機関と連携し情報共有等を行いながら、適切な支援に努めます。

○特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、専門職を活用し、保護者の方がより安心して預けることができるよう努めます。

施策・事業	概要・方針
健康診査や学校における健康診断等の推進	障がいの原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進します。健康診査の必要性や適正な時期について、様々な機会を活用して周知・啓発に努めていきます。
適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーション、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。
教育及び療育に特別のニーズがある子どもへの適切な教育的支援	学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HA）など教育及び療育に特別なニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。

施策・事業	概要・方針
保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受け入れ	保育所や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。 今後は専門職を活用し、保護者の方がより安心して預けることができるよう支援を行います。
福祉型障害児入所施設多良木学園	本町が設立した障害児入所施設「多良木学園」において、療育の必要性が認められた障がい児に対して障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援を行います。また、令和2年度からは、指定管理へ移行し将来的には民間委託とする計画です。

（３）児童虐待防止対策の充実

【今後の方針】

- 全国的に、児童虐待が大きな社会問題となっていることから、児童虐待の早期発見、早期対応のため、関係各課、団体等と連携し、継続的な支援と実情の把握等を行います。
- 民生委員・児童委員の積極的な活用や地域住民に対する児童虐待の現状と防止に関する周知を実施し、地域との連携の強化に取り組みます。

施策・事業	概要・方針
「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の活用	関係行政機関だけではなく、ボランティア団体等とも連携し、単なる情報連絡の場にはせず、個々のケースの解決に向けた取組を行うために、虐待防止ネットワークを積極的に活用します。 関係機関との役割分担や協力体制の強化等を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、発生防止等に努めます。 要保護児童対策地域協議会がより充実した会議になるように、関係機関と協議し、虐待防止に取り組みます。
親と子の心の健康づくり事業	母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化、グループワーク等による専門的な支援サービスメニューの充実を図ります。
家庭児童相談室、子育て支援における取組	母子保健事業や保育所での観察等により、虐待の早期発見・早期対応を充実するとともに、主任児童委員、民生委員・児童委員等の積極的な活用など、関係機関等が連携した取組を子ども対策課を中心として推進します。 相談者に対し必要な情報及び助言を行うとともに、早期発見のために関係機関とも連携を図り、子育ての不安解消に努めます。
民生委員・児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	民生委員・児童委員の、地域における児童の健全育成や虐待の防止に関する活動など、子どもと子育て家庭への支援を推進します。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【今後の方針】

○地域のひとり親家庭等の現状の把握と、日常生活への支援や経済的支援等の様々な支援を適切に実施していきます。

施策・事業	概要・方針
児童扶養手当支給	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。該当者への確実な情報提供と家庭の現状把握に取り組みます。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の生活の安定及び自立を支援するため、医療費を助成します。県の補助を活用しながら、今後も事業を継続して実施します。
多良木町放課後児童クラブ利用者負担助成金事業	町内の放課後児童クラブを利用されている方で、ひとり親家庭や放課後等デイサービス利用家庭を対象に、放課後児童クラブ利用料の半額を助成します。

(5) 里親支援につながる取組

【今後の方針】

- 本町で里親制度を利用する方の元で、子どもが健やかに成長できるように、里親への支援や地域の理解と協力につながる取組の実施に努めます。
- 広報誌やホームページを利用して里親制度の概要や意義等に関する広報を実施し、本制度への理解を促すとともに、積極的に里親登録者の募集を実施します。
- 里親としての資質向上に関する県の研修等についての情報提供等を検討します。
- 児童相談所等の関係機関と連携しつつ、里親にとって安心して子育てができる環境を提供するため、空家や貸家を活用した住居面からの支援等を行い、地域全体で里親とその子どもへのサポートを推進します。

施策・事業	概要・方針
里親の制度の広報及び登録者の募集	町の広報誌やホームページで、里親制度の役割や意義等について積極的に広報し、家族と暮らすことができない子どもたちを自らの家庭で養育する里親を募集します。
里親制度に関する講演会や研修会に関する情報提供	県や県の関係機関等が実施する里親制度に関する講演会や里親としての資質向上につながる講演会、研修会について、情報提供を行うことを検討します。
里親のための空家及び貸家等の有効活用	町内にある空家のうち、提供が可能な物件については、里親制度利用者のニーズに応じて提供し、住居として有効活用を図ります。要望があった場合にスムーズに対応できるように、関係各課間での情報共有を行います。

第3節 いつか多良木町で子育てしたい

基本目標5 仕事と生活の調和を推進します

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【今後の方針】

○男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進します。

施策・事業	概要・方針
男女共同参画に関する啓発	男女共同参画社会の意義や性別による固定的役割分担などについての啓発活動を実施します。令和3年度に男女共同参画計画の見直しを行います。今後も広報・啓発活動を実施します。
広報誌及びホームページへの啓発記事掲載	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する記事を町の広報誌やホームページに掲載するなど広報活動を展開します。
ノーテレビデー・ノーゲームデーを活用したワーク・ライフ・バランスの推進	ノーテレビデー・ノーゲームデーを活用して、親子のふれあう時間を確保し、家族の団らんの時間を創出します。 継続することが重要な事業であるため、今後も事業を継続し、取組の周知に努めます。

(2) 仕事と子育てのための基盤整備と切れ目のない支援の推進

【今後の方針】

○仕事と子育ての両立のための周知啓発等を推進します。

施策・事業	概要・方針
仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催等	仕事をしている方、経営者の方、地域住民の皆さんを対象に、仕事と子育ての両立のためのセミナーや会議を開催します。また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
事業主の計画に基づく取組の推進	本町職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう行動計画を策定し、以下の取組を推進します。 ○ノー残業デーの推進 ○職員の妊娠中及び出産後における配慮 ○子どもの出生時における父親の休暇の取得促進 ○育児休業等の取得しやすい環境整備 ○超過勤務の縮減 ○休暇取得の促進 など

基本目標 6 安心安全な子育て環境を整備します

(1) 良質な住宅の確保と整備

【今後の方針】

○町の実情やニーズ等を踏まえながら、今後も良質な町営住宅の整備に努めます。

施策・事業	概要・方針
良質な賃貸住宅の供給支援	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。町営住宅の申込者の減少により空き家が目立ちます。町中央部へ入居希望者はあるものの、町郊外の入居希望者は少ない状態です。人口が減少する中、需要と供給を踏まえ、町中央部の住宅整備を推進します。
住宅確保に関する情報提供	民間アパート・借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に関する情報提供等に努めます。
シックハウス対策の推進	室内空気環境の安全性を確保するために、シックハウス対策を推進します。

(2) 安心して外出できるまちづくりの推進

【今後の方針】

○子育て世代が安心して外出できるように、道路や防犯灯の整備を検討します。

施策・事業	概要・方針
幅の広い歩道の整備	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路を整備し、移動等の円滑化を推進します。
防犯灯整備事業	防犯灯の整備を進めます。

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【今後の方針】

○交通安全教育や用具等の正しい使用法の周知等を実施し、交通安全を推進します。

○地域住民に対する講座の実施や交通見守り協力者への物品の貸与等、交通安全に関する地域の取組を支援します。

施策・事業	概要・方針
交通安全教育の実施	子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
交通安全教育指導者の育成	安全教育に当たる職員の指導力の向上に努めるとともに、地域住民に対して交通安全教育の指導者を養成する講座などを開催します。
自転車の安全利用の推進	児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。各小・中学校では、交通安全協会により、各学校で交通教室を年 1 回実施し、自転車の正しい乗り方等を指導しています。

施策・事業	概要・方針
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。 今後も、利用者の要望に随時対応します。また、チャイルドシートを貸与する際は、説明書を一緒に渡し正しい使用を推進します。
交通見守り協力者への支援	交通見守り協力者に対しベストの貸与等の支援と、増員を図ります。

（４）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【今後の方針】

○地域の防犯活動の推進や、「子ども 110 番の家」と地域、学校、家庭及び警察との連携の強化を行い、地域全体で子どもを犯罪から守る体制を整備します。

施策・事業	概要・方針
地域防犯活動の推進	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や対象者に応じた防犯学習を推進するとともに、子どもの犯罪被害防止のための巡回パトロールを実施します。協力者へのベストの貸与等を実施します。
「子ども 110 番の家」推進事業	関係機関と協力し、「子ども 110 番の家」を推進し、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。

（５）被害に遭った子どもの保護の推進

【今後の方針】

○関係機関や専門職と連携し、子どもの心のケアに努めます。

施策・事業	概要・方針
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実 【再掲】	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成、及び地域における相談体制の充実等を進めます。 一般の相談に加えて、精神科医師によるこころの相談を実施します。 相談窓口カレンダーの配布等を行い、各相談の実施日の周知に努めます。
スクールカウンセラーの配置	被害を受けた子ども等に対応するため、専門的な立場から支援や助言を行うスクールカウンセラーを配置します。 カウンセリングを必要とする子どもが利用できるように熊本県の事業を活用し取り組みます。
「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の活用 【再掲】	関係行政機関だけではなく、ボランティア団体等とも連携し、単なる情報連絡の場にはせず、個々のケースの解決に向けた取組を行うために、虐待防止ネットワークを積極的に活用します。 関係機関との役割分担や協力体制の強化等を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、発生防止等に努めます。 要保護児童対策地域協議会がより充実した会議になるように、関係機関と協議し、虐待防止に取り組みます。

第3章 目標事業量の設定

本計画に基づく各種事業を展開するにあたっては、以下の目標事業量を設定し、さらに各年度評価を行いながら推進を図ります。

項目		目標 令和6年度	実績 令和元年度
1	通常保育事業	待機児童なし	待機児童なし
2	延長保育事業	5 か所	5 か所
3	夜間保育事業	需要の把握に努める	ニーズ調査を実施
4	トワイライトステイ事業	需要の把握に努める	ニーズ調査を実施
5	休日保育事業	需要の把握に努める	ニーズ調査を実施
6	病児・病後児保育事業	1 か所	1 か所
7	放課後児童 健全育成事業	学童クラブ	4 か所
		放課後子ども教室	3 か所 各校区に 1 か所
8	地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)	3 か所	3 か所
9	一時預かり事業	5 か所	5 か所
10	ショートステイ事業	需要の把握に努める	未実施
11	ファミリー・サポート・センター事業	需要の把握と事業の 実施形態等の検討に 努める	0 か所

第4章 計画の推進体制

第1節 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、子どもと子育て家庭への支援の必要性について理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、市町村、家庭や地域、教育・保育施設、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

1 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

2 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立に対し家庭が果たす役割として、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

3 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、保育士等の専門的な担い手だけではなく、地域社会全体が子どもと子育てに対する関心や理解を深め、子どもの成長を支援し、見守る事が重要です。

4 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが求められます。

5 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

第2節 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

1 関係各課との連携と協働

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の効果的な支援施策を行うために、本町の関係各課との密接な連携を図ります。

2 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要となります。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため本町は、教育・保育施設である町内の保育所や、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて支援を行います。

3 近隣市町村、国、県との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情や必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

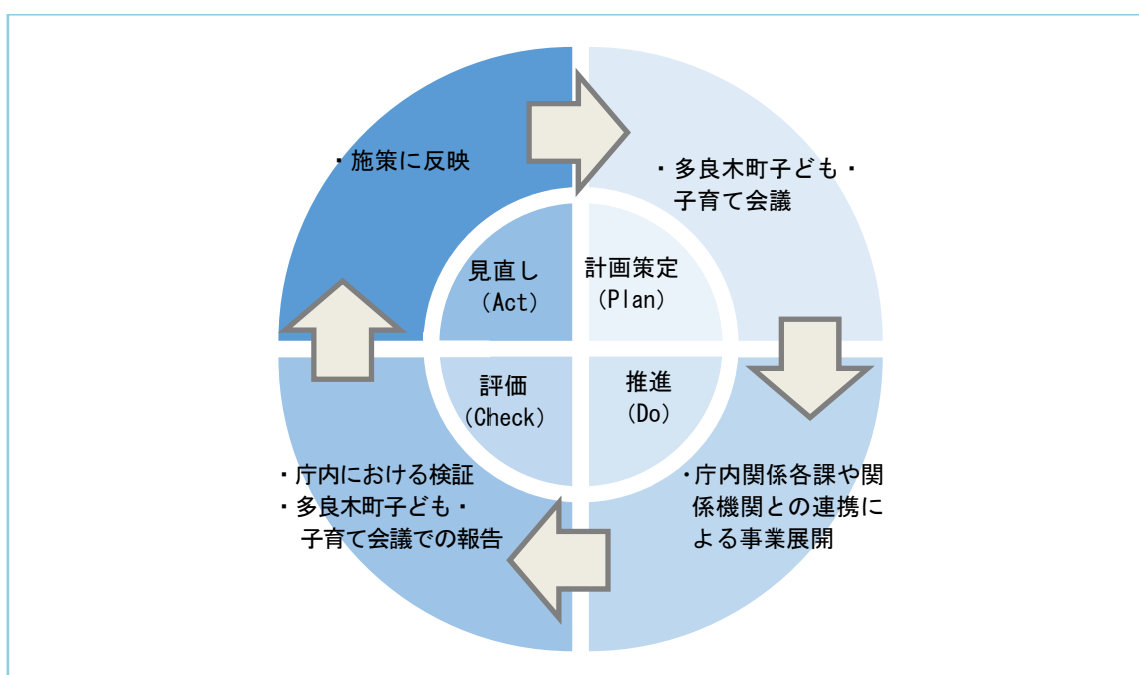
そのため、本町は、町民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、適切な対応に努めます。

また、近隣市町村間の連携を図る上で、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、情報の共有と必要な支援を受けることで、円滑な事業実施を図ります。

第3節 計画進捗状況の管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

評価として、計画内容の審議にあたった「多良木町子ども・子育て会議」において、事務局より提出される、毎年度の進捗状況について、報告を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関・団体等から聴取し、適時、取組の見直しを行います。



資 料 編



第3部 資料編

1 多良木町子ども・子育て会議設置条例

○多良木町子ども・子育て会議設置条例

平成18年3月28日多良木町条例第5号

改正

平成19年3月1日条例第3号

平成25年12月11日条例第28号

平成30年9月28日条例第19号

多良木町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項の規定に基づき、多良木町における子育て支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、多良木町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申又は意見を述べることができる。

- (1) 子ども・子育て会議に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

2 子ども・子育て会議は、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 識見を有する者
- (3) 福祉、保健、医療又は教育等子育て支援に関係する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月1日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 多良木町子ども・子育て会議委員名簿

	区分	役職名	氏名
1	識見者	元多良木高等学校校長	齋藤 健二郎
2	福祉	民生委員・児童委員（主任児童委員）	内場 幸
3	福祉	民生委員・児童委員（主任児童委員）	植原 一喜
4	福祉	むつみ保育園副園長	那須 純子
5	福祉	光台寺保育園園長	橋永 素美
6	福祉	黒肥地保育園主任	鍋田 まゆ
7	福祉	たらぎ保育園園長	箕田 芳恭
8	福祉	くめ保育園園長	松浦 正剛
9	福祉	多良木町社会福祉協議会事務局長	北原 義隆
10	福祉	多良木町保育所保護者会 連絡協議会会長	松本 就顯
11	教育	多良木町校長会長	安達 貴美子
12	保護者	多良木小学校PTA会長	立山 康生
13	保護者	久米小学校PTA会長	田上 卓
14	保護者	黒肥地小学校PTA会長	中村 英明
15	保護者	多良木中学校PTA会長	石井 直文
16	その他 (学童クラブ 指導員)	学童クラブわかば園	久保田 智子
17	その他 (放課後 子ども教室)	放課後子ども教室コーディネーター	西 希

3 第一期多良木町子ども・子育て支援事業計画事業評価一覧

目標 1 子どもと仕事が両立できる環境をつくります

(1) 地域における子育て支援サービスの充実		
ア 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業		
乳幼児健康支援一時預かり事業 (産褥期ヘルパー)	—	実施なし
乳幼児健康支援一時預かり事業 (訪問型一時保育)	—	実施なし
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育<派遣型>)	—	実施なし
ファミリー・サポート・センター事業	休止	依頼会員は少なく固定された数名。しかし協力会員が減少し事業自体が実施できなくなってしまった。登録依頼をしても応募がなく運営できない状態であるため、代用できる事業があれば補うことを検討する。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	4	母子保健法における新生児訪問指導の一環として、全家庭を保健師が訪問し、状況確認や相談、子育て支援に関する情報提供等を行っています。低出生体重児は早期に訪問したり、必要と思われる家庭には複数回訪問し、また必要に応じて医療機関とも情報交換を行っています。実施率100%（全戸訪問） 子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境を把握し、必要なケースには関係機関での早期対応につながるよう、体制の整備を進めています。
養育支援訪問事業	4	保育所訪問をとおして保育士へのアドバイスをしたり、健診等での保護者からの相談にのったり、困り感への助言を行った。ヘルパー事業では送迎や家事支援の利用があった。
家庭的保育事業(保育ママ)	1	ほとんどの子どもが保育所等に通っているため必要性があるかどうかの確認がいる。
イ 施設において保護者の児童の養育を支援する事業		
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ・放課後子ども教室)	3	利用人数が多く、放課後児童クラブ全体での放課後子ども教室との連携は難しいが、一部の児童については連携を取っていただいた。 放課後子ども教室を多良木、久米、黒肥地の各小学校で実施し、子どもの居場所づくりの推進を図った。放課後子ども教室を実施する前提となるのは、地域住民の参画であり、この確保無くしては実施できない。協力者の高齢化により、今後は人材確保が課題となる。また、希望者全員を受け入れることは困難である。
病児・病後児保育事業	3	内容の周知を図るため、農林商工祭でPR用の看板を設置し、折り紙を配布した。乳幼児健診などで紙芝居を活用してPR活動を実施した。なかなか利用者は増加しないが、病気に診てもらえる人がいると考えれば子どもにとってはいいことだと思う。
一時預かり事業	4	私立保育所の自主事業として実施。出産のため里帰り中の保護者や急な用事等の場合に一時預かりで対応している。緊急的な預かり等でも保育所に対応していただいている。今後も園で事業が継続できるように推進していきたい。
ウ 保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業		
ファミリー・サポート・センター事業	休止	依頼会員は少なく固定された数名。しかし協力会員が減少し事業自体が実施できなくなってしまった。登録依頼をしても応募がなく運営できない状態であるため、代用できる事業があれば補うことを検討する。
地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)	4	保育所に入所していなくても自由に参加できる。サークル活動を通じて子育てのノウハウを聞いたり、子育て家庭同士喜びや悩みを共有することができ、心身両面の負担軽減が図られている。親子共に憩いの場となり、毎日利用されている方もいる。
エ 子ども支援事業に関する情報提供		
子育て支援サービスの情報提供	3	子育て支援についての意見交換会の中で、封筒裏に事業のPRを掲載してはどうかという提案があり、試験的に作成した。今後、作成した封筒を活用できるようにしたい。

(2) 保育サービスの充実		
ア 多様な保育サービスの充実		
通常保育事業	4	本町にある保育所(園)の定員総数は320人であり、285人の園児が入所している。多くの施設で定員割となっているため、定員の見直しなど課題解決に取り組みたい。
延長保育事業	4	町内全保育所にて実施。平成27年度より延長保育料金の徴収を開始した。料金徴収開始に伴い利用児童数は大幅に減少したが、各園毎日実施されている。
放課後健全育成事業 (学童クラブ・放課後子ども教室)	4	待機児童もなく、小学校6年生までを対象に受け入れることができた。 放課後子ども教室を実施する前提となるのは、地域住民の参画であり、この確保なくしては実施できない。協力者の高齢化により、今後は人材確保に課題がある。また、希望者全員を受け入れることは困難である。
一時預かり事業	4	私立保育所の自主事業として実施。出産のため里帰り中の保護者や急な用事等の場合に一時預かりで対応している。緊急的な預かり等でも保育所に対応していただいている。今後も園で事業が継続できるように推進していきたい。
地域子育て支援拠点事業 (小規模型指定施設)	4	保育所に入所していなくても自由に参加できる。サークル活動を通じて子育てのノウハウを聞いたり、子育て家庭同士喜びや悩みを共有することができ、心身両面の負担軽減が図られている。親子共に憩いの場となり、毎日利用されている方もいる。
イ 保育士等の研修の充実		
保育所保育士の研修	—	実施なし
「子育て支援員(仮称)」 養成のための研修実施	1	実施なし 町での実施は困難であるが、県の研修に関しては、保育所・学童クラブの支援員に情報提供を行っている。
(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進		
福祉サービス等利用に際しての 配慮	—	無回答
児童扶養手当支給	5	実施。平成30年度継続認定数144名。
ひとり親家庭を対象とした医療 費の助成	5	平成30年度助成対象者数195名 助成件数703件 助成金額1,467,806円 多良木町ひとり親家庭等医療費助成事業により町内のひとり親家庭等における医療費の助成を行った。
(4) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し		
男女共同参画に関する啓発	4	男女共同参画社会の実現を目指し、固定的役割分担意識等についてのポスター・リーフレットを設置し、広報・啓発活動を実施した。
広報誌及びホームページへの啓 発記事掲載	4	男女共同参画社会の実現を目指し、また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、広報・啓発活動を実施した。
ノーテレビデー・ノーゲームデー を活用したワーク・ライフ・バラン スの推進	4	防災無線を通して、町内全体に周知させることができた。しかし、追跡アンケート調査によれば、目的を把握されているかどうかには疑問が残る。
くるみんマーク取得に向けた事 業者に対する支援	—	実施なし
(5) 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進		
仕事と子育ての両立のための社 会資源の整備	3	ファミリー・サポート・センターに関して、活動できる協力会員の数が減少し、事業自体が実施できなくなった。
仕事と子育ての両立支援のため セミナー、会議の開催等		事業実施。
地元商工会等と連携した取組	—	実施なし
保育所と連携した取組	—	実施なし
事業主の計画に基づく取組の推 進	—	記載なし

目標2 安心して子育てできる環境を作ります

(1) 子育て家庭の経済的支援		
保育料の減免措置	4	子育て世帯への経済的負担の軽減に寄与できたが、保育料算定時に該当児童の保育料を減額しているため、多良木町独自の軽減策として認識が不足している。 また、県多子世帯支援事業について、対象が拡充されたことにより、事業費が増加した。
児童手当給付	5	町税等の未納者に対して窓口払いにすることで、保育料等の滞納整理を実施。
相談支援	4	相談者に対し必要な情報及び助言を行うとともに、育児不安の早期発見のため関係機関との連携を行っている。
(2) 障がい児施策の充実		
健康診査や学校における健康診断等の推進	3	妊婦健診は、14回分の公費助成を実施。交付した全員が受診しているが、妊娠届が遅くなり、妊婦健康診査の望ましい回数に達しないケースがある。 乳幼児健康診査（3か月児・6か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・4歳児）を実施している。現在、90%前後の受診率を維持しているが、わずかに未受診者がいる。 平成30年度妊婦健診受診実人員 83人 3・6ヶ月児健診受診率 100% 1歳6ヶ月児～4歳児健診受診率 90.8%
適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	—	事業実施。
教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援	4	各小・中学校に、教員免許を有する人材を、特別支援教育支援員として配置し、学習支援に限らず、場面に応じた様々な支援を行った。 平成31年度は各小・中学校に、特別支援教育支援員を合計14名配置。
保育所(園)や放課後児童健全育成事業(学童クラブ)における障がい児の受け入れ	4	各保育所、学童クラブにおいて障がい児保育を理解し、場の設定等に取り組んでいただいている。
多良木町立多良木学園	4	平成29年度 入所児23名 短期入所利用総数230名 日中一時利用総数443名
(3) 児童虐待防止対策の充実		
ア 関係機関との連携		
「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の活用	4	児童虐待の早期発見、早期対応、予防等に適切に対応するため、関係機関と協力、連携している。平成29年度から、要保護児童及びDV防止対策協議会を実施。
イ 発生予防、早期発見・早期対応等		
親と子の心の健康づくり事業	4	子育てに大なり小なり何らかの不安を感じる人や相談事のある人がおり、各健診時に相談を行っている。健診が相談のきっかけとなることが多いが、健診の場だけでなく、個別での相談も随時対応している。
家庭児童相談室、子育て支援における取組	4	養育能力に問題がある保護者やその子どもに対し、適切な養育が行われるよう相談・指導・助言等を行っている。
(4) 被害に遭った子どもの保護の推進		
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	4	通常は学校内外でスクールソーシャルワーカーが相談対応するため、必要時に学校やスクールソーシャルワーカーにつなぐ役割として以前より連携している。
スクールカウンセラーの配置	4	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと児童や保護者との信頼関係ができ、不登校傾向にある原因等について見つめ直すきっかけとなってきた。
「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の活用	3	児童虐待の早期発見、早期対応、予防等に適切に対応するため、関係機関と協力、連携している。平成29年度から、要保護児童及びDV防止対策協議会を実施。

基本目標 2 多良木町で育ってよかった

目標 1 親子の心と体の健やかな成長を支えます

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実		
乳幼児健診、新生児等訪問、保健指導等の充実	4	共働きの増加や保護者の都合、子どもの体調不良等により受診しないケースが一定数あるが、国で定めた幼児健診よりも密に健診を行っているため、その月齢で受けられなかった場合でも、期間が長く空くことなく次の健診を受診できている。未受診の場合は、関係機関と連携し、受診勧奨及び状況把握を行っている。
乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	4	育児不安があるという回答は減少傾向にある。参加者には健診の場で、問診や個別面談を保健師・栄養士が行い、育児不安等について聞き取りし、全員に相談指導の機会を設けている。 平成 29 年度より健診の場に言語聴覚士や心理士等の専門職が入る機会もでき、保護者の相談に対して、より専門的できめ細かい対応が可能になった。
妊娠期から継続した支援体制の整備	4	すべての母子に対し、おおむね適切な時期に支援を行い不安の解消に努めている。早期から子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境を把握し、必要なケースには関係機関での早期対応につながるよう、体制の整備を進めています。
子どもの事故予防のための啓発	5	乳幼児健診参加者へ指導をしている。また子ども医療電話相談（#8000）の周知を母子手帳交付時から行い、訪問や各乳幼児健診（6 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児）や育児相談（1 歳 2 か月児・3 歳児）で事故予防の啓発資料を配布し、周知している。
出産準備指導や相談の場の提供	5	母子手帳交付時に、両親学級を行い、他の妊婦との情報交換や保健指導・栄養指導を実施しています。交付日に都合のつかない場合は、個別対応で指導をしている。 妊婦健診受診票を母子手帳交付時に発行し、14 回分助成している。
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		
性に関する正しい知識の普及	一	平成 29 年度に多良木中学校性教育講演会を実施。十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大の問題に対応するために、正しい知識の普及の機会が必要である。
喫煙、飲酒、薬物に関する教育	一	各小中学校において、学校薬剤師及び県警、県薬物乱用防止指導員など、関係機関による指導を行っている。
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	4	通常は学校内外でスクールソーシャルワーカーが相談対応するため、必要時に学校やスクールソーシャルワーカーにつなぐ役割として以前より連携している。
(3) 食育の推進		
食に関する学習会	3	離乳食教室を欠席される方に理由を伺い、出席者を増加に努める必要がある。 離乳食教室実施状況 平成 29 年度 27 名中 9 名出席、第一子対象者 11 名中 4 名出席 平成 30 年度は参加者数の大きな増加はない。平成 30 年度食生活改善推進員養成講座実施
食事づくり等の体験活動の推進	3	体験活動の機会でも包丁を初めて持つ生徒がいることや、「切り方の名前を初めて知った」、「家族に作って食べてもらいたい」の感想があり、続けていく意義はある。
食に関する学習の機会や情報提供	3	より地域との距離を縮め、生活習慣病予防の料理や講話を多く実施するために、募集方法等を検討していく。働き盛りの方への支援ができていないため、他市町村の取組を参考に実施する。
食育推進計画の策定	3	食生活改善推進員協議会の協力もあり、実施できた。 各関係機関との連携も少しずつできた。
「健康づくりと食育」の推進	3	保護者と一緒に料理する（段階があるが）事で、食に親しんでいる。 弁当デーを年 5 回設け、実施している。
(4) 小児医療の充実		
小児医療体制の整備	4	球磨圏域の事業として、公立多良木病院等 6 か所で小児医療体制が維持できている。 小児科休日在宅当番医制運営事業 医療機関 6 ケ所
産婦人科医療及び周産期医療体制の整備	4	平成 27 年～令和元年度 球磨圏域産婦人科 5 件

目標2 子どもの豊かな成長を支える学びや遊びの場をつくります

(1) 次代の親の育成		
子どもを生み育てることの意義に関する教育	—	子どもを生み育てることの意義に関する教育として「心を見つめる夏の研修会」、「命の尊さ学習会」、「えびすっ子ステイ」等団体との連携によって命や、個人の存在意義について考える機会を提供した。
中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	4	中学生は保育所（園）で実施している。高校生は健診と学校の授業の日程次第である。（例年日程の都合で実施なし）
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
ア 確かな学力の向上		
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	4	電子黒板の導入、外部企業の学力調査の導入、熊本型授業の取り入れ、国内留学の実施、オンライン英会話事業の実施、熊本大学教育学部附属小中学校と研究交流を実施。 オンライン英会話事業は実践的なコミュニケーション能力の向上につながった。
ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	4	薬物乱用防止について、八代税関支所の方を招き、基本的な知識等についての指導をいただくなど、様々な分野について学ぶことができています。また、様々な職種のゲストティーチャーに参加していただき充実した授業を行うことができた。
イ 豊かな心の育成		
道徳教育の充実	4	研究授業の実施や授業研究会を実施し、指導力の向上を図った。
地域との連携による多様な体験活動の推進	4	豊かな感性と生きる力、郷土愛を育むために、さまざまな団体と連携・協力しながら多彩な体験活動による心の教育を実施した。 地域の多様な職場体験を行い、普段学校では学ぶことのできないことを多く学び、感謝や協力の重要性を学ぶことができた。社会教育団体との連携により、体験メニューの提供を行うことができたが、参加率が振るわなかった。
専門家による相談体制の強化	3	学校や、関係部署と連携して、情報の共有等を行い対応した。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと児童や保護者との信頼関係が構築されてきている。
子どもの読書活動の推進	4	ブックスタート事業、地域団体による読み聞かせ、読書感想文コンクールを実施。 読書活動の推進には、子どもだけではなく保護者に働きかける必要がある。現在の取組を見直す必要がある。
子どもたちの豊かな心をはぐくむネットワークづくり	4	コミュニティスクールにより、学校と地域とのつながりができ、参加者も増加傾向にある。多良木町地域学校協働本部の設置を行うことができた。
ウ 健やかな体の育成		
学校におけるスポーツ環境の充実	3	学校行事や夏季休業等を利用し、体力向上に取り組んだ。また、外部コーチを委嘱し、指導力の強化も図ることができた。
健康教育の推進	4	計画的かつ実働的に地域と連携した健康教育を行うことができた。
エ 信頼される学校づくり		
教員の資質向上等の研修の実施	4	研究授業や授業研究会を実施するなど、指導力の向上に努めた。
安全で豊かな学校施設の整備	3	防犯カメラの設置や、学校敷地内を完全禁煙にするなど安全対策に努めた。
児童生徒の安全管理	4	登校時の、地域の方による指導や、警察署や交通指導員による交通安全教室を行った。
コミュニティスクールの活用（学校運営協議会制度）	4	各小・中学校ごとに様々な活動に取り組み、協力団体等を報告書にまとめた。 令和元年度は、地域学校協働活動本部と連携・協力を図り、より計画的に学校等への支援を行った。
地域に根ざした特色ある学校づくり	4	町に残る歴史や文化・遺産について学ぶ地域体験学習や、保護者、地域の方々とコミュニティスクールについて話し合った。

オ 幼児教育の充実		
幼児教育についての情報提供	—	事業実施。
保育所(園)・小学校との連携	4	保育所と小学校の連携を深めるために、各々の実態を出し合い、課題を洗い出した上で、保小中連携カリキュラムの見直し等の具体的な取組を行った。
保育所(園)における養護機能の充実	4	定期的な情報交換が行われ、支援のつながりができている。
教員・保育士等の資質向上	—	実施なし
障がいのある子どもの教育の推進	5	平成 30 年度放課後児童デイサービス利用 45 名・児童発達支援利用 22 名 関係機関との連携により、保護者との面談の上、必要な支援の利用を決定した。
教育・保育条件の整備	—	事業実施。
教員・保育士間の連携、協力及び子ども間の交流		該当なし（保育所間の連携、人事交流、連絡協議会、合同研修等）。
子どもの育ちの連続性を図る条件整備	4	保育所（園）、小学校、中学校の関係者等で保・小・中連携部会を設置し、情報交換や体験入学などを行い、入学時の支援へつながった。
地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所(園)	4	地域の祭りやイベント等へ参加し、地域住民との関わりの機会を持っている。
保護者の保育ニーズへの対応	3	延長保育・一時預かり保育等、保護者のニーズに合った事業を行っている。
(3) 家庭や地域の教育力の向上		
ア 家庭教育への支援の充実		
学習機会の提供	2	一部事業を実施。
相談機会や情報の提供	3	町内回覧、広報誌に加え、窓口に子育て支援センターだよりの閲覧用ファイルを設置。
地域で子育てを支援する仕組みづくり	—	実施なし
家庭、子どもに対する相談体制の充実	2	私立保育所 3 か所で実施。 サークル活動や園開放の利用者が多いが、相談の利用が極端に少ない。
民間ボランティア等による支援推進	1	ファミリー・サポート・センター事業は、平成 30 年度 利用者 2 名 依頼会員登録者 15 名 協力会員登録者 3 名だったが、協力会員が全員年度途中で辞められた。 ファミリー・サポート・センター等のボランティアでの支援が難しく、休止状態となってしまった。
子育てを社会全体で担う意識啓発	2	広報誌やホームページでの情報提供だけで意識の啓発までは及んでいない。
イ 地域の教育力の向上		
子どもの居場所づくり	—	事業実施。
広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	—	事業実施。
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
子どもたちを有害環境から守るための取組	—	事業実施。
テレビやゲームがもたらす悪影響から守るための取組	4	毎週水曜日に防災無線での周知。防災無線を通して、町内全体に周知させることができた。しかし、追跡アンケート調査によれば、目的が把握されているかどうかには疑問が残る。
青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するための啓発活動	—	事業実施。

(5) 子どもの健全育成		
放課後や週末等の居場所づくりの推進	—	事業実施。
放課後児童クラブの実施	5	目標年度である平成 31 年度までに、町内 4 か所の実施と、うち 1 か所小学校敷地内で学童クラブを運営することができた。 令和元年度 9 月までの平均 【学童クラブ】施設数 4 か所 月平均利用児童数 46 名/施設
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施	5	令和元年度末までに放課後児童クラブを 3 箇所整備することを目標としていたが、現在、4 箇所で実施している。放課後児童クラブのうち 3 箇所は学校の地内又は学校の近隣に放課後児童クラブがある。残りの 1 箇所は車での送迎のため児童が安全に移動できている。
放課後子ども教室の整備計画		事業実施。
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	3	連携した活動は行っているが、定期的な打ち合わせが行えていない。
小学校の余裕教室等の活用		事業実施。
教育委員会と福祉部局の連携	2	定期的な打ち合わせが行えていない。
様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	—	事業実施。
健全育成の拠点としての児童館活動の充実	—	実施なし
夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	5	長期休暇中の開所：4 か所。 すべての学童クラブにて長期休暇中の開所を行っている。
児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	4	ケース会議及び要保護児童対策地域協議会へ参加し、地域の子どもと子育て家庭への支援に努めた。
青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	—	事業実施。
少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	—	実施なし

第3節 いつか多良木町で子育てしたい

目標1 子育て支援のつながり・輪をつくります

(1) 子育て支援のネットワークづくり		
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	—	事業実施。
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	2	子育て情報誌は毎年内容の修正が必要であり大量に印刷することができなかった。平成30年には、広報紙に掲載した子育て支援事業を活用するようにガイドブックを作成した。
町ホームページを活用した子育てに関する情報提供	3	ホームページを活用し情報提供しているが、掲載しているものとしていないものがあり、掲載する情報について整理・検討の必要がある。
子育てに関する意識啓発等の推進	3	子育て支援の関心や理解を深めるには、町内回覧だけでは不十分かと思うが、きっかけ作りになればと考えている。
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
地域防犯活動の推進	—	事業実施。
「子ども110番の家」推進事業	—	各種団体と連携して、子ども見守り箇所の確認を行った。また、交通見守り協力者に対し、ベストなどを貸与した。平成30年度に多良木町青少年育成会議を主体とし、各PTAへの依頼を行った。
(3) 地域の交流と支えによる子育て支援		
地域子育て世代間交流の推進	—	実施なし
子育て支援サービスのための施設の有効利用	—	実施なし
(4) 多良木町の特徴を生かした新たな子育て支援等の創出		
里親の制度の広報及び登録者の募集	3	平成31年度は里親月間の10月に町の広報誌にて里親制度についての記事を掲載したが、掲載していない年度もあった。ポスターやリーフレットを窓口に設置。
県の関係機関や大学等との連携による講演会や研修会の開催	3	平成27年度～平成29年度は市内イベントにて専門ブースを設置する等を行ったが、平成30年度以降は説明会等を継続して実施できていない。
里親のための空家及び貸家等の有効活用	—	実施なし。 里親からの空き家・貸家等の利用ニーズがなく、ホームページ等を利用した情報提供を行っていない。

目標 2 安心安全な子育て環境をつくります

(1) 良質な住宅の確保と整備		
良質な賃貸住宅の供給支援	4	計画どおり建築を行った。
子育て期の多子世帯への優先入居	1	計画では優先入居の制度の活用を図るとしたが、優先入居の制度を定めていない。
住宅確保に関する情報提供	—	実施あり。記載なし。
シックハウス対策の推進	4	新築の町営住宅については概ね推進できた。
(2) 安心して外出できる環境の整備		
公共施設等のバリアフリー化推進	—	国道の歩道の改良は行われているが、特段、関係課との協議は行っていない。
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	—	実施なし
子育て世帯への情報提供	—	実施なし
(3) 安全な道路交通環境の整備と安心できるまちづくりの推進		
幅の広い歩道の整備	—	実施なし
「あんしん歩行エリア」の整備等	—	実施なし
防犯灯整備事業	—	区長からの要望や危険と思われる箇所には、整備を進めている。又、防犯灯の LED 化事業も完了した。 平成 27 年度末 1,235 基から、令和元年度 9 月末 1,466 基と 231 基増加。
(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
交通安全教育の実施	—	事業実施。
交通安全教育指導者の育成	3	講習会、研修を隔年ごとに実施してはいるが、地域住民の交通安全指導者の養成までには至っていない。(講習内容が初歩である。)
チャイルドシートの正しい使用の徹底	3	取り付けや説明書は配布するが、保護者へ直接、指導・助言を行うことがない。 平成 30 年度貸出件数：60 件
自転車の安全利用の推進	4	交通指導員や警察からの実技指導や、ビデオによる学習を行った。また、自転車専門の業者による自転車点検も行った。 自転車の正しい乗り方を学ぶことで、安全で適正な利用につながっている。

第2期多良木町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～6年度

令和2（2020）年3月

発行 多良木町 子ども対策課

〒868-0595

熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648 番地

TEL 0966-42-6111（代表）

町ホームページ <https://www.town.taragi.lg.jp/>
